

水俣市議会会議録

令和6年9月第3回定例会 (8月29日開会)
(9月19日閉会)

水俣市議会

令和6年9月第3回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月19日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	木	午前9時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	30日	金		休 会	議案調査
3	31日	土			市の休日
4	9月1日	日			市の休日
5	2日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	火			議案調査
7	4日	水			議案調査
8	5日	木			議案調査
9	6日	金			議案調査
10	7日	土			市の休日
11	8日	日			市の休日
12	9日	月			議案調査
13	10日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（桑原一知君、平岡朱君、田口憲雄君、杉迫一樹君）（質疑通告正午まで）
14	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（小路貴紀君、藤本壽子君、高岡朱美君）
15	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（肥山美緒君、杉本康宏君、木戸理江君） 議案質疑 委員会付託
16	13日	金	————	委員会	委員会
17	14日	土		休 会	市の休日
18	15日	日			市の休日
19	16日	月			国民の祝日（敬老の日）
20	17日	火	————	委員会	委員会（予備）
21	18日	水		休 会	議事整理日
22	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録目次

令和6年8月29日（木） ——— 1 日目 ———

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	4
日程第4 議第61号 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第5 議第62号 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	5
日程第6 議第63号 水俣市道路占用料徴収条例の制定について	5
日程第7 議第64号 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第8 議第65号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第9 議第66号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特 定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	5
日程第10 議第67号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	5
日程第11 議第68号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第12 議第69号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	5
日程第13 議第70号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	5
日程第14 議第71号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	5
日程第15 議第72号 令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	5
日程第16 議第73号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	5

日程第17 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	1 - 5
日程第18 議第75号 工事請負契約の締結について	5
日程第19 議第76号 財産の取得について	5
日程第20 議第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	5
市長の提案理由説明	5
先議案件に対する質疑	9
委員会付託	9
休憩・開議	9
日程第3 議第60号専決処分の報告及び承認について及び日程第12 議第69号令和6年度水俣市一般会計補正予算（第5号）の2件に関する委員会の審査報告	10
○総務産業委員長の報告	10
○厚生文教委員長の報告	10
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	11
討 論	11
採 決	12
散 会	12

令和6年9月10日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○桑原一知君の質問	3
1 若年層の定住支援について	3
2 市職員の人材確保と育成について	3
3 水俣市立総合体育館について	3
市長の答弁	3

○桑原一知君の再質問	2 - 4
市長の答弁	5
○桑原一知君の再々質問	6
総務企画部総務課長の答弁	7
○桑原一知君の再質問	8
総務企画部長の答弁	9
○桑原一知君の再々質問	9
産業建設部スポーツ推進課長の答弁	10
○桑原一知君の再質問	11
産業建設部長の答弁	12
○桑原一知君の再々質問	13
休憩・開議	13
○平岡朱君の質問	14
1 誰もが安心して利用できる生理用品の設置について	14
2 水俣病問題への取組について	14
教育委員会事務局教育課長の答弁	14
福祉環境部長の答弁	14
○平岡朱君の再質問	15
教育長の答弁	17
福祉環境部長の答弁	17
○平岡朱君の再々質問	17
教育長の答弁	19
福祉環境部長の答弁	20
市長の答弁	20
○平岡朱君の再質問	20
市長の答弁	21
○平岡朱君の再々質問	21
市長の答弁	22
休憩・開議	22
○田口憲雄君の質問	22
1 水俣市都市計画マスタープランについて	22
2 本市の地域振興における水俣・芦北地域振興計画について	23

3 安心安全な医療体制の継続について	2 - 23
副市長の答弁	24
○田口憲雄君の再質問	25
副市長の答弁	25
○田口憲雄君の再々質問	26
副市長の答弁	26
市長の答弁	27
○田口憲雄君の再質問	27
総務企画部市長公室長の答弁	28
○田口憲雄君の再々質問	28
病院事業管理者の答弁	29
○田口憲雄君の再質問	31
病院事業管理者の答弁	31
○田口憲雄君の再々質問	32
休憩・開議	33
○杉迫一樹君の質問	33
1 ふるさと納税返礼品について	34
2 幸橋の架け替えについて	34
総務企画部地域振興課長の答弁	35
○杉迫一樹君の再質問	36
総務企画部長の答弁	37
○杉迫一樹君の再々質問	38
総務企画部長の答弁	40
産業建設部土木課長の答弁	40
○杉迫一樹君の再質問	41
産業建設部土木課長の答弁	42
○杉迫一樹君の再々質問	43
産業建設部土木課長の答弁	44
散 会	45

令和6年9月11日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第 3 号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第 1 一般質問	2
○小路貴紀君の質問	3
1 中心市街地のにぎわいづくりについて	3
2 スポーツに関する宿泊の現状と新たな宿泊施設の整備について	4
3 水俣市自転車市民共同利用システムについて	4
副市長の答弁	4
○小路貴紀君の再質問	5
副市長の答弁	7
○小路貴紀君の再々質問	8
市長の答弁	9
○小路貴紀君の再質問	10
市長の答弁	11
○小路貴紀君の再々質問	12
総務企画部地域振興課長の答弁	12
○小路貴紀君の再質問	13
産業建設部長の答弁	14
○小路貴紀君の再々質問	14
休憩・開議	16
○藤本壽子君の質問	16
1 高齢者が生き生きと安心して暮らせる施策	16
(1) ひまわりプラン（水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）について	
2 水俣病被害者団体の再懇談における熊本県、環境省の回答と水俣市の対応について	17
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	17
○藤本壽子君の再質問	19
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	21

福祉環境部長の答弁	3 - 21
○藤本壽子君の再々質問	21
福祉環境部長の答弁	23
市長の答弁	23
○藤本壽子君の再質問	25
福祉環境部長の答弁	27
○藤本壽子君の再々質問	28
福祉環境部長の答弁	29
休憩・開議	29
○高岡朱美君の質問	30
1 商店街への緑地公園の設置について	30
2 特別支援学級の担任・特別支援教育支援員の増員について	30
産業建設部都市計画課長の答弁	31
○高岡朱美君の再質問	31
産業建設部長の答弁	32
○高岡朱美君の再々質問	33
産業建設部長の答弁	33
教育委員会事務局教育課長の答弁	33
○高岡朱美君の再質問	35
教育長の答弁	37
○高岡朱美君の再々質問	38
教育長の答弁	40
休憩・開議	40
教育長の答弁（続き）	40
散 会	41

令和6年9月12日（木） —— 4 日 目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2

開 議	4 - 3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○肥山美緒君の質問	3
1 市内の太陽光発電設備について	4
2 みなまた生きる支援推進プラン（「水俣市自殺対策計画」）について	4
産業建設部経済振興課長の答弁	4
○肥山美緒君の再質問	5
産業建設部長の答弁	5
○肥山美緒君の再々質問	6
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	7
○肥山美緒君の再質問	7
福祉環境部長の答弁	9
○肥山美緒君の再々質問	9
休憩・開議	10
○杉本康宏君の質問	10
1 グリーンスポーツみなまたについて	11
2 赤潮被害について	11
3 土砂の海への流出について	11
産業建設部スポーツ推進課長の答弁	11
○杉本康宏君の再質問	12
産業建設部長の答弁	14
○杉本康宏君の再々質問	15
産業建設部長の答弁	16
産業建設部農林水産課長の答弁	16
○杉本康宏君の再質問	17
産業建設部長の答弁	18
○杉本康宏君の再々質問	18
産業建設部長の答弁	18
産業建設部農林水産課長の答弁	19
○杉本康宏君の再質問	19
産業建設部長の答弁	19

○杉本康宏君の再々質問	4 - 20
休憩・開議	20
○木戸理江君の質問	20
1 子供たちの暮らしやすさについて	20
2 有害鳥獣問題について	21
教育委員会事務局教育課長の答弁	21
○木戸理江君の再質問	22
休憩・開議	23
○木戸理江君の再質問（続き）	24
教育長の答弁	24
○木戸理江君の再々質問	25
教育長の答弁	28
市長の答弁	28
産業建設部農林水産課長の答弁	29
○木戸理江君の再質問	30
産業建設部長の答弁	30
○木戸理江君の再々質問	31
産業建設部長の答弁	32
休憩・開議	33
質 疑	33
日程第2 議第61号 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について	33
日程第3 議第62号 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
日程第4 議第63号 水俣市道路占用料徴収条例の制定について	34
日程第5 議第64号 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第6 議第65号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第7 議第66号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第8 議第67号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
日程第9 議第68号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	35

日程第10	議第70号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	4 - 35
日程第11	議第71号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	35
日程第12	議第72号	令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	35
日程第13	議第73号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	36
日程第14	議第74号	令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	36
日程第15	議第75号	工事請負契約の締結について	36
日程第16	議第76号	財産の取得について	36
日程第17	議第77号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	37
議案上程			37
日程第18	議第78号	令和5年度水俣市一般会計決算認定について	37
日程第19	議第79号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	37
日程第20	議第80号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	37
日程第21	議第81号	令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	37
市長の提案理由説明			37
休憩・開議			38
質 疑			38
委員会付託			38
日程第22	特別委員会の設置について		38
休憩・開議			39
正副委員長互選結果の報告			39
散 会			40

令和6年9月19日（木） — 5日目 —

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第61号水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13 議第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまで13件に関する委員	

会の審査報告	5 - 4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	8
委員長報告に対する質疑	9
討　　論	9
採　　決	9
日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	9
閉会中継続審査・調査申出書	10
議案上程	11
日程第15 議第82号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	11
日程第16 議第83号 財産の取得に係る追認について	11
市長の提案理由説明	11
休憩・開議	12
質　　疑	12
委員会付託	12
休憩・開議	12
日程第15 議第82号令和6年度水俣市一般会計補正予算（第7号）及び日程第16 議第83号 財産の取得に係る追認についての2件に関する委員会の審査報告	12
○総務産業委員長の報告	13
○厚生文教委員長の報告	13
委員会審査報告書	14
委員長報告に対する質疑	15
討　　論	15
採　　決	15
議案上程	15
日程第17 議第84号 教育委員会委員の任命について	15
市長の提案理由説明	15
質　　疑	16
討　　論	16
採　　決	16
日程第18 議員派遣について	16

採 決	5－16
議案の訂正について（議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分に ついて）（日程追加）	17
総合医療センター事務部総務課長の発言	18
採 決	19
閉 会	19

令和6年8月29日

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（令和6年度補正予算等）の表決

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和6年8月29日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和6年8月29日午前8時46分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和6年9月19日午後1時42分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和6年8月29日（木曜日）

午前8時46分 開会

午前10時25分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （橋 本 晃 君）
主 任 （宮 崎 聖 子 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （原 弘 樹 君）	福祉環境部長 （堤 茂 君）
産業建設部長 （田 中 真 也 君）	総務企画部次長 （岡 本 夫美代 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	上下水道局長 （永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長 （竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長 （白 本 亮 君）
総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）

○議事日程 第1号

令和6年8月29日 午前9時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和6年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (総務産業)

第4 議第61号 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第62号 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第63号 水俣市道路占用料徴収条例の制定について

第7 議第64号 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第65号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第66号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第67号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第68号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第69号 令和6年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (各委)

第13 議第70号 令和6年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

第14 議第71号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

第15 議第72号 令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第16 議第73号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

第17 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第18 議第75号 工事請負契約の締結について

第19 議第76号 財産の取得について

第20 議第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前8時46分 開会

○議長(岩村龍男君) おはようございます。

ただいまから令和6年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告1件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和6年度定期監査（前期分）の結果報告、令和6年4月分、令和5年度出納整理期間分の令和6年4月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、原総務企画部長、堤福祉環境部長、田中産業建設部長、岡本総務企画部次長、白本市長公室長、梅下総務課長、柿本地域振興課長、小島教育長、永田上下水道局長、竹下総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、木戸理江議員、藤本壽子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

令和6年9月第3回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月19日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	木	午前9時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決

2	30日	金			議案調査
3	31日	土			市の休日
4	9月1日	日			市の休日
5	2日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	火			議案調査
7	4日	水		休 会	議案調査
8	5日	木			議案調査
9	6日	金			議案調査
10	7日	土			市の休日
11	8日	日			市の休日
12	9日	月			議案調査
13	10日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
14	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	13日	金	————	委員会	委員会
17	14日	土			市の休日
18	15日	日		休 会	市の休日
19	16日	月			国民の祝日（敬老の日）
20	17日	火	————	委員会	委員会（予備）
21	18日	水		休 会	議事整理日
22	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

- 日程第4 議第61号 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第62号 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第63号 水俣市道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第7 議第64号 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第65号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第66号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第67号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第68号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第69号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議第70号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議第71号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第72号 令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第16 議第73号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 日程第18 議第75号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議第76号 財産の取得について
- 日程第20 議第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第3、議第60号専決処分の報告及び承認についてから、日程第20、議第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまで、18件を一括して議題とします。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第60号専決処分の報告及び承認について、専第8号令和6年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、7月の大雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,637万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ169億1,932万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第7款土木費に、市営住宅管理事業、第10款災害復旧費に、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の追加を計上いたしております。

次に、議第61号水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康増進法に基づく、水俣市健康増進計画の改定に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第62号水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、予防接種法に基づく予防接種により生じた健康被害について、医学的見地から調査または審議し、適正な処理を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第63号水俣市道路占用料徴収条例の制定について申し上げます。

本案は、道路占用料の額及び徴収等について、国及び他地方公共団体の動向に合わせて適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第64号水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市道路占用料徴収条例制定に併せて、その関係条例である水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正し、適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第65号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地6号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第66号水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、コンビニでの印鑑登録証明書交付を開始するにあたり、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書での取得を可能とするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号令和6年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,035万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ169億5,968万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、定額減税に係る調整給付事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第70号令和6年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,315万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ170億8,283万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、物価高騰対策事業、第9款教育費に、図書館管理運営費、体育施設管理運営費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、図書館管理運営費の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、文化会館管理委託料の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外3件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第71号令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,591万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億6,870万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第72号令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億4,533万円、事業費3億6,166万円

で、差引き8,367万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は6,409万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入3,302万円、資本的支出 3 億9,495万円となり、差引き不足額 3 億6,193万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,957万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億2,447万円、過年度分損益勘定留保資金 1 億4,789万円、建設改良積立金7,000万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億3,409万円につきましては、建設改良積立金に 6,365万円を積み立て、一般会計に44万円を納付、資本金に7,000万円を組み入れる処分を行います。

次に、議第73号令和 5 年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益 8 億8,641万円、事業費 8 億6,310万円で、差引き2,331万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は797万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 4 億3,942万円、資本的支出 7 億3,703万円となり、差引き不足額 2 億9,761万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,534万円、過年度分損益勘定留保資金2,974万円及び当年度分損益勘定留保資金 2 億5,253万円で補填いたしております。

次に、議第74号令和 5 年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入69億2,789万円、収益的支出74億144万円となり、差引き 4 億7,355万円の損失となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純損失は 5 億3,383万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 6 億3,545万円、資本的支出12億1,420万円となり、差引き不足額 5 億7,875万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,028万円、減債積立金 4 億5,513万円、過年度分損益勘定留保資金6,334万円で補填いたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高22億820万円につきましては、減債積立金に 4 億4,984万円を積み立てる処分を行います。

次に、議第75号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和6年7月11日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,668万円で坂田・古里特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第76号財産の取得について申し上げます。

本案は、水俣市立小中学校パソコン売買及び更新のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和6年6月20日に指名競争入札を実施し、契約金額2,386万100円でアスクシステムと売買及び更新業務契約の仮契約を締結いたしております。

次に、議第77号熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案しようとするものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第60号から議第77号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第60号専決処分の報告及び承認について、及び議第69号令和6年度水俣市一般会計補正予算第5号の2件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第60号専決処分の報告及び承認について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第69号令和6年度水俣市一般会計補正予算第5号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第60号及び議第69号の議案2件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前9時2分 休憩

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案2件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第60号専決処分の報告及び承認について、専第8号令和6年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、7月の大雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,637万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ169億1,932万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第7款土木費に、市営住宅管理事業、第10款災害復旧費に、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費を計上している。

なお、財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

最後に、議第69号令和6年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

財源として、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

議第69号令和6年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、定額減税に係る調整給付事業を計上しているとの説明

を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年8月29日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	承 認	全員賛成
議第69号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第5号）中付託分	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年8月29日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第69号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第5号）中付託分	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第60号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第69号令和6年度水俣市一般会計補正予算第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(岩村龍男君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明30日から9月9日までは、議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、9月10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月2日正午まで、議案質疑の通告は9月10日正午まで、それぞれ御通告願います。

それでは、本日はこれで散会します。

午前10時25分 散会

令和6年9月10日

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月10日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時2分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（宮 崎 聖 子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（原 弘 樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田 中 真 也 君）	総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	病院事業管理者（坂 本 不出夫 君）
上下水道局長（永 田 久美子 君）	総合医療センター事務局総務課長（竹 下 昭 博 君）
総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	産業建設部スポーツ推進課長（中 村 俊 彦 君）
産業建設部土木課長（永 松 正 治 君）	教育委員会事務局教育課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第2号

令和6年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 桑 原 一 知 君 | 1 若年層の定住支援について |
| | 2 市職員の人材確保と育成について |
| | 3 水俣市立総合体育館について |
| 2 平 岡 朱 君 | 1 誰もが安心して利用できる生理用品の設置について |
| | 2 水俣病問題への取組について |
| 3 田 口 憲 雄 君 | 1 水俣市都市計画マスタープランについて |
| | 2 本市の地域振興における水俣・芦北地域振興計画について |
| | 3 安心安全な医療体制の継続について |
| 4 杉 迫 一 樹 君 | 1 ふるさと納税返礼品について |
| | 2 幸橋の架け替えについて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、中村スポーツ推進課長、永松土木課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願

います。

初めに、桑原一知議員に許します。

(桑原一知君登壇)

○桑原一知君 皆さんおはようございます。真志会の桑原一知です。

いつもは、最終日でしか姿を見せませんが、今回は、トップバッターですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは通告に従い質問に入ります。

1 番、若年層の定住支援について。

①、地場企業に就職し、ふるさとを選んできた高校生に対して、どのような支援を行っているのか、お尋ねいたします。

②、進学や就職を機に、水俣市を離れたが、本市に就職・再就職した場合の支援はどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

③、地元若年層を積極的に採用できるように、企業に対して、どのような支援を行っているのか、お尋ねいたします。

2 番、市職員の人材確保と育成について。

①、採用から育成にかけて現状の取組はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

②、自治体のデジタル化や海外との交流が進む中、これらを担う人材の確保はどのようになっているのか、お尋ねします。

3 番、水俣市立総合体育館について。

①、水俣市立総合体育館の利用状況はどのように推移しているのか、また、利用者を増やすためにどのような取組を行うのか、お尋ねいたします。

②、今後の整備計画はどのようになっているのかお尋ねします。

③、大会や合宿など、今後のスケジュールはどのようになっているか、お尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 初めに、若年層の定住支援について、順次、お答えします。

まず、地場企業に就職し、ふるさとを選んできた高校生に対し、どのような支援を行っているか、との御質問にお答えします。

本市で取り組んでいる地場企業に就職した高校生等への支援として、市内への労働者の定着と若者が暮らしやすいまちづくりに向け、市内に定住し、市内企業に就職または市内で創業した30

歳以下の方の奨学金返還を支援する「水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金」を設けております。

次に、進学や就職を機に水俣市を離れたが、本市に就職・再就職した場合の支援はどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

先ほどの答弁で御紹介しました奨学金返還支援補助金に加え、市外から本市に転入し、市内企業に就職または市内で創業した方に対し、奨励金を交付する「水俣市就業・創業者転入支援奨励金」を設けております。

そのほかにも、若年層の定住化に向けた支援として、本市に転入して住宅を新築、または中古住宅を取得した場合に補助金を交付する「水俣市住居取得支援補助金」や本市に居住し、婚姻を契機とした住宅の新築や中古住宅の取得、賃貸物件への入居費用や転居費用等に対し補助金を交付する「水俣市結婚新生活支援補助金」の制度もあります。

次に、地元若年層を積極的に採用できるよう、企業に対し、どのような支援を行っているかの御質問にお答えします。

本市では、地場企業において、地元の高校生を積極的に採用できるよう、水俣高校、芦北高校、芦北支援学校等が合同で実施している「しごと発見塾」の開催を支援しています。

しごと発見塾は、水俣・芦北地域の高校生へ、地場企業の魅力を発信し、高校卒業生やUターン就職希望者の地場企業への就職率を高めることを目的に、平成28年度から開催しており、昨年度は3校から約210人の高校生と水俣・芦北地域から20社の企業・事業所が参加しました。

市としては、企業支援員を中心に、地場企業へ開催情報を周知し、参加企業の募集や参加登録等の支援を行っております。

また、市内企業・事業所から若年層の採用について、企業支援員へ相談があった際には、水俣高校のキャリアサポーターの方への情報共有なども適宜行っております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 日本において、1970年代から過疎地域対策を講じてきましたが、この過疎化の進行は、依然と続いております。本市でも高齢者の割合が高く、若年層や働き盛りの人口が少ない状況であり、これも深刻な課題だと考えております。

この課題解決のために、先ほど御答弁にもありましたように、様々な施策等を講じておられ、一定の成果は表れていると感じておりますが、即効性を有するまでにはもう少し時間が必要だと考えております。

まずそこで、水俣で育ち、地元企業に就職してくれた高校生・大学生に対して、支援を拡充できないかと強く感じております。そこで、本市で就職となりますと、通勤や仕事でも、移動というのは、自動車が必要と考えます。ですので、まず運転免許証の取得が必要となります。

そこで定住支援策の一つとして、地場企業に就職する高校生・大学生に対して、住民票を有することなどを条件に、地元自動車学校費用を一部補助することで、本人や保護者の負担軽減にもつながると考えますが、見解をお尋ねいたします。

次に、水俣高校卒業後の実績を見聞きしますと、大学や専門学校などに進学する生徒さんも非常に多いというふうに聞いております。新天地で新たな友人と出会い、数多くの経験を体験することは、人生の糧となると感じておりますので、本市を一旦離れるということも選択肢の一つであります。

このような若年層がふるさとを思い、水俣を生活の拠点として、選んでくれたときの支援として、水俣市就業・創業者転入支援奨励金や水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金など、様々な支援があります。これらを活用し、本市に定住していただいた方も、いらっしゃると思います。

しかし、この支援の条件に該当しない若年層も、一定数いると考えております。住民基本台帳に登録されているか、それとも1年間、登録されていないか。奨学金制度を利用しているか、いないかなど、水俣市に住民票を有するという、言わば定住していただくことが目的であれば、双方支援することも一案だと考えます。

このようなことから、進学や就職を機に、本市を離れていた方に対し、過去1年間、本市の住民基本台帳に登録されていない方には支援がありますが、水俣に居住しながら、市外の高校や大学に通い、卒業後地場企業に就職した方にも、水俣に継続して居住することを条件に、奨励金を交付できないか、お尋ねいたします。

次に、若年層にとって最も関心があるのは就職先ではないでしょうか。しごと発見塾は、高校1年生を対象に実施されており、早い段階から、地元企業の仕事内容や魅力、またやりがいなどを発見する機会として開催されています。この絶好の機会に、水俣に定住することの魅力を発見してもらいたいと考えまして、そのしごと発見塾で、地元企業側が本市の支援策を紹介してもらえる、こういった連携も重要と考えますので、分かりやすいリーフレットや、データ等を活用できないか、3点お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員御質問の2回目の御質問にお答えします。

まず、1点目の地場企業に就職をする高校生や大学生に対して、住民票を有することなどを条件に、自動車学校の費用を一部補助したらどうか、という御質問ですが、本市への若年層の定住化に向けて一定のニーズがあるものと考えております。実際に就職する学生たちのニーズを探りつつ、他自治体の事例等を考慮し、選ばれる水俣の実現に向け、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

2点目の進学や就職を機に一旦この水俣を離れて、住民基本台帳から一旦よそに行かれる、その方と、ずっと水俣に定住しながら、仕事や大学に通っている人たちの差をなくしたらどうか、というような御質問であったかと思います。

現在の「水俣市就業・創業者転入支援奨励金」の交付要件につきましては、住民票を一時的に移すことで、奨励金を不正に受給することを防ぐために、過去1年以内に水俣市に居住していないことを要件に定めているものでございます。

しかしながら、議員が御指摘のとおり、水俣市に居住している高校生や大学生等が市内の企業に就職するケースも考えられますので、現制度の要件見直しだけでなく、新たな制度の構築を含めて、支援策を検討してまいりたいと思っております。

最後3点目の、しごと発見塾で、企業側からも本市の支援策を紹介してもらえるような、そういった連携をとって、リーフレット等を活用できないかという御質問でございました。

このしごと発見塾におきましては、本市の移住定住等に向けた支援策を、企業及び学生に周知することは、地場企業に就職してもらうために効果的だと考えておりますので、今年度開催予定のしごと発見塾におきまして、リーフレット等を活用して、情報提供等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

やはり生まれ育った若者を、外に出さない、外に出ても生活の拠点を選択する場合は、ふるさとを選んでほしいという思いで、特に高校生や大学生の支援を中心に質問をさせていただきました。

3つのビジョンということで、「外貨を稼ぐ水俣」、「選ばれる水俣」、「活力生まれる水俣」、ありますが、私はこの中で一番の基軸は、やっぱり「選ばれる水俣」だと感じております。

外貨を稼ぐ水俣であっても、やはり水俣を選んでいただいて、水俣に居住していただきながら、外に出て行って外貨を稼いできていただく、これは企業も一緒だと思いますので、そういった部分、また、水俣に住んでよかった、そしてこれから住んでみたいという魅力ある水俣で、活力が生まれてくるということで、この「選ばれる水俣」、これは非常に基本の部分だと考えております。

今後も、若年層が水俣を選び、住んでよかったと実感してもらえるような施策をどんどん推進していただいて、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 次に、市職員の人材確保と育成について、答弁を求めます。

梅下総務課長。

（総務企画部総務課長 梅下俊克君登壇）

○総務企画部総務課長（梅下俊克君） 次に、市職員の人材確保と育成について、順次、お答えします。

まず、採用から育成にかけて現状の取組はどのようなになっているのか、との御質問にお答えします。

採用に関して、優秀な人材、多様な人材、そして何より水俣市に愛着を持つ人材を確保するためには、新卒者のほか、多様な経験や知識・技能を持つ人材に向けて周知広報に努めること、特に、水俣市出身の若者へのアピールが重要であると考えております。

現在手続が進行中の令和6年度職員採用試験においては、受験申込みの手続を市のホームページを通じて、ネット上で完結できる仕組みを初めて使用しました。

また、求人サイトを活用して、全国の大学等に向けて、採用情報をネットで発信したところ、県外に進学している学生からの応募が増え、手応えを実感しているところです。

また、民間企業等経験者枠において、対象年齢の上限を40歳から50歳に拡大し、幅広い人材へのアプローチを図っております。

育成に関して、本市では、新規採用職員には約2週間の集合研修を実施するほか、担当事務に関する個別の研修や、実際に事務を担当しながら、職場内での指導を受け、まず担当業務への習熟を深めます。

その後、経験年数や職位に応じた階層別研修のほか、業務に必要な講習、外部講師による集合研修などを定期的に実施しております。

また、本市の職員を内部講師とした階層別研修の機会を設け、組織内部において、行政経験の世代間の継承を図っております。

このほか、市町村アカデミーでの専門性の高い研修や、国や県への長期派遣研修など、様々な研修の機会を通じて、市政を担う人材づくりに努めております。

次に、自治体のデジタル化や海外との交流が進む中、これらを担う人材の確保と育成はどのようなになっているか、との御質問にお答えします。

デジタル化の推進に当たって求められるのは、「デジタル時代の住民ニーズを的確に酌み取る視点を持つ職員」、「既存の事務事業をデジタル化の視点から見直すことのできる職員」、そして、それを実行に移すことのできる組織の在り方だと考えております。

本市では、情報管理部門に、システム運用に関して十分な知識と経験を持つ職員を配置して、各業務主管課におけるデジタル化の取組を支援してまいりました。

さらに、今後、自らの担当業務におけるデジタル技術の活用、業務効率化を主体的に考えることのできる人材を育成するため、国や県の支援事業を活用して、職員全体のデジタル知識の底上げを図っております。

また、デジタル化、業務効率化に関する知見が、次の世代に適切に継承されるよう、採用、異動、昇任等の各段階において、長期的な観点から、知識・経験を有する職員の確保・育成に努めております。

海外との交流を担う人材については、本市では、自治体国際化協会のJET事業を通じて、国際交流員を配置し、継続して国際交流の推進に努めておりますが、これら交流事業への参加を通して、市職員の啓発につながっているものと考えております。

また、来週から、水俣高校生がアメリカ・スタンフォード大学のオンライン授業を受講する「グローバル人材育成事業」を開始します。この事業に、より多くの職員が携わることで、国際感覚を磨いてもらうことを期待しております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 少子化や景気回復に伴い、民間における採用活動が活発していることや、自治体間でも、競争が生じている中、企画力や対応力がある優秀な人材を確保する努力は、一層必要であると考えております。

本市では、令和6年度採用試験から、先ほど答弁にありましたWebでのエントリーや、求人サイトを活用した採用情報のネット配信、また民間経験者枠での対象年齢の緩和など、取り組んでいるということでした。

このような中、特に技術職は民間企業との人材の取り合いの様相であります。このような技術職の獲得には、やはり早めのアプローチが必要ではないかと考えています。早めに人材にアプローチし、資質や能力を判断する時間も必要と考えます。

そこで、水俣市役所内の雰囲気や業務を知ることだけではなく、実際に業務に携わり、市民と触れ合うことで、本市に対する思いも生まれるのではないかと考え、大学生や高校生などを対象に、インターンシップ制度を導入してはどうか、見解をお尋ねいたします。

次に、育成ですが、近年急速に進んできたデジタル化は日進月歩であります。新たなスキルを習得する必要があります。職員のスキルアップも求められ、今後の行政業務では欠かせない人材だと感じております。デジタル化でどう市民の生活に資するのか、また、業務にどう活用し効率化が図れるかなど、全職員のスキル向上のため、国や県の支援事業も活用し、職員全体の底上げを図るということでした。是非、特に、業務の改善という意味では、やはり簡素化できる部分はたくさんデジタルであると思いますので、そういったところも、ぜひ考えていただいて、なるべく業務を簡素化させるということを考えていただきたいと思います。

また、アメリカのスタンフォード大学との「グローバル人材育成事業」や、海外との交流を通して、多くの職員が携わっていただいて、様々な施策推進の一翼となる人材の育成に期待しております。

このように、複雑かつ多様化する業務の中、職員同士が気軽に相談でき、解決していくという環境づくりは重要です。若い職員の方々が仕事に悩み、不安になり業務に対してやる気がなくなるとことは、回避しなければなりません。仕事に対する不安がなくなれば、モチベーションも上がり、市役所全体の活気も上昇すると考えております。

このようなことから、職員の適性や能力に応じて対応でき、日常の業務の中で、知識や技術を指導できるOJTは人材育成の基礎だと考えております。

本市でも人材育成基本方針に挙げてありますが、もっと効果的に、そして積極的に運用してはどうか、お尋ねいたします。2点です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

まず、1点目でございますが、大学生や高校生などを対象にインターンシップ制度を導入してはどうか、との御質問がございました。

本市では、これまで学生の職場インターンと同様のものとして、防災フェスタなどのイベントスタッフ受入れのほか、市内中学校の職場体験で中学生を受け入れた事例があります。

議員のおっしゃるとおり、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域を支えることができる人材の育成に向けて、高校生や大学生の段階で地域を知り、親しむ機会をつくることは、人材の確保のみならず、定住人口の増加に向けた取組としても意義のあることだと考えます。

一方、市役所では、個人情報を取り扱う職場が多いことが問題となるほか、受入期間中、対応に当たる職員が必要となるなどの課題もありますので、今後どのような形なら実施できるのか、検討してまいります。

2点目の質問といたしまして、OJTをもっと効果的に、そして積極的に運用してはどうか、との御質問がございました。

職員が仕事を通じて先輩の指導を受け、世代を超えて知識や技術、ノウハウ、職員としての心構えなどを受け継ぐことは、行政経験の世代間の継承につながる、非常に大切なことであると考えております。

OJTの形をとって行われる、先輩から後輩への教育や指導は、日常的に各職場で行われているところであり、今後も適切に実施するよう努めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございました。

インターンシップのほうは、やはり市役所内だと、個人情報、そういったものを扱うところが多いというところでそういった問題もあるかと思えますけども、やはり入庁してから、思ってい

た仕事じゃなかったとかですね、ちょっと勘違いじゃないですけどもそういった、ただ市役所に合格することが目標になっているっていう方も、もしかしたらいるかもしれません。そういったのを防ぐ意味では、インターンシップを利用して、職場の雰囲気、そしてどういった業務をやっているのか、そういったものもまず知っていただいた方が、採用、来ていただくっていうのが、私はベストだと思います。

そういった、また、やる気が出ないとかですね、仕事に前向きになれない、自身が希望するところに配属されない。また、病気等々で、様々な理由で、モチベーション低下につながるというふうに考えています。これもやっぱり民間企業も、同じですので、私も議員になる前はサラリーマンでしたので、そういった営業職でしたけど、こういう仕事だと思わなかったとかですね、それは仕事を通して、やはり吸収していく部分で解決をしていくような形がありました。

そういったところはやっぱり、OJTということで人材育成、一緒についていただいて、技術を学ぶ、そういったことも重要ですので、人を育てるといのは結構難しいとは思いますが、入り口の部分だけでも、まずしっかりしていただくということも必要じゃないかなというふうに思っています。

全国でも自治体職員の休職者の方が多いというふうに書かれていまして、問題になっております。何より休職中の職員の代わりに、ほかの職員の方が業務を負いますので、その職員の方のモチベーション低下っていうのも、懸念されます。もし休職者の底意で、努力されている職員に業務負荷が高くなるような制度設計であれば、これを見直すことも必要じゃないかなというふうに考えております。

職員一人一人が、健康で元気ある市役所でなければ、市民のためによりよいサービスを提供することはできません。これからは人がもっと大事になってきます。今後の人材確保育成については、前向きにそして積極的に取り組んでいただくことを期待して質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市立総合体育館について、答弁を求めます。

中村スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（中村俊彦君） 次に、水俣市立総合体育館について、順次、お答えします。

まず、水俣市立総合体育館の利用状況はどのように推移しているのか。また、利用者を増やすために、どのような取組を行うのか、との御質問にお答えします。

水俣市立総合体育館における近年の利用状況につきましては、令和元年度は、10万1,614人でしたが、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による休館等があったため、大幅に減少しました。令和4年度は、大アリーナ特定天井改修工事、令和5年度も、大ア

リーナ空調設備整備工事のため、利用停止期間がそれぞれ6か月ほどありましたが、令和4年度は、7万1,973人、令和5年度は、8万5,158人の利用があります。

また、利用者を増やすための取組としては、大アリーナ空調設備が整備されたことをセールスポイントとして、これまで以上に関係団体や関係機関に、スポーツ大会や合宿の誘致について、引き続き積極的に行ってまいります。

次に、今後の整備計画はどのようなになっているか、との御質問にお答えします。

昨年度の大アリーナ空調設備整備に引き続き、今年度は小アリーナの空調設備整備を行うほか、計画的に必要な備品の整備を行うなど、スポーツ大会や合宿の誘致に向けた環境整備を行ってまいります。

次に、大会や合宿など、今後のスケジュールはどのようなになっているか、との御質問にお答えします。

本市のスポーツ協会の各種目団体の年間事業計画、及び総合体育館の予約状況によると、大きな大会としましては、9月にバスケットボールのU12県リーグ、10月にU12JNC杯が開催予定となっており、12月には水俣市会長杯少年少女空手道大会が約700人規模で開催予定です。

また、合宿としましては、高校女子バレーボール合同合宿が9月末に予定されています。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 今までの市立総合体育館の役割というのは、いろんな自治体も一緒だと思いますけれども、やはり、住民の健康増進や教育などを目的として、これまでは整備されてきたものだと思っております。

今後は、その目的プラス、スポーツと観光の拠点であるエコパークと肩を並べ、その役割を担うような、利用推進が求められるものだと考えます。

大アリーナ空調整備も完了し、先ほど答弁にありましたバスケットボールのU12の県リーグや、JNC杯、また空手道大会の開催、また、高校の女子バレーの合同合宿というのが予定されているということで、成果は表れていると感じています。

引き続き、小アリーナの空調整備も行われるということで、環境もさらに整いますので、今以上に積極的な誘致活動に期待しております。

そういった中でも、私が気になるところというか、課題ではないかなというところがあります。それは総合体育館の予約状況を見ても、夏休み期間中であっても、昼間の利用者が少ないというふうにちょっと感じました。日常に家族・友人等でスポーツを楽しめる空間づくりが重要じゃないかなというふうに考えています。

例えば、ボルダリングがありますけども、オリンピックでも競技としてありましたけども、やはり、あれは壁を登るときには、次に手はここにおいてとか、足はここにおいてっていうふうに

考えながら、登っていくスポーツであります。体を動かすだけでなく、脳もフルで動かします。ですので、集中力や挑戦する気持ち、そういったものを考えると、体力向上プラス学習面でも、いい効果が期待されるのではないかというふうに考えています。

このような、アスレチックな場所を設置することは、利用者を増やす取組になるんじゃないかなというふうに考えますが、見解をお尋ねいたします。

また、合宿の誘致獲得には、施設の充実・宿泊・食事・交通手段など、ほかにもあるのかもしれないですけども、こういった必要な機能や競争に打ち勝つ特徴、要は強みっていうものが、これを増やす、ということが重要だというふうに考えています。

チームトレーニングのメニューにもよりますが、プールもあるのでプールも活用できますし、ミーティングルームもあります。トレーニングルームも完備していますが、ただ、アスリート向けの機器が、そろっているわけではありません。そこで、高校、大学、実業団が活用できるトレーニング機器がそろえば、それも強みの一つになります。そこで、両アリーナの空調も整備が完了し、強みが増えるという中で、水俣市は良質な温泉を有しております。試合や練習での疲れた体を癒せること、これも強みの一つであります。これにもう一つの強みとして、合宿等で来られた選手も、活用できるようなトレーニングルームをスポーツ振興の財団の支援とかでですね、そういったもので活用し、整備してはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 桑原議員2回目の御質問にお答えをいたします。2点ございました。

まず、ボルダリングにつきまして、体を動かすだけではなく、脳もフルに動かして、集中力や体力向上、学習面でもいい面が、効果が期待される。このような場所を設置すれば、利用者が増えると思うがどうか、との御質問でございました。

総合体育館内にボルダリング設備を整備することは、ほかの競技の利用に制限をかけてしまうことが予想されますので、現段階では難しいと考えておりますが、議員御指摘のとおり、家族・友人などでスポーツを楽しめる空間づくりも重要であると認識をしております。ボルダリング設備も含め、他自治体の整備状況を調査するなど、検討していきたいと考えております。

次に、空調整備も計画的に進んで、大会開催、合宿誘致に動いている中、水俣市の良質な温泉があって、こちらは疲れた体を癒やすための強みになるということでございました。

また、もう一つの強みとしまして、合宿で来られた選手も活用できるトレーニングルームを整備してはどうか、との御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、今年度末には小アリーナの空調設備整備も完了見込みであることから、これまで以上に大規模な大会や合宿の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考え

ております。

また、国民保養温泉地として指定をされました、本市の湯の児・湯の鶴の良質な温泉を生かし、今年度、スポーツ選手に特化したリカバリープランの造成を検討しているところであり、アスリート向けのトレーニング機器につきましても、専門家に助言いただく予定としております。

今後は、スポーツ振興財団の助成等の利用も視野に入れながら、議員御指摘のトレーニングルームの施設の充実についても考えていきたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

リカバリープランということで、温泉を利用して、選手を癒やす、疲れを癒やしてもらうということで、非常にいい動きじゃないかなというふうに感じておりますので、ぜひ、取組を前にどんどん進めていただきたいと思います。

水俣市立総合体育館の目的は、先ほども言いましたけども、市民の健康増進・教育等々で、活用されることが今までの考えであったというふうにありましたけども、やはり20年、30年と長く総合体育館を管理、また、維持する上です、利用者を増やすということは、非常に重要だというふうに感じています。先ほど、夏休みちょっと少ないっていう傾向があるということで、1つの案として、学童の事業者さんに対して、ニュースポーツであつたりとか、世界大会が行われたディスクゴルフ、そういった体験を学童の園と協力しながら、来ていただくとかですね、そういう細かいかもしれないですけども、そういう一つ一つの取組で利用者をどんどん増やしていくっていうことは、ほんと大事だと思います。

やはり、空調設備も小アリーナも大アリーナも完成し、次に、どういったことにこの体育館を生かそうかと言ったときに、やっぱり私は、エコパークと肩を並べるぐらいの場所であってほしい、というふうに思っておりますので、今後、活用の幅を増やすということが重要だと感じております。

今後とも人が集まる場所、また活力が生まれる場所として、総合体育館の魅力が大きく高まることを期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 以上で、桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

(平岡朱君登壇)

○平岡 朱君 おはようございます。日本共産党の平岡朱です。

今回質問をする生理用品の設置については、令和3年の9月議会、翌年、令和4年の9月議会で取り上げました。しかし、水俣市ではいまだ設置には至っていないため、今回もう一度取り上げることにしました。なお、生理用品といっても種類がいろいろとありますが、代表的な生理用品であるナプキンの設置についての質問といたします。

生理は、生命誕生のための大切な過程です。女性の性や健康、また人権に関わるこの問題を社会全体で解決していこうという動きが加速しています。毎月の生理が始まるタイミングや生理中の期間を安心して過ごすことができるよう、以下、質問に入ります。

大項目1、誰もが安心して利用できる生理用品の設置について。

①、市内小中学校において生理用品の設置や困りごとについてアンケート調査を実施したか。

②、公共施設への生理用品の設置についての検討はしたか。

大項目2、水俣病問題への取組について。

①、7月に被害者や支援団体と環境大臣との懇談が行われた。8月には、木村知事との懇談もあった。いずれの懇談にも、市長はなぜ出席されなかったのか。

②、来年度、対面による「水俣病発生地域間交流事業」を実施する考えはあるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

設楽教育課長。

(教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇)

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 初めに、誰もが安心して利用できる生理用品の設置について、順次、お答えいたします。

まず、市内小中学校において生理用品の設置や困りごとについて、アンケート調査を実施したか、との御質問にお答えします。

本市では、全ての学校において、保健室に生理用品を常備し、児童生徒の相談等に養護教諭を中心に対応しているため、アンケート調査の必要性を感じておらず、アンケート調査を実施しておりません。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

(福祉環境部長 堤茂君登壇)

○福祉環境部長（堤 茂君） 次に、公共施設への生理用品の設置についての検討はしたか、との御質問にお答えします。

公共施設への生理用品の設置につきましては、令和4年9月議会の平岡議員の御質問に、「国

や他自治体の状況を見ながら判断していく」と答弁しております。

これまでの検討として、他自治体の取組について、各自治体で対応が異なる状況であることを確認しております。

このほか、昨年度においては、防災備蓄を活用し、市こどもセンターにおいて一時的に設置・配布する取組も行っております。

現在のところ、公共施設への設置は行っておりませんが、引き続き、どのような対応が可能か、他自治体の状況等を注視してまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 まず、小中学校におけるの生理用品の設置についてです。

アンケート調査については実施していないということでした。このテーマについては、過去の質問でもかなり具体的に児童生徒の実際の困りごとをお伝えしてきました。しかし、学校や児童生徒、保護者から「生理用品をトイレに設置してほしいという声があるとの報告はない」と言われました。せめてアンケート調査を実施してはどうかと提案したところ、「必要に応じ検討する」とのことでしたので、今回改めて確認した次第です。

水俣市内の学校において、実際に子供たちが困っている事例を議場で伝えても「報告はない」と言われ、アンケート調査などで実態を聞くこともされない。では、一体どのような方法で伝えたら「報告があった」と捉えていただけるのでしょうか。

トイレにナプキンがなくて困っている。10分間の休み時間では物理的に間に合わず、保健室まで借りに行くことが困難である。そして先生には言いづらいという一面がある。だからこそ、子供たちは困っていて、友達にナプキンを借りたり、トイレットペーパーで代用しているという実態があります。

過去の答弁で「体調管理の把握や保健指導につなげる環境づくりのために、保健室に常備することが適切だ」と繰り返されてきました。対話の中での体調管理の把握や保健指導ということも大事なことだと思います。このことは全く否定しません。

ですが、「トイレで実際に困っている」ということとはまたちょっと違う話だと思うんです。

令和4年9月議会の一般質問では、真志会の木戸議員も、児童生徒がこのトイレで困っているんだという状況を、大変分かりやすく話されていました。

しかし、その後も困りごとは変わっていませんし、子供たちからはなかなか話せないことだと思いますので、改めて説明します。

初めての生理はもちろんのことですが、毎月の生理だって突然やってきます。当然、人によって違いはありますので、生理の周期がきっちり安定しているという方もおられるかもしれません。しかし、大抵の人が毎月の生理がいつ来るか、その日の何時に来るか、どこにいるときに来

るか分からないと思います。トイレに行くタイミングだってその日によって違いますので、いつ何時にどこのトイレを使用しているときに、生理が始まったことに気づくか毎回違います。

生理を経験したことのある女性に分かるかもしれませんが、特に男性の皆さんには、ちょっと自分が今、トイレの個室にいると想像しながら聞いていただきたいと思います。

例えば学校にいるとき、2時間目の休み時間だったとします。次の授業、3時間目は、体育です。トイレで用を足すときに、生理が始まっていることに気づきました。

さて、このタイミングで欲しいものは何でしょうか。ナプキンです。保健室に行って体調について相談するという環境じゃなくて、いま手の届く位置にあるナプキンです。しかし、そこにナプキンはありません。どうするか。下着が汚れることを覚悟でそのままにするか。手元にあるトイレットペーパーをくるくる丸めてナプキンの代わりとして下着にあてがうかしありません。しかも、次の授業は体育、友達の〇〇ちゃんなら多分ナプキンを持っていて貸してもらえるかもしれない。でも、〇〇ちゃんを無事見つけて会えたとして、〇〇ちゃんからナプキンを借りて、もう一度トイレに戻って、ナプキンを装着したとしても、次の授業に間に合わないかもしれない。トイレには戻らず、体育の授業に間に合ったとしても、経血が漏れてこないか心配、こんな事態になります。次の授業が体育でなくても心配される事態は同じことです。

トイレで生理が始まったことに気づいて、保健室まで行き、タイミングよく、保健室に先生がいて、事情を説明してナプキンを1枚もらって、またトイレに戻り、ナプキンを装着して、教室に戻る頃には、10分間の休み時間は終わっているのではないのでしょうか。先生に遅れた理由を問われ、その子はうまく説明できるのでしょうか。

前回、前々回も同じようなことを説明しましたが、実際に今学校で起きていることです。多くの子供たちは恥ずかしくて言えない、時間的にも間に合わないからと保健室には行けていません。それが現状です。

本来であれば、この状況を改善しようと積極的に動き出していきたいところですが、まずは1点目の質問です。

やはりせめて、生理用品の設置を望んでいるのかどうか、どんなことに困っているのか、まずは聞いてみるという立場で、アンケート調査を実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、公共施設への生理用品の設置についてです。

前段で話した生理の困りごとは、子供に限った話ではありません。状況としては、大人も全く同じかと思います。

女性だからと四六時中、生理用品を持ち歩いているわけではありません。幾ら体調管理をしても、生理が急に始まった、忘れてしまった、足りなくなってしまった、なんてことは大いに

あり得ることです。

今回、担当された課の職員は御覧になったかもしれませんが、内閣府男女共同参画局が出している「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組のうち、地方公共団体による独自の取組調査では、これは昨年7月時点での調査ですが、全国1,071の市区町村や関連施設で、何らかの取組をされています。コロナ禍で、生理の貧困という言葉が注目されましたが、生理の貧困といえども、単に経済的理由だけではなく、人権の問題・女性の尊厳の問題、また、ジェンダー平等にもつながる話です。女性が生理用品にアクセスしやすい環境を整える、そんな自治体が年々着実に広がっています。

そこで、2点目の質問です。

このような状況を踏まえて、公共施設への生理用品の設置について、水俣市は今後改めて検討するつもりはあるのかお聞きします。

2回目の質問は以上2点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。2点ございましたけども、1点目を私からお答えいたします。

生理用品の設置のニーズ、困りごとについて、学校でアンケート調査をとってはどうか、との御質問でした。

先ほどお答えしましたとおり、生理に関する相談・困りごとは、児童生徒が直接保健室に行くか、担任を通して養護教諭につなぎ、体調や生活状況の確認など、保健指導も兼ねて相談に対応しているため、アンケート調査の必要性を感じておらず、アンケートの実施は考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 議員2回目の御質問のうち2点目についてお答えいたします。

公共施設への生理用品の設置について、全国的に取り組む自治体も増えてきており、改めて検討できないか、との御質問を頂きました。

引き続き、様々な観点から、その必要性や自治体の状況、他自治体の状況を見ながら判断してまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 アンケート調査については、実施の必要性を感じていないとのことでした。学校での生理用品の設置について、水俣市はなぜここまでかたくなに進めようとならないのか、本当に残念でなりません。

学校に限った話ではありませんが、いつ生理になっても大丈夫だよ、安心して学校で過ごして

ね、困ったときは遠慮なく自由に使ってね、そんな姿勢で取り組んでいくべき問題ではないでしょうか。

前回は紹介しましたが、熊本県教育委員会は、県立学校で試験的に生理用品を設置し、その後、全ての県立学校での設置が行われています。そして、各自治体で参考にいただければとの思いで、この取組についての通知を出されました。ちょうど2年前の話です。

今回、県内14市中、水俣市を除く13の市について調べたところ、特に、この県の教育委員会からの通知後に、様々取組を進められているということが分かりました。

また、議会での一般質問を機に、取組を始めたという自治体もありました。

先ほど、2回目の質問で、内閣府の調査について触れましたが、各自治体に直接確認をしたところ、その調査結果に掲載されていない自治体での取組も見えてきました。

学校で、まだ一律での設置には至っていない市でも、ひとまず、教育委員会からトイレで生理用品を入れておくためのかごを準備して、それを支給されて、設置については、各学校のペースで進めてもらうというところや、学校内の一部のトイレでは設置をされている、というところなど、状況を見ながら、少なくとも設置のために動かれているということが分かりました。職員室のトイレにも設置しているというところもありました。これも大事な視点だと思います。

設置に当たっての予算措置もそれぞれで、1クラスにつき年間1,000円の予算とか、各学校の消耗品費で賄ってもらっている、というところもありました。企業からの生理用品の寄附で対応しているという自治体も幾つかありました。

とにかく、やり方は様々ですが、県内13の市では、つまり水俣市を除く県内全ての市で、学校での生理用品の設置を既に実施している、または実施に向けての準備をされているということが分かりました。

ちなみに、公共施設のトイレへの設置についても、把握できているだけでも4つの市が既に実施されており、県内では、学校でも公共施設でも、町を含めるとさらに多くの自治体に取り組んでおられます。

先ほどの答弁の中で、前回の答弁と似たような感じだったんですが、今、ナプキンは保健室に常備しているから、保健室の先生とか担任の先生に言ってもらって、それを取りに来てもらうと。だから、アンケート調査の必要性は感じていないとのことでした。

県内の自治体、全国的な取組を見てもなお、保健室に置いておくほうが適切だと、このようなことを本気で思われているのか疑問に感じます。そうだとしたら、これだけトイレへの生理用品の設置が広がっていることへの説明がつかないのではないのでしょうか。

今は、もはや設置するかどうか、児童にアンケート調査を行ってみるのかどうか、そういうことではなくて、どういう入れ物だとより手に取ってもらいやすいかとか、ナプキンの種類も羽な

しのものしか置いていなかったが、ニーズに合わせて羽ありのナプキンを設置するようにしたとか、そういう次元での対応が進んでいる状況です。

手元にナプキンがないことで、トイレットペーパーで代用する、また、取り替えずにそのまま使う、要するにナプキンに既に経血はついているんだけど、替えのナプキンがないから、それを取り替えずにそのまま使い続けるということです。そういう行為でかぶれやかゆみ、また、臭いも心配になります。

健康や清潔な状態を保つ上でも、生理用品の設置について、水俣市も真剣に考えていただきたいと思います。生理の困りごとというのは、どの地域の学校に通っていようが、子供だろうが、大人だろうが共通しているはずですよ。

水俣市においても、学校でも公共施設でも、それぞれの場所でできる取組から始めていただきたい。せめて何ができるかなと、前向きに検討していただければと思います。

そこで、改めてお聞きします。市内小中学校、また、公共施設のトイレに生理用品を設置してもらえないか。せめて前向きな検討を始めていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

生理のときには、単に経血が出てくるというだけではなくて、人によっては我慢できないほどの腹痛、頭痛、また、吐き気、倦怠感、強い眠気、いらいら、落ち込みなどなど、様々な症状が現れます。特に学校では、引き続き相談しやすい環境づくりに取り組んでいただき、プールの授業や体育の際、またその他の学校生活においても無理を強いられることがないよう対応をお願いしたいと思います。

また、生理の話はまだタブーとされがちで、大人でも話づらいことだと思います。経済的にも精神的にも負担を強いられる、この問題を社会全体で改善していこうという取組は、着実に広がっています。女性のみが負担を強いられるということがないよう、女性の尊厳が守られるよう、誰もが安心して利用できる生理用品の設置を切に願ひまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の3回目の御質問ですけれども、最初に私からお答えをいたします。

生理用品の設置について前向きな検討はできないか、との御質問でした。

先ほどお答えしましたとおり、本市では全ての学校において保健室に生理用品を常備し、相談等に対しては、養護教諭を中心に対応をしております。児童生徒と直接話をする事で、生活状況等を聞き取り、保健指導につなげることができております。

また、現在のところ、各学校からは、児童生徒及び保護者から生理用品をトイレに設置してほしいという声があるとの報告はないため、現時点では、学校のトイレに生理用品を設置することは考えておりません。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 議員 3 回目の質問のうち 2 点目についてお答えいたします。

公共施設への設置に向けた前向きな検討ができないか、との御質問を頂きました。

繰り返しになりますが、引き続き、様々な観点からその必要性や他自治体の状況を見ながら判断してまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣病問題への取組について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病問題への取組について、順次お答えします。

まず、7 月に被害者や支援団体と環境大臣との懇談が行われた。8 月には木村知事との懇談もあった。いずれの懇談にも、市長はなぜ出席しなかったのか、との御質問にお答えします。

当日、私には既に用務が入っておりましたので、出席できませんでした。

次に、来年度、対面による水俣病発生地域間交流事業を実施する考えはあるか、との御質問にお答えします。

水俣病発生地域間交流事業の来年度の実施については、今後、当事業を主催していただいている新潟県と協議をしておりますが、本市としましては、昨年と同様、オンラインによる事業の継続を想定しているところです。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 懇談については、用務のため出席されなかったとのことでした。確かに市長は日々様々な予定があられると思います。ただ、今回の懇談は、5 月の環境省によるマイク切り問題の後に実現に至った、大変注目されていた重要な懇談の場でした。7 月には、被害当事者や支援団体と環境大臣との懇談が 2 日間、8 月には木村熊本県知事との懇談の場が 2 日間、合わせて 4 回の懇談の場がありましたが、いずれの場面にも市長の姿はなく、一部会場では市長がいないことを指摘された場面もあったとお聞きしています。

重要な局面であり、水俣市の市長として、その場に居合わせるべきではなかったかと考えますが、その点に関してはいかがでしょうか。これがまず 1 点目の質問です。

次に、水俣病発生地域間交流事業についてです。

この事業は、同じ水俣病の発生地域でありながら、新潟と水俣が地理的に離れていることから、人的交流を促進することで、水俣病問題の取組を促進し、水俣病の教訓を次世代へ正確に伝達するとともに、環境保護に対する意識向上を図るということを目的とされている事業です。令和 3 年度はコロナを理由に実施の計画すら見送られました。その後、オンラインによる交流が再開され、来年度もオンラインによる交流とのことでした。予算的にも安価でより多くの児童が参

加できるという点では、やはりリモートのよさがあると思います。

しかし、互いに現地を訪れ、新潟と水俣、それぞれの水俣病について学び、考えるという時間は大変有意義であるとも思います。今年の夏も水俣には、全国各地から多くの方が水俣病や環境のことを学びに訪れていました。新潟から来られ、水俣での水俣病について熱心に学ばれる方々とお話しする機会もありました。

平和学習で広島や長崎、沖縄などを訪れるように、現地で学ぶということで、より深い学びにつながるはずです。水俣病の教訓発信事業として、学びが薄れてしまわないよう、水俣病のことを風化させないように、以前のように、対面による交流事業も含めて、前向きに考えていただきたいと思います。2点目に、このことについての考えをお聞きます。

2回目の質問は2点です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、懇談の場において、私が出席をしなかったけれども、本来、それを出席すべきではなかったか、という御質問でございました。

今回の懇談が大事な問題であることは十分認識をしておりますけれども、先ほど答弁でも申し上げましたように、既に用務が入っていたため出席ができませんでした。そのために、市の幹部職員が懇談に参加をしまして、その内容等につきまして報告を受けております。

2点目の、水俣病発生地域間の交流事業につきまして、対面での事業実施がいいと思うけれどもどうか、という御質問でございます。

対面で事業を実施することにつきましては、本事業に参加する児童が限られてくると、年間の多忙な学校行事の中で、実施時期が夏休み期間等に限られ、児童や先生の負担が増えることなどのデメリットなどが考えられます。

一方で、オンラインによる事業実施につきましては、児童もオンライン環境に慣れてきたことから、多くの児童が交流できること、時期に関係なく、事業が実施できることなどから、オンラインによる事業実施が望ましいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 懇談については、市の幹部職員が出席されたとのことですが、今答弁にもあったように、大事な問題であるとの認識があったからこそその対応だったはずですが。

市長はこれまでも、必要に応じて水俣病被害者、支援者の方々の話を聞く機会を設けると答弁されています。今回は直接話を聞く場として絶好の機会だったのではないのでしょうか。

そこで質問です。

今後は、このような機会もできるだけ逃すことなく、また改めて、さらに積極的に水俣病被害

者、支援者らとの懇談の場を設けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

水俣病発生地域間交流事業については、オンラインでの実施を継続されるようですが、対面での交流という選択肢も残しつつ、また、オンラインでは、多くの児童が参加できるという利点も生かしながら、より深い学びができるよう工夫する努力を続けていただきたいと思います。私も何かいいアイデアがあった際には、お話をさせていただきたいと思います。

3回目は1点お聞きし、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問でございます。団体の方々との意見交換ということで、今後機会を設けて、そういった方々のお話を積極的に聞いてもらいたい、という御質問でございました。

これまでも被害者団体との懇談を行っておりまして、今後も必要に応じて対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、こんにちは。自民新未来、田口でございます。

先月末の台風10号で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の質問では、現在の水俣市の現状を踏まえて、本市の未来像を中心に質問します。

それでは通告に従い質問していきます。

大きな1番、水俣市都市計画マスタープランについて。

本市は、水俣市総合計画を計画期間平成31年度から令和8年度の8年間として策定され、「経済」「社会」「環境」を総合的に向上させていく視点でのまちづくりを進めるため、基本構想において、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」を目指す将来像に掲げ、その実現に向け、様々な施策を展開されています。

現在、南九州西回り自動車道の開通による交通インフラ整備により、広域的なアクセス性向上が期待される中、本市は企業誘致などに活用できる土地がない状況が続いています。

本市においては、土地利用の将来ビジョンとなる水俣市都市計画マスタープランを改定中と聞

いていますが、この都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにするものであると考えています。

そこで質問します。

①、水俣市総合計画には、土地利用などの都市づくりの将来像を描く「水俣市都市計画マスタープラン」の見直しが記されていますが、現在のプラン改定の進捗状況はいかがか。

②、現行のマスタープランでは、侍・小田代地区の土地利用を宅地供給地区として位置づけていますが、今回の改定でどのように位置づける考えか。

③、侍台地の土地を利活用するとき、生活用水、農業用水、工業用水などの用水の整備を今後どのように考えていくのか。

④、現行のマスタープランでは、南九州西回り自動車道の袋インター（仮称）周辺の土地利用について触れていませんが、今回の改定で土地利用をどのように位置づける考えか、お尋ねします。

次に、大きな2番、本市の地域振興における水俣・芦北地域振興計画について。

熊本県では、水俣・芦北地区の振興は、昭和53年の閣議了解を踏まえ、昭和54年度から40年以上にわたり、水俣、津奈木、芦北1市2町と水俣・芦北地域振興計画を策定し、国の支援のもと、地域の振興を図っています。

一次計画から七次計画までで、水俣湾の埋立てに始まり、水俣病資料館、エコパークの整備、南九州西回り自動車道、九州新幹線新水俣駅の整備、広域農道整備、みなまたエコタウン、月浦福祉ニュータウンなどの整備が進められました。

このような閣議了解に基づく地域振興計画は、この熊本県内では、唯一、水俣・芦北地域だけです。現在の七次計画の期間は令和7年までとなっております。

そこで、以下質問します。

①、水俣・芦北地域振興計画に基づく成果は、どのようなものがあるのか。

②、水俣・芦北地域振興計画が、水俣市の地域再生と振興にどのような役割を果たしてきたと考えるのか、お尋ねします。

次に、大きな3番、安心安全な医療体制の継続について。

新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられましたが、新型コロナの感染の猛威は衰えることなく継続しています。医療従事者の皆さんには、昼夜を問わず、新型コロナ感染患者及び感染対策に御尽力いただいていることに、心から感謝申し上げます。

そこで質問します。

①、昨今、様々な分野において人材確保が難しくなっており、医療分野も例外ではないと

と思いますが、総合医療センターにおいては、医師確保を含む医療従事者の確保に関して、どのような取組を行っているのか。

②、医療の質を維持するためには、医療機器などの整備も必要と考えられますが、高度医療機器の更新を含む総合医療センターの設備整備について、どのような状況になっているか。

③、県境地域が医療の空白地帯にならないよう、また、患者の確保の観点からも、北薩地域の医療圏との連携も必要だと考えますが、医療センターとしてどのような取組をしているのか。

④、現在の経営状況はどうか。また、どのような課題があると認識しているのかお尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、水俣市都市計画マスタープランについて、順次、お答えします。

まず、水俣市総合計画には、土地利用などの都市づくりの将来像を描く「水俣市都市計画マスタープラン」の見直しが記されているが、現在のプラン改定の進捗状況はいかがか、との御質問にお答えします。

水俣市都市計画マスタープランの改定は、令和6年度末までを予定しており、現在、現行マスタープランの分析・検証結果や、市民アンケート、ワークショップの成果等を踏まえ、将来のまちづくりの理念と目標、将来都市構造、分野別方針など、全体構想に関する事務局案を整理している段階にあります。

今後、地区別構想案の策定、全体最終案の取りまとめを経て、パブリックコメント実施による最終的な調整を行い、改定作業を終える予定です。

次に、現行のマスタープランでは、侍・小田代地区の土地利用を宅地供給地区として位置づけているが、今回の改定でどのように位置づける考えか、との御質問にお答えします。

まだ、侍・小田代地区の土地利用の具体的な案が決まったわけではありませんが、同地区の現状として、中心市街地から比較的近い場所にある一方、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が広がっている地区でもあることから、宅地と農地との調和が図られたエリアとして、位置づけができないか検討しているところです。

次に、侍台地の土地を利活用するとき、生活用水、農業用水、工業用水などの用水の整備を、今後どのように考えていくのか、との御質問にお答えします。

侍台地の生活用水につきましては、水道の統廃合計画に基づく整備を計画しておりますが、農

業用水や工業用水の整備については、利用を希望される方々の要望に合わせて検討してまいりたいと考えております。

次に、現行のマスタープランでは、南九州西回り自動車道の袋インターチェンジ（仮称）周辺の土地利用について触れていないが、今回の改定で、土地利用をどのように位置づける考えか、との御質問にお答えします。

現行のマスタープランでは、該当する袋南部地区を地場産業活用型の混在型市街地として位置づけておりましたが、このたび、同地区に南九州西回り自動車道のインターチェンジが設置されることを踏まえ、今回の改定では、この広域交通網の拠点としての利便性向上を生かし、様々な産業立地を含めた新しい拠点形成区域としての位置づけを検討しているところです。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。

人口減少・少子高齢化、そして消滅可能性自治体と位置づけられている本市において、未活用地の開発は街に活力を与えます。

道の開通は、市民にとって住みやすく、活動しやすくなります。人々が生活する中で、自家用車は一家に1台ではなく、1人1台、そして通勤も自家用車になっており、現在では所有台数が大幅に増加しています。物流もトラック物流中心になっており、企業等が求める用地も広い取付道路との関係も大切になっています。

そして活用地の完成は、市外からの外貨獲得につながるものだと思っています。

そこで1点質問します。

待台地は一例であり、土地開発にはインフラ整備も含め、多額な費用が必要なことは承知していますが、経済的に潤う土地利用を、将来に希望を持てるダイナミックな都市計画マスタープランに定め、国や県に協力を求めていくことも大切だと思いますがいかがか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

土地開発には多額の費用を要することから、都市計画マスタープランに位置づけ、国や県に協力を求めることが大切だと考えるがいかがか、とのお尋ねでございました。

都市計画マスタープランは、まちづくりの将来ビジョンを示すものであり、市民の皆様からの御意見を頂きながら、その実現に向け、本市の基本的方針を示すものであるため、将来に希望を持てる内容にすることが重要だと考えております。

一方で、具体的な事業につきましては、マスタープランに関係する各種計画に基づき、実施することになりますが、特に社会資本整備に伴うハード事業につきましては、多額の費用が必要となります。

本市単独で賄える財源には限りがありますので、議員御指摘のとおり、より効果的な規模で各事業を行う上では、国や県に御協力、御支援をお願いすることは大変重要なことと考えております。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 3回目に入ります。

活用する土地がない本市では、土地がないというよりも道路や用水がないと、私は考えております。本市で生活する中では、平地が少なく、よく言えば2キロメートル圏内のコンパクトシティと言えます。働く場所、病院、学校と狭い土地に隣接しています。海、川の近くの平地は活用されていますが、高台の台地は未活用状態が続いています。

そこで1点質問します。

現行の都市計画マスタープランに対しての検証と課題点の整理は、どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田口議員の3回目の御質問にお答えします。

現行の都市計画マスタープランに対しての検証と課題点の整理は、どう考えているか、というお尋ねでした。

現行マスタープランの検証につきましては、全体構想、地区別構想の各方針・目標の達成度を策定時と比較し、検証を行いました。その結果、各方針・目標の達成度は、全体として策定時よりも「やや前進」または「改善した」との傾向が見られました。

なお、全体構想のうち、「目指すべき生活像」に関する項目については、市民アンケートの結果から検証しておりますが、災害や景観などに関するものが比較的評価が高く、働く場やにぎわいに関するものが比較的評価が低い結果となりました。

また、現行マスタープランの課題点の整理につきましては、全体構想、地区別構想とも、各方針・目標ごとに、継続するのか、変更または廃止とするのかなど、区分作業を行い、改定時の参考データとしております。

さらに、全体構想では、現行マスタープランの各分野別方針を、現行の水俣市総合計画などの上位関連計画と照らし合わせ、市の現状や市民の意向を整理した上で、各分野の基本的課題を抽出、整理し、今回の改定に反映させることとしております。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、本市の地域振興における水俣・芦北地域振興計画について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、本市の地域振興における水俣・芦北地域振興計画について、順次、お答えします。

まず、水俣・芦北地域振興計画に基づく成果は、どのようなものがあるのか、との御質問にお答えします。

これまで七次にわたり、策定、推進されてきた水俣・芦北地域振興計画に基づき、水俣湾の環境復元、エコパーク水俣の整備、九州新幹線や南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通が進められてきたところです。

また、みなまたエコタウンへの取組や、和紅茶やマガキなどの地元産品のブランド化をはじめとした地場産業の活性化を進めてまいりました。

そのほか、産学官民の連携拠点である水俣環境アカデミアを設置し、国内外からの研修受入れや人材育成に取り組み、また、スポーツを軸とした施策を展開し、昨年度は、水俣市立総合体育館大アリーナの空調整備が完了するなど、ソフト、ハード両面において着実に事業が進められております。

その結果、交流人口の増加、経済振興につながるなど、本計画に基づく成果を感じています。

次に、水俣・芦北地域振興計画が、水俣市の地域再生と振興にどのような役割を果たしてきたと考えるのか、との御質問にお答えします。

先ほども答弁いたしました、水俣・芦北地域振興計画に基づく様々な事業が実を結び、現在も推進されています。

その結果、交流人口の増加、経済の振興、SDGs未来都市として持続可能な地域社会づくりに取り組んでいる水俣のイメージ発信等につながっており、本市の振興に大変重要な役割を果たしてきていると考えております。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。

水俣・芦北地域振興計画は、本市の地域振興において、これまで様々な成果があり、これからも重要だと考えています。

第七次水俣・芦北地域振興計画の期間が、令和7年までとなっている中、本年6月の熊本県議会定例会において、水俣市選出の吉永議員の質問に答える形で、木村知事が令和8年以降の八次計画を関係市町と協議し、基本構想について、来年7月をめどに策定すると表明されました。

水俣・芦北地域振興計画は、水俣地域の振興を目指す計画であると考えています。

真の「水俣・芦北地域の振興」を実現するためには、残された課題に対し、市と町と県が一体となって取組を続けることが必要不可欠であり、計画が継続されることに安堵したところです。

しかしながら、昭和54年の第一次計画策定から46年目を迎えている中で、その歴史や地域振興

に果たしてきた役割や重みを、市民が十分に理解し、浸透しているのか危惧しております。

また、第八次計画の策定に対し、市民の声を十分に踏まえつつ、水俣市としての未来像を定め、水俣で育つ子供たちが自信を持てる水俣づくりを目指していくための施策を、県に訴えていく必要があると思っています。

そこで1点質問します。

本市の最上位計画である水俣市総合計画との関連はどのようなになっているのか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 白本市長公室長。

○市長公室長（白本 亮君） 田口議員2回目の御質問にお答えします。

本市の最上位計画である水俣市総合計画との関連はどのようなになっているのか、との御質問です。

まず、水俣市総合計画は、市の最上位計画であり、本市における総合的なまちづくりの指針を示す計画です。

そして、水俣・芦北地域振興計画は、昭和53年の閣議了解に基づき、水俣病で疲弊した水俣・芦北地域の振興を図るため、熊本県が策定する計画です。

水俣・芦北地域振興計画は、熊本県が中心となり、地元自治体と連携して策定する計画であるため、総合計画に基づき推進する事業の中で、地域振興に資する重要な事業については、水俣・芦北地域振興計画にも掲載いただいております、双方の計画は密接に関連したものになっております。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 ありがとうございます。

水俣・芦北地域振興計画では、県から国に提案した地域振興の対策の柱として、6つの具体的な提案が盛り込まれています。①、交通ネットワークの整備、②、農林漁業の振興、③、海洋レクリエーション基地建設などによる観光開発、④、大規模工業団地の造成と無公害企業の誘致促進、⑤、福祉の向上、⑥、教育の振興と具体的な提案がされています。

水俣・芦北地域の振興を実現するためには、様々な課題に対し、市と町と県が一体となって取り組むことが必要不可欠であり、地域振興計画が継続されることは、大変ありがたいことだと思っています。

これまで7期にわたる計画が策定され、推進されてきました。さきの答弁を頂き、地域振興計画が水俣市総合計画とも、密接に連携し、地域振興の重要な役割を果たしてきたことが分かりました。その中でも、地域振興の具体策として、ハード面では再生した海、そして水俣のイメージをブラッシュアップしたエコパークがあり、ソフト面では、エコパークを活用したスポーツとバ

ラ園での誘客戦略で、流動人口は増加していると理解しているものの、依然として人口減少や経済の衰退など、課題が累積していると私は思っています。

事業計画については、市民の声を反映させ、町なかへのにぎわいの創出や市民の利便性の向上など、もれなく八次計画に盛り込んでいただきたいと思います。

さらに、水俣市としての将来像を定め、水俣で育つ子供たちが自信を持ち、市民が実感できる水俣づくりを目指していくための施策を、県と国に訴えていく必要があると思っています。

今後も、水俣・芦北地域振興計画が、熊本県と一体となって、水俣市の地域振興を進めていくようにお願いして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、安心安全な医療体制の継続について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、安心安全な医療体制の構築について、順次、お答えします。

まず、昨今、様々な分野において、人材確保が難しくなっており、医療分野も例外ではないと思うが、総合医療センターにおいては、医師確保を含む医療従事者の確保に関して、どのような取組を行っているか、との御質問にお答えします。

医師確保については、主に熊本大学から派遣されており、不足している診療科の医師についても、熊本大学に対して、機会を見つけて要望活動を行っています。また、医学生に対するリクルート活動や当院が僻地診療所を有する地域医療の拠点病院であることを生かし、熊本県の寄附により開設された地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座に対する医師の派遣要望や、自治医科大学卒業医師の派遣要望も毎年行っているところです。

医師以外の職種では、看護師確保のため、近隣の学校訪問等のリクルート活動、奨学金の貸付、及び認定看護師等資格取得に要する費用の援助や、資格を取得した者に対する手当の支給を行っています。薬剤師確保についても、奨学金返済支援を行っています。

さらに、今年3月には、水俣市、総合医療センター、熊本保健科学大学、水俣高校の4者で、地域の保健、医療、福祉人材の育成等を目的とした包括連携協定を締結しました。その中で、7月に行った医療職種についての講話や、10月にはインターンシップを行い、それらを通じて地元で医療従事者を目指す人材を増やす取組を行っています。

次に、医療の質を維持するためには、医療機器等の整備も必要と考えられるが、高度医療機器の更新を含む総合医療センターの設備整備についてどのような状況となっているか、との御質問にお答えします。

医療機器等の整備については、限られた予算の中で、医療の質の維持、向上を目的に、その必

要性や老朽化度等から優先順位をつけ、順次行っているところです。

直近5年間で整備した2,000万円以上の高額医療機器等としましては、令和元年度は、生化学分析装置、セントラルモニター、令和2年度は、総合情報システム、令和3年度は、超広角眼底撮影装置、読影支援システム、内視鏡カメラシステム、X線装置、令和4年度は、CT装置、令和5年度は、当時国内で2台目となる最新の高性能バイプレーン血管造影装置、検体検査輸血管理システム、内視鏡超音波情報管理システムを購入しております。今年度はデジタルガンマカメラ、病理検査業務支援システム、歯科用CT装置の購入と併せて、感染対策の強化と施設の長寿命化及び療養環境の向上のため、東館病棟の改修を行います。

このように、検査精度の向上と病気の早期発見のため、病院理念の一つである「安全で高度な医療の提供」に努め、地域住民の皆さんから信頼される病院となるよう、また、当院で働く医療従事者のスキルの向上と、医療従事者に当院を働く場所として選んでもらうためにも、最新の医療機器を計画的に更新することは、重要なことであると考えているところです。

次に、県境地域が医療の空白地帯にならないよう、また、患者の確保の観点からも、北薩地域の医療圏との連携も必要だと考えるが、医療センターとしてどのような取組をしているか、との御質問にお答えします。

当院では、出水、伊佐方面を中心に、北薩地域からの来院患者が入院・外来とも2割程度を占めています。

これまでも、地域連携懇話会や地域医療支援病院運営委員会等を通じて、北薩地域の医師会や行政、救急隊等との連携を継続して維持してきているところです。

最近では、熊本県内の医療機関のみならず、北薩地域の医療機関とも、くまもとメディカルネットワーク等ICTを活用した連携を始めるための協議を進めています。

北薩地域においても、県境地域の医療圏であり、当地域と同じように高次医療機関を有しておりません。生活圏を同じくする熊本県南、鹿児島県北のこの地域において、住民が安心して適切な医療を受けることができる環境を維持していくため、今後も県境にかかわらず、北薩地域の医療機関をはじめ、行政や救急隊等との連携を維持、促進していきたいと考えます。

次に、現在の経営状況はどうか。どのような課題があると認識しているか、との御質問にお答えします。

当院の経営状況は、令和5年度決算で、約5億3,000万円の赤字となりました。

その要因としては、大きく新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。感染法上の分類が5類相当に移行したものの、当院においては、感染病床を確保しながらの事業運営を行わなければならないことは変わらず、感染症の患者さんを受け入れることにより、入院制限等を度々行う必要が生じるなどしており、コロナ以前の運営状態に戻すということが難しい状況です。

そのような中、患者数の減少により医業収入が伸び悩んでいることと併せ、新型コロナウイルス感染症関連事業の補助金の受入額が減少したことなどが、収益の減少につながったと考えます。

一方、令和5年度は、入院基本料の上位基準取得など、経営改善に向けた取組も行っています。

今後も、患者の増加や診療体制強化等に努め、地域住民が安心して医療を受けられるよう、地域医療の維持、充実のため、健全経営に向けた取組を行ってまいります。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 2回目に入ります。

人口減少や少子高齢化は、地方の大問題であり、地方医療体制を経営継続していくことは、大変御苦労されたと思います。それに増して、他の医療機関から紹介状がない場合は、初診料が5,500円から7,700円になるなど、医療制度の改変などは、都市型の医療を中心に設計されており、地方医療経営体制を圧迫していると私も思います。

そこで3点質問します。

1つ目です。現在の経営状況において、患者数の減少により医業収入が伸び悩んでいるとのことでしたが、患者数の減少の要因はどのように分析されているのか、お尋ねします。

次に、医療センターは、水俣芦北地域だけではなく、鹿児島県北薩地域においても重要な地域医療の拠点の一つと思います。しかしながら、一言で地域医療といっても、地域の特性や人口構造、病院を取り巻く環境は様々です。本市のような地方都市における地域医療の維持に関し、どのような取組が必要と考えますか。また、課題は何があるか、お尋ねします。

3つ目です。先ほども述べたように、医療センターは、当地域の住民にとって重要な地域医療の拠点であり、安心して地域で暮らし続けるためには、なくてはならない施設だと考えるため、医療センターにおいても、持続可能で健全な経営の取組を進めていただきたいと思います。今後の経営改善などに向け、必要な取組は何があるか、お尋ねします。以上3点です。

○議長（岩村龍男君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） まず、患者数の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症による受診控えからの回復が見られないことと併せ、人口減少や高齢化等の影響も考えられます。

また、国が定めた制度である選定療養費の負担についても、影響あるものと考えております。患者さんが当院を初めて受診する際は、他の医療機関からの紹介状がない場合、7,700円の選定療養費の負担が義務化されており、これにより受診をためらう状況が少なからずあると考えます。

医療機関も診療科も豊富な都市部と違い、当地域のように総合病院であってもかかりつけ医の機能を持たざるを得ない地方において、都市部と同様の制度を運用することで、患者の受診控えによる患者数減少のみならず、疾病の早期発見の機会損失にもつながるものであることから、常々、関係機関へ意見を述べているところです。

次に、今後の取組、課題でございますけれども、高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少する当地域のような地方都市においては、急性期医療と慢性期・在宅医療、介護の連携は、今後より密接となってくるものと想定されます。

しかしながら、現行の診療報酬等に係る制度設計は、医療資源、特に在宅医療資源が豊富な都市型の設計となっています。そのため、当院のような地域の中核病院で、住民のニーズに応じた医療の提供を行うと、国で定められた診療報酬の基準を満たすことができず、経営が悪化するようなことがございます。

地域において医療・介護の連携を進めるなど、必要な努力を行うことはもちろんですが、国において整備される各種制度に関して、全国一律のものとするのではなく、地域の実情に応じた運用を可能とする制度設計等を行うことで、地方都市の医療資源維持と、そこに暮らす人たちの安心が担保されるものと考えます。

県や国に対し、様々な機会を捉え、地方の現状を伝えてまいります。

次に、今後の経営改善等に向けた必要な取組でございますが、今後の経営改善等に向けた必要な取組に関しては、まず、地域中核医療機関として必要な機能、及び今後の人口動態に応じた病床数の見極め等を行う必要があると考えます。

また、中には、当院ではどうしても対応が難しい症例や手術などもございます。その際は、迅速に高次医療機関等で対応いただけるよう、ICTを活用した連携も進めています。

このような取組により、合理化、効率化を進めつつも、医療の質を維持・向上し、地域の皆様に安心して、まずは当院を選んでいただけるような病院づくりを、さらに進めてまいります。

しかしながら、救急医療や小児科、産科などの周産期医療といった、いわゆる不採算部門の維持は、病院の収益のみでは難しい状況もございます。地域に暮らす住民の安心の確保に向け、必要な財源の確保についても行政と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 田口議員。

○田口憲雄君 ありがとうございます。

最後に一言申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。

医療圏に県境なしと日頃からの管理者の姿勢には、リスペクトをしているところです。安心安全な県境の地域医療体制を継続していくためには、大変重要な要件だと私も考えております。

自治体の住みやすさの要因の一つに、安心安全な医療の提供があります。支えておられる医療

従事者の方々にも、日々感謝するところです。24時間緊急体制の継続、そして小児科や産科などの周産期医療の不採算部門の維持など、地方医療が継続維持できるよう、また、県境の自治体が住みやすくなるよう、県や国に支援を求めていくことは、大変大切なことだと思っております。

私の持論でもあります、命を守る病院が、自治体になれば、そこに人は住まない。

そのことを申し上げて、今回の一般質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、14時25分まで休憩します。

午後 2 時10分 休憩

午後 2 時25分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さんこんにちは。I's水俣の杉迫一樹です。

今月で車椅子生活25年がたちます。まさか四半世紀も車椅子で過ごすとは思っていませんでしたが、25年の私見を少しお話ししたいと思います。

私のけがは、18歳のときに受傷した、胸椎10・11番目の脱臼圧迫骨折による脊髄損傷で、今でも治すことができないけがです。

入院当初は、起き上がることもできず、排せつも分からない、やりたいことが見つからない。これから始まる車椅子生活に対して、今までどおりにはいかないことは簡単に想像できました。世界はこっち側とあっち側に分かれてしまったと思いました。そんな未来に希望が持てず、夜に点滴の交換に来た看護師さんに、「その点滴の中に毒を混ぜてもらえませんか」とお願いしたこともあります。こっぴどく怒られました。あの頃は、涙と八つ当たりの日々でしたが、徐々にできることも増え、翌4月には大学復帰をすることができました。

思い返せば、ざっと、これまで入院・転院は9回、全身麻酔を含む手術は8回、傷の縫合は約240針、注射・点滴は300本を超え、絶飲絶食2か月などなど、よく耐えたなと思います。

社会に出てからは、移動の不便さ、社会の冷たさに触れることが多くなり、人の視線や心ない言葉などに耐えながら過ごしてきました。

一つ一つ自分の殻を破りながら過ごしているうちに、「これ以上は乗り越えられない」と思うようになり、自分の障害を受け入れるようになりました。今では、夢にも車椅子姿の自分が出てくるようになりました。

また、これまでいろんな学校で車椅子生活の話をしたことがあり、子供たちからの質問では、

「車椅子で大変なことは」「つらかったことは」といった質問が多いのですが、3年ほど前にびっくりした質問がありました。「車椅子になってよかったことは何ですか」でした。すぐには答えられませんでした。それから「よかったことは何かあったか」を考えるようになりました。

その中で出た今の答えは、「人との出会い」、そして「健常者と障害者の2つの人生を歩んだこと」かなと思います。どちらの人生が幸せだったのか分かりませんが、健常者のときには得られない経験や知識が増えたことは事実です。ただ、今でも、元の体に戻りたいと思うことがありますので、本当の回答は、まだまだこれから出していくものだろうと思います。

障害を受け入れてからは、障害・バリアを乗り越えるのは、私たち当事者ではなく、社会だと考えるようになりました。受け入れることにすら、かなりの時間と苦悩が必要であるのに、社会のバリアを当事者だけで乗り越えることは困難です。誰しも一人では生きられない。協力し合いながら生きています。私たち障害者は、それが少し多いだけなんです。

今では、ハード面の整備や教育などもあって、当時よりは理解が進んできたように感じますが、もう一步、前に進んでいくために、クレマーやわがままと思われる人がいるとしても、これからも続く車椅子生活の経験や思いを、伝え続けていきたいと思っています。

それでは、通告に従い質問をします。

1、ふるさと納税返礼品について。

①、寄附額を見ると年々増加傾向にあり、条例に基づきそれぞれの基金へ振り分け、積立てをしているが、具体的にはどのような施策へ活用しているか。

②、返礼品メニューとして決定する基準等はあるか。また、特に人気が高い返礼品はどのような品で、本市が力を入れている返礼品は何か。

③、返礼品の評価として、どのような意見があり、その評価をどのように受け止めているか。

④、返礼品のメニューには訳あり商品があるが、訳あり商品の定義は何か。また、選別や品質管理は誰がどのように行っているか。

2、幸橋の架け替えについて。

①、今年の11月中旬から撤去工事を開始することだが、供用開始までの具体的な工事スケジュールはどうなっているか。

②、歩道橋が通勤・通学路であるため、歩道橋を残しながら工事を進めると聞いているが、工事期間中に歩道橋を利用される方への影響はないのか。また、工事期間中の安全対策として考えていることはあるか。

③、現在の歩道橋を残しながら工事をするということは、完成時の歩道は、現在の位置からずれることになるかと予想される。その場合、横断歩道の位置や信号、バス停留所の位置などの関係

も含め、通行等に影響はあるのか。

④、車道橋・歩道橋の横に設置してある金属管は、何のためのものか。

⑤、水俣川に架かるそのほかの橋の架け替え工事に要した期間はどれくらいであったか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 初めに、ふるさと納税返礼品について、順次、お答えします。

まず、寄附額を見ると年々増加傾向にあり、条例に基づきそれぞれの基金へ振り分け、積立てをしているが、具体的にはどのような施策へ活用しているか、との御質問にお答えします。

寄附金の選択使途としては、医療、福祉、文化など11の選択肢がございますが、主なものとしては、ふるさと創生に関する「自ら考え自ら実践する地域づくり」を推進する事業での、みなくるバスの運賃無償化事業や、スポーツを通した子供たちの健全育成に関する事業での、スポーツ大会出場奨励金、地元企業の育成や、振興に関する事業での、新商品新技術開発支援補助金などに活用し、特に、みなくるバスの運賃無償化事業では市民の方に喜んでいただいております。

次に、返礼品メニューとして決定する基準等はあるか。また、特に人気の高い返礼品はどのような品で、本市が力を入れている返礼品は何か、との御質問にお答えします。

返礼品としての基準は、総務省で定められた基準があり、その基準にのっとって決定しております。

人気のある返礼品は、本市の特産品であるデコポンなどのかんきつ類やサラダたまねぎ、肉類が人気の品であり、本市としても力を入れております。

次に、返礼品の評価として、どのような意見があり、その評価をどのように受け止めているか、との御質問にお答えします。

返礼品の評価としては、大変満足した、また寄附したいといったプラスの評価がある一方、想像していた味ではなかったといったマイナスの評価もいただいております。

いただいた意見については、真摯に受け止め、委託業者や事業者と情報を共有し、改善策を講じるなどよりよい返礼品の提供に努めております。

次に、返礼品のメニューには訳あり商品があるが、訳あり商品の定義は何か。また、選別や品質管理は誰がどのように行っているか、との御質問にお答えします。

訳あり商品の定義は特に定めはなく、事業者判断で規格外のものや、多少の傷があるものなどを選別し、少額の寄附額で提供しているものです。

品質管理は、事業者と委託業者で実施しており、必要に応じて、委託業者から事業者へ、改善に向けた指導等を行っております。また、今後は、市職員、委託業者、事業者で事前に訳あり商品の試食を行う予定であり、品質管理に努めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 寄附金は、答弁のとおり、みなくるバス運賃無償化やスポーツ大会出場奨励金などに活用されていて、本市にとってとても有益なものです。

また、人気が高く力を入れている品は、デコポンなどのかんきつ類からサラダたまねぎとのことで、特産品が人気があり、本市の特色を生かした市外へのアピールにもなっていると思います。

一方で、高評価もあれば低評価もある。これは不特定多数の方が寄附されますので、賛否は当然あるものと思います。

その中で、訳あり商品ですが、事業者判断で多少の傷などの規格外のものが、訳あり商品として提供されている。つまり、選別や品質管理等は、事業者の判断であるとありました。力を入れているもの、人気が高いものほど、しっかりと管理をしていただきたいと思います。以前、市民の方からこのような相談がありました。

関東に住んでいる家族が、水俣へのふるさと納税として、訳あり商品の特産品であるかんきつ類を購入し、楽しみにしていたんだけど、到着して開けてみると、訳ありというにはあまりにも傷が多く、小さ過ぎるもの、黒ずんでいたものが入っており、実際に硬かったりして食べられないものも幾つかあった。それについて、市役所に問合せをしてみたところ、訳あり商品を買った私たちが悪いかのような対応であったので、とても憤りを感じた。もう水俣には、ふるさと納税をしたくないし、知り合いに紹介もしたくないとの話でした。

寄附金が、本市の様々な施策に活用されている中で、このような意見が出るというのは、SNSがはやっている今の時代、どこで拡散されるか分からないですし、極力避けなければ、本市のイメージダウンになりかねない。また、寄附の減少につながってしまうものと感じます。

できるだけ多くの方に満足していただくための努力はしていかなければいけない。評価というのは、それほどストレートだと感じます。

今回の件については、体調不良といった事態にならなかったことは、ひとつ救いかなと思いますが、特に、訳あり商品として販売するのであれば、その取扱い、管理には正規品よりも注意しなければならないと思います。

ただ、そのような返礼品を送ったことは、事実として受け入れなければならないと思いますので、まず1つ目ですが、訳あり商品とはいえ、明らかに見栄えが悪かった、食べることができなかった返礼品を扱ったことについての見解をお聞かせください。

また、今回の件では返品交換までは言及されなかったようですが、このような特別な理由がある場合のクーリングオフや返品交換、特に食品の返礼品で一部消費した後の返品交換はできるのか、これが2点目です。

訳あり商品では、今後もこのような意見が届く可能性がありますし、これまでもあったとお聞きしました。このような場合は、事業者への注意喚起・指導も行っているとありました。加えて、今後は訳あり商品の試食も行う予定とありました。これについては、ぜひしていただきたいのですが、事前に試食する日を伝えた上で行おうとすれば、当日には比較的好いものを提供しようとするのは、人の心理だと思います。お互いが緊張感を持って行ったほうが、品質管理として効果的だと思いますので、3点目です。

訳あり商品の試食は、抜き打ちで行う予定か、です。食品ロス削減の観点からも訳あり商品を取り扱うことはよいことだと思いますが、人が選別をしている以上、何かの手違いで本来販売できないものが混ざってしまうことも考えられます。

ですので、4点目ですが、訳あり商品の管理次第では、本市のふるさと納税のイメージダウンになりかねないと思います。そのようなことを防ぐ予防措置として、訳あり商品の販売を取りやめて、ジュースなどの加工品とした上での返礼品を多く取り扱ったほうが良いと思うがどうかです。

次に、問合せ対応についてです。返礼品に関しては、一般的な行政手続対応とは違い、物を売る側と買う側、つまりお店側と消費者といった構図になると考えます。そうした場合、対応の仕方も変えなければならないと考えます。特に不満がある方の問合せというのは、不機嫌な方が多いと思いますので、対応には経験やコツなどが必要になるかと思います。

基本は、委託先への問合せになるようですが、実際には市役所へ問合せをされる方もおられますので、お互いがマイナスにならない対応、不安や疑問の声などにスムーズに対応できるようにしていただきたいと思っていますので、これについて、5点目です。

担当職員への問合せ対応などの研修をしたほうがよいが行っているのか。

2回目の質問は5点です。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 杉迫議員2回目の御質問にお答えいたします。5点ございました。

まず、明らかに見栄えが悪かった、食べることができなかった返礼品を扱ったことについての見解という御質問でございますが、訳あり商品の見栄えが悪いことについては、誤解が生じないように、利用者の御意見を参考にしながら、返礼品の説明の中で表記しているところです。また、食べることができなかった返礼品については、御意見をお聞きした上で、場合によっては、

同じ返礼品を再送するなどの対応をしているところであり、併せて、再発防止のため事業者へ指導等を行っております。

2点目でございますが、特別な理由がある場合のクーリングオフや返品交換、特に食品の返礼品で一部消費した後の返品交換はできるのか、との御質問にお答えいたします。

原則として、返品交換はできませんが、返礼品に破損や欠陥等があった場合には、返礼品を再送するなどの対応を行っております。

3点目でございますが、訳あり商品の試食は抜き打ちで行う予定か、との御質問にお答えいたします。

今回の試食は、検査や指摘のためではなく、返礼品の品質向上が目的のため、抜き打ちで行う予定はございません。

4点目でございます。訳あり商品の管理によるイメージダウンにつながりかねないというところで、その予防措置として訳あり商品の販売をやめるか、ジュースなどの加工品とした返礼品を多く取り扱ったほうが良いと思うが、との御質問でございますが、訳ありの返礼品は、通常のものに比べ寄附金額が少額でお得であるため、人気のある返礼品となっています。また、ジュースなどの加工品も人気があり、既に取り扱っており、多くの方に御好評いただいております。訳あり商品は、一定のニーズがあり、やめることは、寄附総額に影響が出ますので、現時点では取扱商品から外す予定はございません。

最後5点目でございます。担当職員は問合せ研修をしたほうがよいと思うが行っているのか、という御質問でございますが、市の職員研修の一環として、クレーム対応等の研修を行っており、これからも寄附者の方に御満足いただける対応に努めてまいります。現在のところ、ふるさと納税の対応に特化した研修は行っておりません。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 答弁ありがとうございます。

試食ですが、検査ではないとありましたが、人気のある訳あり商品だからこそ、自信を持って提供できるものかと考えると、検査をされたほうがよいと思います。そして検査日を設けるのではなく、抜き打ちチェックでの職員による目視確認や指導等を行うことで、品質向上にもつながるものと思いますので、考えていただければと思います。

訳あり商品はお得で人気があり、寄附総額に影響が出るので外す予定はない。加工品については現状維持ということだと思います。

また、欠陥などがあった場合は再送の対応を行っている。これについては今後も願います。

今回のように、もう水俣には寄附したくない、勧めたくないという意見が多くなってしまえ

ば、それこそ寄附総額に影響が出るものと思います。再発防止に努めるとありましたが、現状維持での再発防止ではなく、今後も訳あり商品を取り扱う予定ならば、何かしらの強化であったり、変化、改善が必要になってくるはずです。

そこで1点目です。

今後、再発防止のためにはこのままではなく、何かしらのアップデートが必要だと考えます。管理・チェック体制をどのように改善していくのかです。

改善点としてもう一つ、返礼品の掲載サイトの訳あり商品のページのトップ画像が、一部訳あり商品ではない正規品の画像が掲載されています。これは、より購買意欲を高めるためだと思います。ただ、別画像で訳ありである理由や、多少の傷がついた参考画像も同時に掲載されていますし、購入された方も訳あり商品であることは、重々承知の上だと思います。とはいえ、実際に開けてみたところ、画像よりも明らかに傷がついていた、黒ずんでいた、食べられなかったなどがあった場合や、きれいなトップ画像の印象が残ることで、思っていたものと違うと不満の声が届くと想像できます。これは、それぞれの感想になるので、ゼロにはできませんが、少なくすることができると考えます。これについて、2点目です。

購入される方の誤解、誤認をできるだけ少なくするために、掲載サイト内の訳あり画像の全てのトップ画像を、訳あり商品のイメージ画像にしてみてもどうか。これは画像を変えるだけなので、比較的簡単にできると考えます。

次に、問合せ対応についてですが、ふるさと納税に特化した研修はしていないけども、クレーム対応の研修はしているとありました。職員の皆さんは、日頃から様々な意見に対応して、大変かと思います。同じ人間ですので、いらいらしたりすることもあるかと思いますが、ふるさと納税に関しては、売る側、買う側の関係性であります。御意見の対応次第では、不満があっても問い合わせたけども、対応がとても丁寧で好感が持てた、となれば、再度寄附しようと思う方もいると思います。

一般の行政業務とは少し毛色の違う対応になると思いますので、カスタマーサポートやコールセンター研修などなど、サポート対応のさらなるスキルアップのために、何か考えていただければと思います。

今回は、相談があったことから、特に訳あり商品について質問しましたが、ふるさと納税の寄附は、本市にとって重要な財源であると同時に、水俣の魅力を伝える手段の一つです。

そして、市民の生活にも有意義に活用されていますので、意見をもとに改善・対策を講じながら、これからも水俣の返礼品を手にとられ、満足される方が増えることを期待したいと思います。

以上、2点質問して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 原総務企画部長。

○総務企画部長（原 弘樹君） 杉迫議員 3 回目の御質問がございました。2 点ございました。

まず 1 点目ですが、今後、再発防止のためにはこのままではなく、何かしらのアップデートが必要だと考えるが、品質管理・チェック体制などをどのように改善していくのか、との御質問がございました。

再発防止のために、今月中に保健所職員を講師に迎えて、事業者を対象とした品質管理についての講習会を行う予定です。また、今後は事業者、委託業者、市職員での事前の試食等についても行う予定です。

本市を選んで御寄附いただいた方に、不快な思いをかけることがないように取組を進めてまいります。

2 点目でございます。購入される方の誤解、誤認をできるだけ少なくするために、掲載サイト内の訳あり商品の全てのトップ画像を、訳あり商品の画像にしてはどうか、との御質問でございました。

誤解や誤認が生じるような商品については、必要に応じ、事業者と協議の上、改善してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、幸橋の架け替えについて答弁を求めます。

永松土木課長。

（産業建設部土木課長 永松正治君登壇）

○産業建設部土木課長（永松正治君） 次に、幸橋の架け替えについて、順次、お答えします。

まず、今年の11月中旬から撤去工事を開始することだが、供用開始までの具体的な工事スケジュールはどうなっているか、との御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、令和 6 年11月から令和 7 年 5 月末までに車道橋の撤去工事を実施する予定で、その後、渇水時期となる令和 7 年11月から令和 8 年 5 月末まで幸町側を、令和 8 年11月から令和 9 年 5 月末までに牧ノ内側を、2 期に分けて橋の土台となる部分の工事を実施する計画です。

令和 9 年 6 月から橋の上部の工事に取りかかり、令和10年 4 月から令和11年 3 月末までに両側の堤防道路との取付工事を実施し、令和11年 4 月から供用開始する計画としております。

次に、歩道橋が通勤・通学路であるため、歩道橋を残しながら工事を進めると聞いているが、工事期間中に歩道橋を利用される方への影響はないのか。また、工事期間中の安全対策として考えていることはあるか、との御質問にお答えします。

工事は日中に行うため、歩道橋を利用される方には、少なからず御迷惑をおかけすることとなりますので、朝の通勤、通学時間帯を考慮して工事を開始する予定です。また、工事期間中の安全対策として、交通誘導員を配置し、歩道橋を利用される方が安全に通行できるよう配慮してま

います。

次に、現在の歩道橋を残しながら工事するという事は、完成時の歩道は現在の位置からずれることになるかと予想される。その場合、横断歩道の位置や信号、バス停留所の位置などの関係も含め、通行等に影響はあるのか、との御質問にお答えします。

幸橋架け替え後は、車道2車線、片側歩道一体の橋となり、歩道の位置が現在の上流側から下流側に変更となります。そのため、幸町側、牧ノ内側の横断歩道の位置は変更になりますが、信号やもやい館前のバス停留所の位置は大きな変更はありませんので、通行等の影響はないものと考えております。

次に、車道橋・歩道橋の横に設置してある金属管は、何のためのものか、との御質問にお答えします。

車道橋に設置してある管は、N T Tの電話線と光ケーブル、歩道橋に設置してある管は、水道管になります。

次に、水俣川に架かるそのほかの橋の架け替え工事に要した期間はどれくらいであったか、との御質問にお答えします。

水俣川に架かる本市が管理している橋の中で、幸橋と同程度の橋の長さである水俣大橋の架け替えは約2年、幸橋より橋の長さは短くなりますが、鶴田橋は約2年2か月の期間を要しております。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 最近、幸橋の前に工事の看板が立ち始めまして、工事を知らなかった人や気になっている人も結構おられるようで、工事前の疑問として、工事関係に詳しくはないんですけども、疑問を質問していきたいと思います。

工事スケジュールについては、令和9年5月末までは橋台・橋脚、令和10年3月末で橋を架ける、最後に取付道路の道路工事を行い、令和11年4月に供用開始であると知りました。

まず最初に、幸橋が架け替えをすることで驚かれた方もおられるようで、今、答弁いただいたことを含め、市民へお知らせし、説明及び理解を頂くことが必要と思いますので、まず1点目です。

市民への説明会や周知は、どの程度予定されているかです。

歩道橋の安全対策としては、朝の通勤・通学時間には工事をせず、それ以外でも、交通誘導員の配置を考えているとのことでした。歩道は工事現場の真横に当たるため、通勤・通学以外でも歩道を利用される方々の安全を第一に考え、事故のないよう進めていただきたいと思います。

また、歩道の位置は今の反対側、河口側に変わることから、これまでとは違う通行に影響があるのではと考えましたが、ないとのことでした。

また、幸橋の横に設置されている金属管ですが、NTT電話線と光ケーブル、そして水道管であると知りました。水道管は歩道橋側に設置されていますので、歩道橋は残しながら工事することから、完成までの影響はないだろうと思いますが、一方、光ケーブルは車道側にあり、車道橋は取り壊すことから、工事期間中はどうするのかお聞きします。

工事期間中の電話線や光ケーブルは使用できず、市民生活に影響が出るのではと予想されるが、代替方法などはどうするのかです。

また、工事中は迂回のため、水俣川沿いの2つの道路、この周辺道路の利用が多くなり、その際、渋滞が多くなることが予測されると思います。今でさえ、夕方5時頃の市役所前あたりは渋滞している状態です。それに加え、重機や工事車両などが通ったり、駐停車したりすれば、さらなる渋滞が想像できます。これについて3点目です。

日中、水俣川沿いの2つの道路が、通行止めになる期間はどれほどあるのか、重機や工事車両等による、さらなる渋滞を軽減するために考えている対策はあるか。

次に、これまで市が主体となって架け替え工事をした水俣大橋と鶴田橋の工事期間は、大橋が約2年間、鶴田橋が約2年2か月であったとありました。幸橋は約4年かかります。素人感覚ですが、鶴田橋は幸橋より短いので、工事期間が短いのは分かります。一方、大橋は幸橋より長く大きいのに、約2年で完成、供用されています。

一般的に考えますと、距離が短いほど早く完成するのではという印象ですが、水俣大橋よりも小さい幸橋のほうが、工事期間が長く、約4年もかかるということに疑問を感じますので、そのことについて、4点目です。

幸橋は着工から約4年かかる見通しだが、約4年程度かかる理由は何か。

2回目は、4点質問します。

○議長（岩村龍男君） 永松土木課長。

○産業建設部土木課長（永松正治君） 杉迫議員の2回目の御質問を4点いただきましたので、順次、お答えします。

まず、幸橋の架け替えに関する市民への周知・説明はどのように、どの程度考えているのか、との御質問にお答えします。

広報みなまた9月号において、事前にお知らせさせていただいておりますが、10月号では、車両通行止めの具体的な期間や市民説明会日時を掲載する予定です。また、市ホームページにおきましても、同様の内容を10月中旬に掲載する予定で、市民の皆様への周知に努めたいと考えています。

なお、車両通行止め期間につきましては、令和6年11月12日から令和11年3月末までを予定しており、市民説明会につきましては、10月30日19時からと、10月31日14時からの2日間、水俣市

役所1階多目的室で開催する予定です。市民説明会の内容としましては、今後のスケジュールや工事内容などの説明及び質疑応答を予定しております。

2点目の御質問でございますが、工事期間中は、N T Tの電話線、光ケーブルが使用できなくなると予想されるが、市民生活に影響はないのか。代替方法などは考えているのか、との御質問にお答えします。

N T Tの電話線、光ケーブルについては、撤去工事前に仮移設を行い、市民生活に影響が出ないように計画しております。

3点目の御質問でございますが、日中、水俣川沿いの2つの道路が全面通行止めになる期間はどれほどあるのか。重機や工事車両等による、さらなる渋滞を軽減するための対策は考えているか、との御質問にお答えします。

県道水俣田浦線等周辺道路につきましては、橋の上部を設置するときに、全面通行止めを行う必要がありますので、その際は、渋滞への影響も考慮して、夜間に施工を計画しております。

その他の工事期間中は、周辺道路の全面通行止めの予定はありませんが、工事車両等が水俣川へ進入する際や交差点改良工事等の場合には、ある程度の車両の待機等が懸念されますので、交通誘導員を適切に配置して、渋滞緩和に努めたいと考えております。

4点目の御質問でございますが、令和11年4月から供用開始予定とのことだが、着工から約4年程度かかっている。約4年程度かかる理由は何か、との御質問にお答えします。

幸橋の架け替えにつきましては、河川の中に工事用道路、作業ヤードを設置して、工事を進める計画としております。そのため、川が増水しやすい期間である6月から10月までの5か月間は、河川管理者である熊本県から河川内での作業中止が条件とされており、工事可能期間が11月から翌年5月末までの7か月間しかなく、年間通して工事ができないことから、約4年程度かかることになります。

なお、水俣大橋の架け替えの際には、工事用仮栈橋を設置し、年間通して工事を行っておりますが、今回の幸橋の架け替えにつきましては、近年増加している線状降水帯等による集中豪雨の被害を回避するため、川の流れを阻害する工事用仮栈橋の設置を行わない計画といたしました。これにより事業費も大幅に縮減することが見込まれておりますので、市民の皆様におかれましては、御理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 市民への周知は市報にて、説明会は今年の10月30日と31日の2日間、市役所多目的室で予定をされているということで、これは近隣住民の方々にも伝えたいと思います。

光ケーブルについては、仮移設をするとのことで問題はない。

工事車両等による渋滞対策としては、基本は日中の工事だけでも、全面通行止めを行う場合

は、夜間に行うこととしていて、どちらも交通誘導員を配置して、渋滞緩和に努めるということでした。

工事は県からの指示で、出水期の6月から10月は工事ができず、11月から5月までの年間7か月間しか工事ができないことから、約4年かかる見通しになっているということです。

橋の架け替えですので、ある程度の不便・渋滞はやむなしと思いますが、仮設橋があれば、住民の不満も多少解消されるのではと思っていましたが、近年増加している豪雨と事業費の削減を考慮し、仮設橋の設置をしないとありました。

今、もろもろ詳しくお聞きしまして、様々な条件があるのは理解しました。とはいえ、なるべく早く完成してほしいというのは、私もですが、近隣住民からの願いでもあります。市民の不満や利便性などを考え、少しでも完成を早めることができれば、どうにかして早める方法はないのか、知りたいと思います。

また、この約4年間での完成ができなかった場合、延びた場合はどうなるのかも心配です。既に工事スケジュール等々、決まっていますので、難しいとは思いますが、1点質問します。

供用開始を早めることはできないのか。また、供用開始が遅れることはあるか。日中、夜間の渋滞対策や住民の疑問など、説明会では、理解を得られるよう詳しい説明をお願いいたします。そして工事関係者の方々も含め、工事中の事故などないよう気をつけて取り組んでいただければと思います。

新しく生まれ変わった幸橋が、市民の皆様から長く愛される橋となるよう期待しています。

以上、1点だけ質問してこの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 永松土木課長。

○産業建設部土木課長（永松正治君） 杉迫議員の3回目の御質問の供用開始を早めることはできないのか。また、供用開始が遅れることはあるのか、との御質問にお答えします。

幸橋の架け替えに伴う車両通行止めにより、市民の皆様には大変御不便をおかけすることとなります。このため、供用開始を最短で設定しておりますので、さらに供用開始を早めることは想定しておりません。

近年の異常気象により、河川の増水の影響等で工事進捗が遅れることも考えられますが、令和11年4月の供用開始に向けて事業を進めてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 2 分 散会

令和6年9月11日

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時8分 散会

（出席議員） 16人

平 岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長 （岡 本 広 志 君）	主 幹 （橋 本 晃 君）
主 任 （宮 崎 聖 子 君）	主 任 （森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 15人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （原 弘 樹 君）	福祉環境部長 （堤 茂 君）
産業建設部長 （田 中 真 也 君）	総務企画部次長 （岡 本 夫美代 君）
教 育 長 （小 島 泰 治 君）	上下水道局長 （永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長 （竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長 （白 本 亮 君）
総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長 （柿 本 英 行 君）
福祉環境部いきいき健康課長 （草 野 徹 也 君）	産業建設部都市計画課長 （榮 永 哲 久 君）
教育委員会事務局教育課長 （設 楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

令和6年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 1 小路貴紀君 | 1 中心市街地のにぎわいづくりについて |
| | 2 スポーツに関する宿泊の現状と新たな宿泊施設の整備について |
| | 3 水俣市自転車市民共同利用システムについて |
| 2 藤本壽子君 | 1 高齢者が生き生きと安心して暮らせる施策 |
| | (1) ひまわりプラン（水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）について |
| | 2 水俣病被害者団体の再懇談における熊本県、環境省の回答と水俣市の対応について |
| 3 高岡朱美君 | 1 商店街への緑地公園の設置について |
| | 2 特別支援学級の担任・特別支援教育支援員の増員について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

柿本地域振興課長から、所用のため、本日午後の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、草野いきいき健康課長、榮永都市計画課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願

います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

(小路貴紀君登壇)

○小路貴紀君 おはようございます。真志会の小路貴紀です。

去る7月28日に開催されました第49回水俣競り舟大会の様子が、8月28日にRKK熊本放送「水曜だけど土曜の番組」で放映されました。

一新会改め「市長とまさやんとオールオッケーズ」に対して、昨年の雪辱を期して市議会チームがリベンジに挑むはずが、いつの間にか、市議会チーム改め「真野議員と愉快的仲間たち」程度の扱いになっていたのは、どうも解せませんでした。日頃、寡黙な真野議員がカメラを前にして、主演男優ばりにひげを蓄え、役を演じきった姿勢に、ただただ頭が下がるばかりです。

蛇足ですが、番組のVTRに高岡市長が映ると「あっ、高岡市長」と、なぜか糸永アナの反応がすこぶるよいのが少々気になります。

さて、私は昨年も番組放送による本市のPR効果は絶大であり、これからも「水曜だけど土曜の番組」と連携を密に、上手にすり寄っていったほしいと申し上げました。引き続き連携をより強く、本市と番組が切っても切れない良好な関係がつかれるよう、2点提案したいと思います。もちろん、答弁は不要です。

まずは、番組自体が割と好き勝手に映像を収録して、編集の技術力をプラスしていると推察することから、本市からも勝手にアクションすべきです。

そこで、本市から番組自体を「観光PR番組大使」に任命して、県内の他自治体を出し抜いて、ナンバーワン、オンリーワンに勝手になることです。1年に数回は本市へ取材に訪れる条件を付すことで、さらなるPR効果は間違いなしです。任命時期は、番組へのお年玉として令和7年の年明け頃がいいと思います。

次に、今回のまさやんは、大会当日に高岡市長のビデオレターを確認して水俣に来ました。来年は50回記念大会として、まさやん専用のユニホームビブスを製作、そして大会当日にプレゼントして驚かせて、水俣の大会会場にお越しいただく。数千円の製作費で、数十倍のPR効果は間違いなしです。まさやんは単なる選手、糸永アナは記念大会スペシャルゲスト扱いで、差別化するのも面白いかもしれません。ぜひ実現をお願いいたします。

それでは、気持ちを入れ替えまして、通告に従い質問に入ります。

1、中心市街地のにぎわいづくりについて。

①、中心市街地のにぎわいづくりに関して、現状をどう捉えているか、お尋ねします。

②、本市と関係団体との連携はどうか、お尋ねします。

③、昨年9月の定例会一般質問において、市街地付近の空きスペースを利用して、図書館学習

コーナーの機能移転及び市役所出先機関を設けることを提案した。その後の検討及び進捗はどうか、お尋ねします。

2、スポーツに関する宿泊の現状と新たな宿泊施設の整備について。

①、スポーツ大会や合宿等における宿泊施設の現状をどう捉えているか、お尋ねします。

②、課題解決のための方策として考えられることは何か、お尋ねします。

③、市内外の企業が新たな宿泊施設を検討する際、本市及び国・県の支援メニューはどういったものがあるか、お尋ねします。

3、水俣市自転車市民共同利用システムについて。

①、正会員及び一時利用会員の登録者数の現状はどうか、お尋ねします。

②、利用状況はどうか、お尋ねします。

③、令和6年度が最終となる第2期水俣市地域公共交通網形成計画における評価はいかがか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、中心市街地のにぎわいづくりについて、順次、お答えします。

まず、中心市街地のにぎわいづくりに関して、現状をどう捉えているか、との御質問にお答えします。

本市としましては、本年7月から8月にかけて、市内中心部に位置する7か所の商店街の代表者に対して、各商店街の現状及び課題についてヒアリング調査を実施するなど、現在、中心市街地の現状把握に努めているところです。お聞かせいただいた主な現状を申し上げますと、人口減少や高齢化で来客数が減少していること、従業員が不足していること、従業員の高齢化及び商店街が所有する施設の老朽化などが挙げられており、空き店舗も増加傾向にあるなど、本市としても、中心市街地の現状は大変厳しい状況にあると認識しています。

次に、本市と関係団体との連携はどうか、との御質問にお答えします。

本市のイベントなどで、にぎわい創出のため、市内飲食店等の出展を依頼する際には、商工会議所及び観光物産協会に、イベント出展の募集を各会員に周知していただくとともに、出展者の取りまとめを行っていただくなど、常に連携して事業を行っています。

特に、商工会議所におかれましては、まちのにぎわいにつながる創業支援拠点運営業務を委託したり、活性化イベント事業等に係る補助金を交付しており、商工業資金貸付事業等を通じた企業支援事業や、活性化イベントの恋龍祭等を連携して行っているところです。

次に、昨年9月の定例会一般質問において、市街地付近の空きスペースを利用して、図書館の学習コーナーの機能移転及び市役所出先機関を設けることを提案した。その後の検討及び進捗はどうか、との御質問にお答えします。

昨年9月の定例会一般質問でもお答えしましたとおり、図書館機能の一部である、学習コーナー等を他の場所に移転すること、また、市役所出先機関を設けることについては、一部業務で実施可能なものもあります。

そこで、市街地に立地するエムズシティの所有者である生協くまもとに、今後の利用方針について確認をしたところ、3、4階のフロアが空いており、どのように有効活用できるのか検討しているものの、現時点で決定している内容はない、ということでした。

なお、図書館の学習コーナーは、コロナ禍による休校等の影響を受けて、一時満席の状態のときもありましたが、コロナ収束後は、十分足りる状態になっております。

また、市役所庁舎の1階フロアでは、令和6年5月から、学習コーナーや丸テーブル等を設置し、市民に御利用いただいているところです。

しかしながら、図書館機能の一部である学習コーナーや、市役所出先機関等を中心市街地に設けることについては、若者が集い、にぎわいづくりにつながると思います。

今後、場所、維持経費、人員配置などを考慮しながら、総合的に検討していきたいと考えます。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 中心市街地の現状について、市として厳しく受け止めているとの認識でした。

まず、イベントに関して考えますと、市内飲食業への出展依頼をするケースが多くあります。また現在は、市外からキッチンカーを呼び込んで、イベント集客の増加につながっている面もあります。来訪者に喜んでもらい、本市イベントのリピーターになってもらう上では、今の取組については歓迎する一人です。

しかしながら、本市の飲食業組合は解散したと聞き及んでいます。これまでは、イベントへの出展依頼も組合を通して協力のお願いがしやすかったと思いますが、その周知ルートが途絶えたとなれば、今後は個別に打診しなければなりませんので、関係団体との連携の面ではマイナスですし、市内飲食業への波及効果が薄れてしまうことを危惧しています。

そういった中、伝統的な祭りである恋龍祭が5月末に、港フェスティバル及びみなまた物産展と一緒に、エコパーク水俣を会場として、同時開催されるようになって久しいわけですが、露店の多さ、早い季節の花火大会はほかでは体験できない近距離で観戦できることから、その認知も高まり集客力を高める効果をもたらしています。

以前の恋龍祭は、夏の暑い時期に、中心市街地を会場として2日間にわたり、総おどりとみこ

しパレードが行われていました。また、大きな七夕飾りが彩っていた時期もありました。

祭りに参加して一段落すれば、中心市街地の飲食店に自然と人が流れていく、過去はそういった光景が当たり前でしたが、残念ながら、現在の花火大会が終わってから、中心市街地へ人が流れるというのは、そうありません。市議会でも総おどりに参加しますが、私はここ数年、花火大会は失礼して、議員仲間と中心市街地の飲食店に足を運ぶようにしています。

8月中旬には、初恋通り商店街や水光社本店前で夜市も開催されていることから、複合イベントとして、総おどりも開催できれば、再び中心市街地へ人の流れをつくることができます。

恋龍祭の主体は、商工会議所の恋龍祭実行委員会であることは承知しておりますが、そこで1点質問します。

以前のように、恋龍祭総おどりだけでも、中心市街地で開催することで、飲食業への波及効果が期待できます。市から関係団体へアプローチすることで連携を図ってほしいと思いますが、いかがか、お尋ねします。

次に、昨年9月の定例会一般質問においては、公共の施設及びサービス機能強化という観点で、商店街に近い市街地の空きスペース活用を提案しました。単に人が集まる施設の整備を訴えれば済む話だったかもしれませんが、一般質問ですので、私なりに手段を考えて提起したいとの思いから、図書館ではかなわないおしゃべりや飲食が可能になること、平日の市役所閉庁後や土日の休日に市民手続きができる出先機関の設置と、せっかくであれば、多機能なスペースが、中心市街地に設けられればとの思いもあり、少し回りくどくなったことは反省ですが、行き着くところは、中心市街地へ意図的に人の流れをつくらなければ、活性化は図れないということに尽きます。

行政視察で出向いた土浦市役所では、職員が執務する同じフロアで、学生が勉強できるスペースが設けられていました。豊岡市の駅前にある老朽化が否めないデパートの最上階には、数店しかないフードコーナーに隣接したテーブルで多くの学生が勉強していました。先日訪問した唐津市の新庁舎でも、平日夕方や休日に学生が勉強する光景が見受けられるとのことでした。

また、唐津市には公営ギャンブルの競艇場がありますが、驚いたことにリニューアルオープンした施設に、土日ともなれば、多くの学生が勉強場所として訪れるとのことでした。公営ギャンブル施設に学生が出入りするのはいかがか、と大人目線で思うかもしれませんが、学生など若者の立場で考えれば、エアコンがあって、W i - F i が使えて、お小遣いで買える飲食物があって、友達とおしゃべりでもしながら勉強ができ、時間や他人を気にする必要がない居場所が確保されているだけで、満足を感じているかもしれません。

人が集まる施設整備に費用がかかることは当然ですが、でも若い目線で考えれば、決して高望みを求めているわけではないことがよく分かります。

エムズと協議したとのことですが、現在の空きスペースが活用できれば、若者が集まりやすく、おしゃべりや飲み食いができる環境がつくれます。スペースを持て余しそうであれば、軽食を提供する業者を募ったり、江口寿史さんの作品展示や漫画が読めたり、村下孝蔵さんをたたえるミュージアムでも設ければ、市外からも人を呼べます。闇の賭け事のイメージが強いマージャンも、都会の雀荘では、昼間はお年寄りの健康マージャン教室として、夕方はサラリーマンなどの憩いの場として人が集うようになっています。

いろいろと勝手なアイデアを申し上げましたが、中身の施設充実は後からでも付け足していけば十分に可能ですので、まずはスペースを確保すべきと考えます。

そこで、ストレートに質問します。

多世代交流拠点、特に若者が集まりやすい場所を中心市街地につくってやることを早急に実現すべきと考えるがいかがか、お尋ねします。以上2点です。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず、恋龍祭の総おどりを、以前のように中心市街地で開催することで、中心市街地のにぎわいづくりにつながるんじゃないか。行政から各団体に連携を働きかけてもらいたいと思うがどうか、というお尋ねでございました。

恋龍祭は、市を含めた様々な関係機関の代表者で構成された恋龍祭実行委員会が主催しておりますが、恋龍祭の開催方法を決定する際、当該実行委員会において、関連イベントの合同開催による集客の相乗効果等を総合的に判断し、現在のエコパークでの開催を決定したと伺っております。

次年度の恋龍祭開催の検討の際には、総おどりの中心市街地開催を含め、様々な意見を基に、これまで以上に波及効果が生み出されるよう、実行委員会の中で協議していきたいと考えております。

2点目の中心市街地に若者が集まりやすい場所の設置を早急に実現するべきだと考えるがいかがか、というお尋ねでした。

中心市街地の現状については、先ほどお答えしましたとおり、待ったなしの状況でありますので、中心市街地のにぎわいづくりは、喫緊の課題であると捉えております。

若者が集まりやすい場所を民間の協力を得ながらつくることにより、中心市街地の活性化が図られると考えておりますので、その実現に向けて早急に取り組んでまいります。

また、若者が集まりやすい場所づくりに意欲のある民間企業を後押しする新しい支援策等も考えてまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 また、以前の話をしますと、中心市街地で綱引きが開催されたこともありました。私も参加いたしました。週をまたいだトーナメントでしたので、それなりに人の流れがありました。

夜の飲食店を応援するはしご酒もありました。いずれも商工会議所主体ですので、質問まではいたしません。継続性がないと、飲食店経営者もお店を利用する市民も、イベントに参加すること自体、遠のいていってしまう傾向にあります。

はしご酒の経験ですが、私よりちょっとだけ年上のママが1人で切り盛りする行きつけの場末のスナックがあります。酒好きの男がママの気を引いたり、独り占めしようと取り合いをしたりすることはないのですが、そのお店に20代の女性が2人入ってきたことがありました。私が「どうしてママが1人しかいない場末のスナックに来たの」と尋ねたら、「せっかくなので、今まで来たことがないお店を回っています」と返事がありました。また、別の若い男性は、「今度の職場の飲み会があるので、二次会の下調べを兼ねて、初めてのお店に来ました」と言っていたのを記憶しています。

夜の経済を支える若い世代の掘り起こしになったり、お店にとっては、新たなお客様との御縁ができるきっかけになっていました。

街のにぎわいは昼も夜も大事だと思います。私も痛風が完治すれば、積極的に夜の街に出たいと思います。

恋龍祭総おどり、みこしパレードについては、どちらにも参加する企業・団体がありますが、中心市街地の活性化、意図的に人の流れをつくる意味からも、関係団体との連携を、今後お願いしたいと思います。

最後に、人が集まりやすいスペースの確保について、早急に実現すべき理由を、改めて付け足したいと思います。

第6次水俣市総合計画第2期基本計画において、本施策に対する個別評価のデータが紹介されており、市民の満足度と優先度を2つの軸でマトリックスにして分析されています。その中に、産業・経済分野の評価として、不満度・優先度がともに高い喫緊課題ゾーンにプロットされている項目が、「街の活力となる魅力ある商店街づくり」です。不満度で1位、優先度で2位となっています。

また、第3期水俣市福祉計画における、第2章「現状と課題」で、ヒアリングによるニーズ調査がまとめられています。その中に、「高校生が放課後などに集まれるところや安心していられる場所がない」との意見が付されています。この双方の課題解決に向けて、中心市街地のにぎわいを醸し出していくためにも、意図的に人の流れをつくる必要がある証左です。

現在の庁舎を100%否定するつもりはありませんが、新庁舎建設計画における建設場所の選定

の際、私は当時、中心市街地の可能性を模索すべきとの考えを主張していました。商店街を含めた中心市街地の活性化、病院も商工会議所も近い立地、金融機関も集約している、将来のコンパクトシティー構想を描く中で、新庁舎建設を起爆剤にすることが最後のチャンスになるというのが、大きな理由でした。

もしも実現していれば、こういった質問に至る懸念もなかったかもしれないと、自責の念を感じるところもありますが、世代を問わず集まりやすい場所、特に若者にとっては、水俣で過ごす時間が短いという現状に思いを寄せていただき、若い世代のささやかな願いが早急にかなえられることを切望して、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、スポーツに関する宿泊の現状と新たな宿泊施設の整備について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、スポーツに関する宿泊の現状と新たな宿泊施設の整備について、順次、お答えします。

まず、スポーツ大会や合宿等における宿泊施設の現状をどう捉えているか、との御質問にお答えします。

現在、スポーツコミッションみなまたにおいて、スポーツ大会や合宿の誘致を積極的に行っておりますが、令和5年度のスポーツに関わる宿泊実績は、前年度から倍増するなど、スポーツコミッションの取組の成果がしっかりと表れています。

これらの要因といたしましては、魅力あるスポーツ施設であるエコパーク水俣や大アリーナの空調設備が整備された市立総合体育館のPRが進んでいることや、市内宿泊に対する補助金の創設に加え、積極的な受入れを頂いている市内宿泊施設の御協力によるものであると考えております。

しかしながら、宿泊に係る価格面や、ビジネスホテルでのシングル利用を希望されるなどの条件面のほか、大規模な大会の開催時や観光シーズンで宿泊施設の確保ができない場合など、市外に宿泊されるようなことが多いのが現状です。このような方々を、いかに水俣に宿泊いただくことができるのか、スポーツコミッションの組織における課題であると考えております。

次に、課題解決のための方策として考えられることは何か、との御質問にお答えします。

現在、本市の宿泊施設は、市街地のビジネスホテルのほか、湯の児温泉、湯の鶴温泉の旅館等がありますが、一部の宿泊施設では、スポーツ大会や合宿向けに通常の料金よりも低額の宿泊プランを設定いただいていたりと、原則、素泊まりや1食のみで対応されている施設が、宿泊者の希望に合わせて、飲食事業者と連携し、食事の提供を行っていただくなど、多大なる御協力を頂い

ているところです。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、宿泊される場合の条件面や、観光シーズン時や大規模なスポーツ大会時には宿泊施設の確保ができないという現状がありますので、仮に、利用者のニーズに応じた新たな宿泊施設が市内に整備されるとすれば、市内スポーツ施設の利用、及び市内宿泊者のさらなる増加につながるものと考えております。

次に、市内外の企業が新たな宿泊施設を検討する際、本市及び国・県の支援メニューはどういったものがあるのか、との御質問にお答えします。

本市の支援策といたしましては、水俣市企業立地条例に基づく奨励措置として、最大3年間の固定資産税免除や、新規雇用者を1年間継続雇用した場合に、1人当たり10万円を交付する雇用促進奨励金があります。また、投資額や新規雇用者数などの要件がありますが、誘致企業の場合は、水俣市誘致企業立地促進補助金として、地場企業の場合は、水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金として、最大5,000万円の補助金が交付されます。

国・県の支援メニューは、補助金により申請要件が異なりますが、熊本県の地域未来投資促進補助金や国の事業再構築補助金などが該当する可能性があります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 スポーツ大会や合宿などに関しては、スポーツコミッションみなまの取組、総合体育館大アリーナの空調やエコパーク水俣のハード・ソフト両面の施設整備の効果、市内宿泊に対する補助金創設、何よりも市内宿泊施設の多大な協力などにより、成果がしっかりと表れていると、私も実感しています。

さきの6月定例会一般質問のスポーツ弁当に関して、エコパーク水俣の実情は、イベントやスポーツを通して、年間53万人が訪れる施設になったこと、南九州西回り自動車道の全線開通による空洞化の懸念よりも、エコパーク水俣へのアクセスの利便性はより高まることから、本市へのイベントやスポーツ関係の入込客は増加が期待できることなどを述べました。

ただ一方で、様々な要因があるとはいえ、単純に宿泊施設のキャパは不足しており、残念ながら一部の宿泊が市外へ流出していることから、新たな宿泊施設の整備は以前から待ち望まれています。整備が実現すれば、スポーツを通じた市内宿泊者はさらに増加することははっきりと見えています。

しかし、新たな整備に向けては、民間の力に委ねる部分が多いわけで、先ほど答弁を頂きました本市及び国・県の支援メニューの相乗効果により、企業誘致につなげたり、地元企業の積極的な参入の後押しになればと期待するところです。

現在、県においては、来年度の事業化に向けて、エコパーク水俣内に大型屋根つき施設を整備するための概略設計費が予算化されています。この屋根つき施設の整備に合わせて、合宿などの

宿泊ができる機能を併設できれば、エコパーク水俣を訪れるスポーツ関係者のさらなる増加と利便性向上が図られます。

また、エコパーク水俣での屋外種目競技に限らず、空調設備が整備された総合体育館を利用する屋内種目競技に宿泊してもらうことも十分に可能であり、施設の利用の幅はもっと広がります。

そこでまず質問します。

エコパーク水俣において、天候に左右されず、イベントやスポーツが実施できる大型屋根つき施設の整備に際して、この機を逃さずに、合宿所の併設を本市から県へ強く要望し、実現を図るべきと考えますが、いかがかお尋ねします。

現在、地元企業が保有する遊休施設を活用して、地元企業間の連携でスポーツ合宿所を整備できればと、夢を語り合うこともあります。小中高の子供たちと、学生を含めた社会人とでは、宿泊の設備や価格に対する許容に若干の違いがあります。子供たち向けで最も優先されるのは、価格面であり、できるだけ安く利用できることにこしたことはありません。そういったニーズをカバーするのが合宿所のような施設であり、新規の利用団体が後のリピーターとして利用定着につながるものが計算できれば、地元企業の参入を促すことができます。現在の本市のスポーツ施設には、そのポテンシャルが十分にあると考えます。

そこで、2点目の質問です。

地元企業等が地域貢献に鑑み、スポーツ合宿の施設整備を検討することを、本市はどのように受け止めておられるか、お尋ねします。以上2点です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、県がエコパークに計画しています大屋根つきの施設に、できれば併設して合宿所の整備を要望し、実現を図るべきだと思うがどうか、という御質問でございました。

県におきましては、大屋根つきの施設整備の概略設計費の予算を6月議会で可決をされまして、今後、施設整備に向けて調査等を行っていると同っております。

市としましては、「スポーツ合宿等で訪れました選手たちの雨天時の練習や大会開催時の選手の拠点、天候を気にせずにイベントを開催できる広場や、休憩所として活用できる大型屋根つきの施設」として、まずは最適な整備が行われることが第一であると考えております。

ただ、合宿所や宿泊施設が整備をされれば、さらなる宿泊及びスポーツ施設の利用者の増加につながるものと考えておりますので、今後、どのような整備方法が可能かも含めまして、検討していきたいと考えております。

2点目の地場企業等の地域貢献に鑑み、スポーツ合宿の施設整備を検討することを市としては

どのように受け止めているか、という御質問でございます。

地元企業等が市のスポーツ振興、経済活性化のために、合宿所の施設整備を行っていただけることは、大変ありがたく思っております。

今後、そのような御相談があれば、先ほど答弁いたしました水俣市地場企業新産業・雇用促進補助金等の制度を活用するなど、整備に向けた後押しをさせていただければと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 エコパーク水俣内の大型屋根つき施設の整備に合わせた合宿所の併設については、必要であれば、スポーツコミッションみなまた、エコパーク水俣の利用が多い、陸上・テニス・サッカー・ソフトボールなどの種目競技団体とも連携して、県への要望活動を行うアクションを考えてもいいと思います。

県に対して、本市の積極性を示すことは大事なことでと考えております。そして、単に県へのお願いや要望の丸投げと思われたいためにも、地元企業間の連携による合宿所の検討・実現に向けて市も一緒になって取り組むことが、県の理解を高める一助になると思います。

地元企業間の連携が進むようであれば、企業支援センターとマッチングさせて、必要な書類作成をバックアップしてやることだけでも、企業が前向きに検討しやすい環境づくりを支援してやることができます。

県への要望活動など、後になって手後れだったとならないよう、具体的なアクションをとる契機になることを期待して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣市自転車市民共同利用システムについて、答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、水俣市自転車市民共同利用システムについて、順次、お答えします。

まず、正会員及び一時利用会員の登録者数の現状はどうか、との御質問にお答えします。

本システムにおいて、登録者数の現状は、令和6年7月末時点で正会員登録者が1,243人、一時利用会員登録者が延べ2,839人です。

次に、利用状況はどうか、との御質問にお答えします。

過去2年間での利用状況は、令和4年度は延べ4,250回、令和5年度は延べ4,393回となっております。利用回数の構成比を見ると、令和5年度においては、水俣市民が約35%、水俣市外の方で、水俣市への通勤者が約60%、一時利用会員が約5%です。

次に、令和6年度が最終となる第2期水俣市地域公共交通網形成計画における評価はいかが

か、との御質問にお答えします。

第2期水俣市地域公共交通網形成計画においては、市内における回遊手段の利用案内の強化を掲げ、その中の目標値としての自転車市民共同利用システムの自転車1台当たりの稼働率を46.2%以上としております。令和6年7月末時点での自転車の1台当たりの稼働率は62.2%であり、目標値に達しておりますが、先ほどお答えしましたとおり、市外からの通勤者が半数以上を占めており、また、観光客等の一時利用者は5%程度であることから、当初想定した観光拠点や主要施設における回遊手段としての利用増加にはつながっていないと感じています。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 令和6年度一般会計予算において、自転車のまちづくり推進事業に一般財源として180万9,000円が計上され、本年度中に自転車市民共同利用システムを廃止するとあります。環境モデル都市づくりの取組の一つとしてスタートしたと思いますが、当初の導入目的と現在の利用状況に乖離があると思われるのであれば、本システムを発展的に解消し、現状に即した事業構築を行うことには理解を示します。

現行のシステム機器も老朽化著しく、また、利用するためには、事前に手続・登録をする必要があるため、観光客が水俣を訪れて即時に利用できる仕組みにはなっていません。

現在は、携帯通信会社等が出資するシェアサイクルやキックボードなどが普及しており、熊本市内でも赤い電動シェアサイクルを多く見かけます。人が立ち寄りやすい施設や、コンビニ前にも駐輪場が設けられており、時間制の料金設定でスマホ決済が可能です。システムのクラウド化によって簡単に利用できるシェアサイクルなどのシステムを導入できれば、地域間の利用もスムーズですし、ランニングコストの削減も期待するところです。

そこでまず質問します。

現在普及しているレンタルやシェアサイクルと連携する考えはないか、お尋ねします。

現行システムが終了となれば、これまでの事業や取組との関連性への対応が必要になります。

2017年、自転車活用推進法、観光振興目的のサイクルツーリズム推進に関しては、八代～水俣シーサイドルートや水俣・芦北山間部ルートの整備計画もあり、水俣・津奈木・芦北の1市2町に関係します。クラウドのシェアサイクル導入を水俣単独で考えると、津奈木・芦北と連携すると、考え方の広がりがあります。

しかし、そもそも現行システムを終了して、新たな自転車の共同利用システムを構築する考えがあるか不明ですが、水俣・芦北の観光振興に向けたサイクルツーリズムに関係する事業も踏まえて、仮に現行からブラッシュアップされた事業にできれば、市民にも観光客にも喜ばれると思います。シェアサイクルなどを視野に入れた中身のある事業が新たに構築できれば、価値はあると思います。

そこで、2点目の質問です。

水俣・芦北地域振興計画の第八次策定に向けて、事業化案件としてエントリーする価値があると思うがどうか、お尋ねいたします。以上2点です。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 小路議員2回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

まず、現在普及しているレンタサイクル等のシステムと連携する考えはないか、との御質問でございました。

レンタサイクルシステムを運用している事業者にお話を伺ったところ、本市の場合、民間のみで運用するのは難しいとの回答でございました。

本市におきましては、これまでに運用していたシステムの観光利用者が少なかったことから、利用者ニーズが把握できていない状況でありますので、まずは導入と維持管理費をできるだけ抑え、窓口対応によるレンタサイクル事業を検討したいと考えております。具体的には、現行システムの廃止に伴う自転車の再利用など、必要台数を確保した上で、新水俣駅や道の駅をはじめとした有人施設への設置を検討してまいります。

次に、シェアサイクルなどに関しまして、第八次水俣・芦北地域振興計画の策定に向け、事業化案件としてエントリーする価値があると思うがどうか、との御質問でございました。

令和3年度から八代及び水俣・芦北地域サイクルツーリズム推進協議会が設立をされ、4つのルートを整備推進しており、そのうちのルートの一つである八代～水俣シーサイドルートにおいて、昨年度から熊本県と連携してサイクリングイベントを実施をしております。

自転車の利用につきましては、距離の長いサイクリングルートを走る方々と、いわゆる街乗りとして自転車を利用する方々があり、レンタサイクルのターゲットとしましては、街乗りとして自転車を利用する後者の方々と認識をしております。

よって、本市には市内中心部から温泉地やエコパークなどのルートがありますので、新幹線や肥薩おれんじ鉄道等で水俣を訪れた方の2次交通の手段としての利用が想定をされます。

議員御提案のとおり、水俣・芦北地域振興計画の第八次の策定に向け、サイクルツーリズムの推進のためにも必要な環境整備等について、熊本県と検討してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 レンタルサイクルを運用している事業者コメントとして、本市の場合、民間のみで運用するのは難しいとの答弁でした。難しさの理由が、費用面なのか、利用者が少ない地域性の問題なのか、それともほかにあるのか。また、尋ねた事業者が1社なのか、それとも複数か。もちろん、現行の無料を継続するか、有料利用とするかも現状は分かりません。

現行システムで観光利用者が少なかったとの評価でしたが、事実、利用回数状況の確認で、令和5年度の延べ4,393回に対する観光客等の一時利用者は5%程度です。この観光目的の5%は、年間延べ220回、一月当たり平均18回の利用に相当、このニーズの把握もできていないとの答弁です。現行システムの発展的解消ではなく、観光利用者は少なく、ニーズも分からない。でも、差し当たり自転車は置いておきますという考え方で、新たな事業になり得るのでしょうか。

私は先ほど、現行システムを利用するためには事前に手続・登録をする必要があるため、観光客が即時に利用できる仕組みにはなっていない、と申し上げました。しかし、新たに検討されているレンタサイクル事業は、従来と変わらず窓口対応、また、有人施設へ設置する考えのようですので、観光客の場合、施設の窓口で手続後に初めて利用可能。もしかすると施設の営業時間内に返却しなければならない制約が出てくるのでしょうか。使用及び返却について、ある程度無人で対応できるハード面の整備を考えなければ、利用時間は相当限られると思います。

また、街乗りをターゲットとして、市内中心部から温泉地やエコパークなどへの2次交通の手段として想定されているとのことですが、有人による窓口対応のアナログなレンタサイクルで行き先を把握できるとは到底思えません。利用者が返却する際に、口頭で尋ねるのか、紙のアンケートに書いて回答してもらうのでしょうか。

その点、クラウド系のシェアサイクルは、目的地までのルートや立ち寄り場所も把握できますし、有料利用であれば、スマホ決済が可能です。クラウドですので、こういった情報が全てデータとして見える化できますので、事業をブラッシュアップする際は貴重です。活用しない、できないデータに価値はありませんが、活用次第でデータの価値は幾らにでも開けます。これだけデジタル化を進めるといっている中で、新たに検討中の事業がアナログで、現行からのブラッシュアップが感じられないのは残念です。行動履歴が残せるアプリも数多く出回っていますので、そういったものの活用も検討してほしいと思います。

また、本市はMaaS事業で、UTモビリティサービス株式会社と包括連携協定を締結しており、この事業の中身は、my route取組として移動のインターフェースを構築するとあります。メインは移動ルートの検索機能ではありますが、様々な移動手段を組み合わせる中でシェアサイクルも入っています。何よりもビジョンが「すべての人の移動の自由」と「ずっと賑わう街づくり」に貢献するとあり、街の回遊性向上を図ることを狙っています。

単に観光目的で自転車を置くという安易な考えではなく、こういった包括連携協定との関連に目を向けて、できる、できないはあるかもしれませんが、本市の課題や、やりたいことを連携相手にぶつけてみて、知恵や資本を借りて、課題解決が図れるか可能性は探してほしいと思います。民間と違い、事業の利益や利潤はさほど求められないかもしれませんが、事業の成果や効果は食欲に追い求めてほしいと思いますし、事業費の大小ではなく、生きたお金の使い方を最優先

に考える意識を強く持つことが大事だと考えます。

来年度に向けて、新たな自転車システムの事業がどのように検討され、現行システムからのブラッシュアップがなされるか、関心を持って注視したいと思います。

以上で、今回の一般質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10時35分まで休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。I's水俣の藤本壽子です。

まだまだ残暑が続く毎日、体調を崩されている方もおられるのではないのでしょうか。先日の台風10号、大変心配をいたしました。幸いなことに田んぼの稲が倒れず立っていたことに感謝したい気持ちになりました。

この間、世の中は米不足ということで、しかも、米の価格高騰には目に余るものがあります。次の大きな災害のためと言わず、備蓄米は供出するべきではなかったか。これこそ、政治の選択であると考えました。

さて、現在国会においては、自民党、立憲民主党の党首選挙の報道で持ち切りであります。自民党の裏金問題の体質は、地方にまで巻き込んではいないか。政治資金は、住民に透明性を持って明らかにされているか。私自身も襟を正す思いでこの選挙戦の行方を注視しているところです。各党の政治改革の中身が、直接市民の暮らしに直結することだと思います。格差の広がる中、地方の少子化問題、福祉、医療に携わる人々の人材不足、最も根幹となる食糧の自給への取組、待ったなしの状況を本当に変革できるのか。正念場に来ているのではないかと考えています。

市民、国民の皆さんの期待に応えられる政治の変革を願って質問に入ります。

大項目1です。

高齢者が生き生きと安心して暮らせる施策、ひまわりプラン（水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）について質問をしたいと思います。

①、水俣市を取り巻く現状の中に、高齢者単身世帯数が県内45市町村において比率が高いほうから3番目ということですが、現在特に単身世帯見守りとして取り組んでいることはあるか。

②、要介護者の原因疾患として骨折、転倒による割合が高いが、これについて高齢者に予防のための指導をしていることがあるか。

③、65歳以上の就業人口のうち、農業総人口の割合が他の業種と比較し高くなっております。シルバー人材センターなどを含む就業状況は、どのようなのでしょうか。

④、水俣市の訪問介護事業所などでは、今春、国の介護報酬改定、基本2から3%減額になっていますが、ますます介護者の就業が不安定になると思うが、対策はあるのか。

⑤、介護保険サービス事業者のアンケートでは、17%の事業者が外国人労働者を受け入れているということであるが、人数でいうとどれぐらいになるか。

次に、大項目2です。

水俣病被害者団体の再懇談における熊本県、環境省の回答と水俣市の対応について、お尋ねします。

①、水俣病被害者団体が要望した早期の「住民健康調査」については、環境省はどのように答えたのか。

②、水俣病被害者団体が要望した「認定制度」の見直しについては、環境省はどのように答えたか。

③、水俣病被害者団体は、大幅な物価上昇を踏まえて、療養手当の増額、さらに離島加算の増額を要望したが、これについては、環境省、熊本県はどのように答えたか。

④、胎児性、小児性患者など地域生活支援事業を被害者の実情に見合うよう適切に拡充することと要望したが、熊本県はどのように答えたのか。

⑤、水俣湾、エコパーク、八幡プールなど水俣市内に埋め立てられたカーバイド残渣などに含まれる、水銀、ダイオキシンその他の有害物質について、調査し公表すること、との要望があったが、それについて熊本県はどのように答えたのか。

以上、本壇からの質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 藤本議員の御質問に、順次、お答えいたします。

初めに、高齢者が生き生きと安心して暮らせる施策について、お答えします。

まず、水俣市を取り巻く現状の中に、高齢者単身世帯数が県内45市町村において、比率が高いほうから3番目ということだが、現在、特に単身世帯の見守りとして取り組んでいることはあるか、との御質問にお答えします。

水俣市では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指し、日常生活の

中で、高齢者の単身世帯を中心とした、地域住民への見守り活動として、現在、5つの関係機関と、9つの民間事業者等の協力で、「水俣市見守り協定」を締結しています。

また、徘徊の恐れがある方が行方不明になった場合には、警察・消防・介護事業所など関係機関と連携して迅速な対応ができるよう「水俣市認知症見守り・SOSネットワーク」を構築しております。加えて、11月からは、「おかえりサポートシール事業」として、ICTを活用した取組を実施できるよう準備を進めているところです。

次に、要介護者の原因疾患として、骨折、転倒による割合が高いが、これについて高齢者に予防のため指導していることはあるか、との御質問にお答えします。

昨年度策定しました、ひまわりプランの調査においては、新たに介護認定された方の主な原因疾患としては、認知症が最も多く、次いで関節疾患、骨折・転倒となっております。

そこで、これらの疾患の予防に向け、身近な地域の公民館や市内の拠点施設において「まちかど健康塾」を開催し、運動、レクリエーション等を実施することで、運動機能や認知機能の維持・改善を目指す介護予防事業に取り組んでいるところです。

また、集合型の介護予防事業への参加を希望しない方を対象に、ICTを活用して運動習慣に結びつける「みんなチャレ」アプリの活用等も実施しています。

これらの取組を通じ、高齢者の方々が健康で生き生きと暮らしていただけるよう、指導ではなく、ともに取り組む伴走型の支援を行っております。

次に、65歳以上の就業人口のうち、農業総人口の割合が他の業種と比較し高くなっているが、シルバー人材センターなどを含む就業状況はどのようなか、との御質問にお答えします。

農業への就業状況については把握しておりませんが、水俣・津奈木シルバー人材センターに状況を確認しましたところ、サラダたまねぎ、甘夏、デコポン等のかんきつ類の収穫作業や、畑等の草刈り作業への派遣が多いとのことでした。

次に、水俣市の訪問介護事業所では、今春、国の介護報酬改定により、ますます介護者の就業が不安定になると思うが、対策はあるのか、との御質問にお答えします。

国においては、昨年の介護事業経営実態調査から、介護事業全体平均の収支差率2.4%と比べて、訪問介護の収支差率は7.8%と、利益率が高いこと、また、処遇改善加算率も今回の改定で高く設定されたこと等を報酬改定の引下げ理由としています。

今回の報酬改定は4月に行われたものであり、施行から間もなく、その影響も明らかではないため、市としましては、引き続き、介護事業所等の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、介護保険サービス事業所へのアンケートでは、17%の事業者が外国人労働者を受け入れているということであるが、人数でいうとどれくらいになるか、との御質問にお答えします。

昨年度実施しました介護保険サービス事業者のアンケートでは、9事業所において、外国人労働者を受け入れたとの回答がありましたが、人数は把握しておりません。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

既に30年ほど前になりますが、私はある団地に住んでおりました。ある日ドアをたたく人があり、ドアを開けると「うちんとおらんとですよ」とのこと。その行方不明の女性は、一緒に働いていたことがある方で、御主人は、そのため私を訪ねてこられたのだと思いました。玄関に座り込まれたその方が言われるには、「妻が物忘れがひどくなり、そのうち気がついたら外に出ては、どこに行ったか分からなくなることがあり、困っている」と言われました。その後、胸がいっぱいになられたのか、目から涙があふれてきて、一緒に泣いたのを思い出します。

ひまわりプランの地域生活包括ケアシステムの推進などによる、安心暮らしの中に、在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に思うことのトップは、認知症状への対応、2番目は入浴介助などが挙げられていますが、介護者だけでは見守りは限界があると思います。

水俣には、自宅で介護に携わる方、介護を受けている人が多くあると思います。様々なネットワークでの見守りのほか、地域でも民生委員の方々も見回りをされていますが、自分自身の経験からいうと、「ふれあい活動」を10年ほどやっていましたが、他地域へ引っ越しで活動をやめることになりました。

そこで1回目の質問をします。

孤独死、認知症の人、また行方不明者への対応など、地域の協力が必要と思うが、現在ですね、どのような、詳細な、もう少し協力体制になっているかを教えてください。

次に、介護サービスの利用状況のうち、アンケートから見る高齢者の現状の中に、転倒リスクの高齢者は40.3%となっています。転倒は、高齢者の全ての機能を低下させる原因になると思います。これについては、事故の予防のため、身体的な訓練などもされたり、様々あると思いますけれども、特に骨粗鬆症予防などで食生活の指導をしていることがあるか、そのことをお尋ねしたいと思います。

次に、質問にはなりませんが、高齢者の農業への就労の現状をお尋ねしました。

なぜこの質問をしたかという、最近、退職して米づくりをしているという方が多いことに気づきました。農業離れと言われる中で、田植をした、稲刈りをするというような話をよく聞きます。私は、小規模農家にも農産物にもっと付加価値や買取り価格が高くなれば、退職後の仕事として携わる人が多くなり、耕作放棄地なども減少するのではないかと思います。地域の環境を守ることができるこの施策を、きちんと結んでいく必要があるのではないかと考えています。都会から帰ってきた高齢者の生きがいにもなるのではと考えました。

また、先日、水俣市政について懇談する機会があり、ある山間地にお住まいの方が、水俣はますます高齢者が増えていく。これを嘆いてばかりいないで、高齢者を中心に置いたまちづくりも面白いのではないかなと。「子供を大切に、高齢者が生き生き暮らすまち」、若い人たちがちょっとのぞきたくなる「経験を積んだ高齢者の話を聞いてみたくなるようなまち」、そして、「一緒に働きたくなるまち」、これを政策の一つにしてはどうかというふうに思い、質問をいたしました。

さて、次の質問に結んでいきます。

今回、訪問介護事業者からお話があり、訪問介護のための従事者が不足しており、今後の経営が危ぶまれるという相談がありました。いろいろな要因を考えました。一つには、本年4月1日に、国の介護報酬、基本2から3%減というのは大変ショックだったということをお聞きしました。ひまわりプランの中にも、介護従事者を増やす施策で取組がありますが、何より国の予算減というのは、事業所にとって拍車をかけることにはならないのでしょうか。

この訪問介護については、全国的事情もお話したいと思います。ある民間の調査によりますと、訪問介護事業所、全国に3万6,000か所があるそうですけれども、その4分の1が、既に廃止になったということで、特に中山間地などの事業者が大量に廃止をしています。長野県南東部の飯島町は、同町まで20キロの距離である伊那市から訪問介護を行っているということでもあります。また、この5年間で、熊本県で廃止した数は116か所となっているということです。水俣も、閉鎖した事業所があるとお聞きしています。

そして人手不足で訪問介護が困難になる中、国の福祉の分野への支援は、高齢者の命に関わることでと思います。訪問介護の基本報酬は、身体介護、生活援助、通院乗降介助とも引き下げられているということ。訪問介護事業者が経営困難にならないため、ぜひ水俣市にお願いしたいことがございます。「訪問介護基本報酬の引上げを求める意見書」を提出していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。これが質問の3番目です。

2回目の最後の質問をします。

介護現場での外国人労働者について答弁を頂きました。市内にある介護施設でお話を伺いました。「うちもミャンマーの人にお手伝いをお願いしています。ミャンマーは内戦があり混乱しており、だからこそ、若い人たちには水俣で福祉のことを学び、希望を持って自国に帰ってもらいたい。この人たちのスキルアップのため日本語学校が必要と思うが」ということでした。

以前にも、この問題で質問をいたしましたが、日本語を専門に教える日本語教室が必要と私は思いますが、水俣市はどのように思うか、お尋ねしたいと思います。

質問は4ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 草野いきいき健康課長。

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 藤本議員の第2の質問にお答えします。

認知症の方の行方不明者などのですね、対応について、地域の協力ということでどのような協力体制になっているか、というような御質問だったかと思いますが、高齢者単身世帯を含めた見守りとして、地域包括支援センター、こちらとの連携・情報交換ということや、定期的に民生委員、児童委員の方々に戸別訪問をしていただくということのほか、先ほども申しました見守り協定を頂いている民間の事業者の方々、こちらから情報提供、報告を頂くという形で地域の状況把握に努めているところでございます。

2つ目の、転倒防止のお話であったかと思いますが、食生活の改善指導が欠かせないと、これについてどのような取組があるか、具体的に、というようにお話でございました。

先ほど申しました「いきいきみなまたヘルスプラン」の中で、低栄養予防を含めた食生活の維持・継続に関する支援、生活習慣病の発症予防・重症化予防という観点から、食生活支援ということで高齢者の食育についての推進を図っていくということにしております。

具体的には、高齢期の生活状況の変化に応じた食に関する周知啓発事業、または健康診断等の結果に基づく戸別訪問による健康づくり、栄養に関する情報の提供、それから、食生活改善推進員の皆さんと連携をした料理教室の実施という形で、現在取り組んでいるところです。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 議員2回目の質問のうち、3番目、4番目についてお答えさせていただきます。

訪問介護基本報酬の引上げを求める意見書を水俣市から提出できないか、との御質問を頂きました。

議員御指摘の訪問介護基本報酬等の引上げを求める意見書の提出につきましては、報酬改定から間もなく、その影響が明らかではないため、引き続き、介護事業所等の状況や他自治体の動向を注視してまいります。

続きまして、日本語を専門に教える日本語教室が必要と思うがどのように思うか、との御質問を頂きました。

介護のスキルアップのために日本語を学んでいただくことは重要と考えております。

県では、熊本県介護福祉士会へ委託し、介護職種の技能実習生等へ日本語や介護技術を教える集合研修を実施するとともに、各施設へ講師を派遣するフォローアップ研修を行っております。

外国人材を受け入れている介護事業所においては、このような取組を活用いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 私が住んでいた団地、懐かしい団地ですけれども、その頃は子供たちが多く、にぎ

やかでした。その中で、近くの高齢男性が亡くなってから1週間後に発見されました。それが私たちのふれあい活動の原点だったように思います。そこに住む人たちがどんなことをすればいいのか。そのこと、一人一人が、私は大事だと思ってこの質問をしています。

さらに質問をしたいと思います。

現在、ひまわりプランの中にある自治会を単位とする「福祉の会」は、どのように機能しているのかお尋ねしたいと思います。質問の1番です。

一方で、介護現場では、介護従事者の確保に苦慮されていると聞きます。水俣の現場に関わる方からいろいろお聞きしました。東京都の取組を聞きましたが、東京都では、都内で高齢者介護業務への就労を希望する人を対象に、無料で受講できる介護職員初任者研修をしている。また、訪問介護は、あまり設備が整っていない自宅が多いので、腰痛で離職する人が多い。はり・きゅう・マッサージ施術助成事業を離職対策として考えてほしいという提案もいただきました。

このような事業所に働く人の切実な要望や提案に加え、やはり今回の訪問介護報酬の引下げなどは、明らかに事業所の経営に影響することであり、ぜひ水俣市には、介護事業所などの実情を聞き、問題点を改善するため、国への意見書をまとめていただけないかと重ねてお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

そして最後の質問です。

日本語教室のことですが、現在、水俣で活動されている「みなもんくらぶ」は、日本語を専門に教えるというより、交流の場が主な事業内容と聞いております。これも大切な事業であり、外国から来た人たちが日本の文化や慣習を学び、交流の中から楽しんで働いてもらう。

ただ、申し上げているように、介護の現場などでのスキルアップのためには、日本語を専門に教える日本語教室が必要ではないかと思います。

私の友人の日本語教師は、施設、病院などで働く外国人に、直接日本語を教えています。たまたま連絡したときに、水俣の方ですね、たまたま連絡したときは、ある介護施設での日本語指導の真っ最中でした。友人のほかに、園長さんなども、自ら日本語を教えておられるということで、県のフォローアップ事業は十分ではないという印象をお聞きしました。その後、ほかの施設の方にも聞きましたが、同じような感想でした。

水俣には、私が知る限り日本語教師の資格取得をされているのは、1名しかおられません。仮に日本語教室を開設しても、1人では困難ではないかと思い、まずはこの資格取得を募集し、志望のある方がおられる場合は、水俣市からの援助はできないかと思うがいかがでしょうか。質問は3ついたしました。

最後に、市民からの意見がございます。

外国人の働く人たちの住居についてどのようになっているか、心配の声が上がっています。市

としては、事業者との情報を密に、外国の方たちの住まい、暮らしに目を向けていただきたいと思います。

水俣市に住む高齢者を大切に、そして全ての人が笑顔で生き生きと暮らせるよう願って、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 藤本議員 3 回目の質問にお答えいたします。3 点いただきました。

まず、「福祉の会」についての御質問を頂いております。

福祉の会は、社会福祉協議会と協力して、地域の課題に対し、まず自分たちでできることを考え、何らかの仕組みが必要な場合には、有識者や企業等の助言を受け、住民協働で検討、取り組む場となっており、定期的な情報共有が行われております。

今後、その活動を広げていくため、先進地区の取組を紹介するなど、まだ立ち上げに至っていない自治会に対して、設置を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、訪問介護事業の実情を改善する意見書を提出できないか、との御質問を頂きました。

繰り返しとなりますが、報酬改定から間もなく、その影響が明らかではないため、引き続き、介護事業所等の状況や他自治体の動向を注視してまいります。

また、介護事業での問題点については、水俣市介護保険等運営委員会において、関係者でひまわりプランの進捗管理や評価等について協議を行うこととしておりますので、現時点で意見書の提出やヒアリングの実施は考えておりません。

続きまして、介護人材のスキルアップのために、日本語教師の資格取得のための援助ができないか、というふうな御質問を頂きました。

介護現場の外国人のスキルアップにつなげるためには、日本語を教えることだけでなく、介護の専門的知識を持った方のサポートが必要となります。

そのため、先ほど答弁で御紹介しましたように、県では、研修会の開催、講師の派遣等の取組を行っておりますので、この事業を活用していただくように周知してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣病被害者団体の再懇談における熊本県、環境省の回答と水俣市の対応について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病被害者団体の再懇談における熊本県、環境省の回答と水俣市の対応について、順次、お答えします。

まず、水俣病被害者団体が要望した早期の「住民健康調査」については、環境省はどのように答えたのか、との御質問にお答えします。

本来、環境省が発言された内容を市がお答えする立場にありませんので、環境省に確認した内容をお答えします。

住民健康調査について、「現在、国が設置した研究班にて健康調査の在り方を検討中であり、2年以内を目途に健康調査を実施できるように、必要な検討・準備を進めていく」との回答があつております。

次に、水俣病被害者団体が要望した「認定制度」の見直しについては、環境省はどのように答えたのか、との御質問にお答えします。

この件についても、本来、環境省が発言された内容を市がお答えする立場にありませんので、環境省に確認した内容をお答えします。

認定制度について、「これまでの最高裁判決において、昭和52年判決条件は否定されておらず、平成25年最高裁判決を踏まえた平成26年通知に基づく総合的な検討を行うこととしている」との回答があつております。

次に、水俣病被害者団体は、大幅な物価上昇を踏まえて、療養手当の増額、さらに離島加算の増額を要望したが、これについては、環境省、熊本県はどのように答えたのか、との御質問にお答えします。

この件も、本来、環境省、熊本県が発言された内容を市がお答えする立場にありませんので、環境省、熊本県に確認した内容をお答えします。

療養手当、離島加算の増額について、環境省からは、「頂いた要望は、環境省として受け止め、閣議決定の経緯や方針等を踏まえて対応していく」との回答があり、熊本県からは、「国に要望していく」との回答があつております。

次に、胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業を被害者の実情に見合うよう、適切に拡充することと要望したが、熊本県はどのように答えたのか、との御質問にお答えします。

これも、本来、熊本県が発言された内容を市がお答えする立場にありませんので、熊本県に確認した内容をお答えします。

胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業について、「一つずつできるところから拡充させていきたい。実務者レベルの意見交換の場を設けたい」との回答があつております。

次に、水俣湾、エコパーク、八幡プールなど、水俣市内に埋め立てられたカーバイド残渣などに含まれる、水銀、ダイオキシンその他の有害物質について、調査し公表すること、との要望があつたが、それについては、熊本県はどのように答えたのか、との御質問にお答えします。

これについても、本来、熊本県が発言された内容を市がお答えする立場にありませんので、熊本県に確認した内容をお答えします。

調査については、「基本方針に基づき、定期的な調査を行い、その結果を注視してまいる」と

の回答がっております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。

この質問については、5月1日以降、国・県が頻繁に水俣を訪れ、患者団体と議論された内容であり、水俣市も地元として、当事者の立場と思いましたので、あえて質問をいたしました。

さて、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の再懇談は、暑いさなか、次々に行われました。

私が参加したのは、7月10日、水俣病センター相思社で伊藤信太郎環境大臣と木村敬熊本県知事、環境省、熊本県の関係職員、水俣市関係職員を交えての懇談からであります。

水俣病患者連合からは、高齢化している患者の問題解決に向けた早急な取組の要望が続きました。この15年間、要望を続けていたことであり、患者の皆さんの思いも募るものがありました。療養手当について、昨今の大幅な物価上昇を踏まえて増額してほしい。これについては、高齢になり、働くこともできず、介護に携わっている女性から切実な訴えがありました。また、離島加算の増額、島外の病院への必要な通院などができるよう、月1万円増額してほしい。

およそ丸1日間、環境大臣も木村知事も懇談に応じていました。お互い汗がにじむ中、一人の女性は、体がひきつり始め、抑えられなくなる場面もありました。ここでも住民健康調査の要望もありました。

このことについては後で述べますが、続く7月11日は、早朝から雨と雷鳴の中、船は出るのかと心配しましたが、環境大臣も木村知事も船に乗り込み、獅子島から御所浦へと渡られました。

案内の中の一人に家人がおりましたので、どのような状況だったかを聞きました。木村知事は、不知火海について、一体的に見せてもらうことができたと言われました。環境大臣は、石巻の出身の方で魚の種類を、聞かれていたということでありました。御所浦沖にあります牧島の桟ノ木近くでは、毛髪水銀920ppm、これは世界でまれだとは思いますが、女性の墓に船の中から手を合わせられたという場面もあったそうです。

8月4日は、水俣病情報センターで、水俣病被害者・支援者連絡会と県知事との交渉があり、再び木村知事とは公健法に基づく認定制度の在り方については、被害者側が平成25年の最高裁判決では52年判断を否定している。認定審査の見直しを行うべきではないかと、切望がありました。木村知事は、「最高裁判決を尊重し、公健法に基づき認定審査を丁寧にやってきた」という以前と変わらぬ答えであり、被害者の皆さんは落胆をされました。進展はありませんでした。そんな中、不知火海一帯の人々の参加の中で、魚の行商を暮らしの糧としていたという女性などからの訴えがあり、水俣病被害の広がりを変えて感じました。

その他、認定患者のランクづけ変更について、また、ここでも改めて住民健康調査についての早急な取組の要望がありました。

さて、ここで、質問に結びつけてまいります。

6月議会において、私は、水俣市民を対象にしたアンケート調査をしては、と質問をしております。

このことについて、水俣市は「環境省に要望する」という答弁を頂きました。環境省に要望をされたのかどうか、お聞きしたいと思います。これが1番目の質問です。

続けて質問をします。

熊本県は8月21日付で要望書を提出されたが、その中に、1995年の政治決着、2009年の水俣病特別措置法による救済対象者が入院や通院した場合に支給される療養手当、離島手当についても増額を求めたが、水俣市は、改めて要望しないのかをお聞きしたいと思います。2番目の質問です。

この木村知事との懇談の中で、「水俣病胎児性・小児性患者などの地域支援事業を実情に見合うよう適切に拡充すること」という要望をされています。それについては、御家族及び地域生活支援事業者の方々を保健所職員や水俣病保健課職員が訪問して、心配ごとをお聞きし、事業の見直しなどを行ってきたという、お答えでありました。引き続き、丁寧に対応したいということでした。

そこで、この水俣病胎児性・小児性患者の方々から水俣市への要望を聞いておりますので、質問をしたいと思います。

水俣病の障害により、日々障害福祉サービスを必要としている水俣病胎児性患者は、高齢になって、介護保険が必要になったのではなく、胎児性水俣病患者として、障害を持ち、乳幼児からこれまでの人生を生きてきました。65歳になっても、今一緒に活動する仲間の胎児性患者たちは、介護保険の選択は考えていません。このことを市長には尊重してほしい。介護保険を選択しない市民に対し、様々な福祉サービスを利用している当事者の不利益になるような判断はしないしてほしい、ということですが、市長の御意見はいかがでしょうか。これが3番目です。

次に、明水園の入所のことですが、患者さんたちから明水園が空いているならば、入らせていただくことはできないか、という要望が続きました。

伊藤環境大臣は、空きがあるなら、未認定患者も入れるように交渉する。認定患者と同じく負担がないようにしたいとの懇談での見解でありました。これには、市長自ら記者会見をされました。仮に環境省が、今後ですね、費用面などでの援助を考えたりするとしても、認定患者だけの施設としてしか考えられないのか。そのことを4つ目の質問にしたいと思います。

質問は以上4つですが、環境調査について少し述べます。

水俣の歴代の市議会議員が質問を繰り返してきました、水俣湾、エコパーク、八幡プールなど、水俣市内に埋められたカーバイド残渣などに含まれる、水銀、ダイオキシンの調査をし、公

表するという質問には、熊本県の明快な答えはなかったと思いますが、患者団体の皆さんからは、特に八幡プールなどの調査をして公表してほしい。また、汚染サイトとして管理すべきではないかという意見がありましたので、つけ加えておきたいと思います。

ここでは質問は4ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 藤本議員2回目の御質問にお答えいたします。4点御質問を頂きました。

まず、住民健康調査について環境省に要望したのか、との御質問を頂いております。

現時点では要望しておりませんが、機会を捉えて要望してまいります。

次に、水俣病被害者手帳の療養手当等の増額要望に対して、水俣市は要望しないのか、との御質問を頂いております。

療養費の増額要望については、既に熊本県から環境省に要望書を提出されておりますので、改めて本市から要望する考えはございません。

続いて、介護保険を選択しない市民に対し、様々な福祉サービスを利用している当事者の不利益になるような判断はしないしてほしいがいかか、との御質問を頂きました。

自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第7条で、他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業を優先されるとされております。

しかしながら、国においても、介護保険サービス優先の捉え方として、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないとされております。

これを踏まえ、本市においても、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を聞き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か、個別に判断していくこととしております。

次に、明水園への入所について、環境省の支援があったとしても、認定患者の施設としてしか考えられないのか、との御質問を頂きました。

明水園は、水俣病認定患者の療養施設として開設されており、多くの認定患者の方々に御利用いただいております。

現在、同施設に空床はありますが、認定患者の方で、将来的に入所を希望されている方や、その他多くの認定患者の方々もおられる状況であり、仮に入所対象が拡大した場合、これらの方々の受入れに支障を生じ、開設の目的を果たせなくなる懸念があります。

この課題以外にも制度上の課題もあり、環境省からの費用面での支援があったとしても、入所対象の拡大については慎重に対応すべきものと考えております。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

水俣病胎児性・小児性患者の今後については、高齢化に伴い、様々な問題を抱えています。しかしながら、生まれてから水俣病により、抱えなければならない障害への補償は、年をとったから介護保険事業の範疇だけでは補えないものがあること、そのことを水俣市にも理解していただきたく質問いたしました。

また、明水園についての答弁も頂きました。いろいろな方に意見を聞きました。明水園は、公健法に基づく医療と障害者福祉サービス事業所として役割を担っており、人数の増減で経営に影響することもある。制度内のこともあり、当初立ち上げた当事者と、今後は環境省にも入ってもらい、話し合うということから始めてはどうか、という意見を伺いました。

この問題でいうと、未認定患者さんの地域での状況の調査が必要であり、被害者地域の福祉サービスの底上げも必要ではないかと思えます。

質問につなげていきます。

9月6日の熊本日日新聞、「離島加算2,000円に落胆」という記事が載りました。水俣病患者連合は月額1万円を要求していましたが、2,000円ということでした。御存じのとおり、御所浦から水俣に来る、片道1,000円です。1,000円ではまず足りなかった。2,000円になりましたけれども、次に、タクシーで行くときにタクシーの費用はどうか、という切実な問題を抱えている中で、8月に環境省のほうは、概算要求に離島加算を計上するということでありましたが、その後の会議のほう、8月にはのせられないということでありましたので、急遽、入退院を繰り返す患者さんたちは、本当に命がけの思いで環境省に行かれました。この行動により、2,000円ということになったわけですが、木村知事もこの金額になった根拠は分からないと発言されています。

また、療養手当については、水俣市は先ほどの答弁で、水俣市から要望しないということですが、知事は要望の理由を、物価高の状況を踏まえたいと言われました。高齢化した被害者は、今まで何とか働くことで、補えていたタクシー代なども払えません。知事が増額を求めますという言葉に安堵された方もおられました。療養手当などの増額を国に求めるのは大きな前進と期待する声がありました。

さて、ここで3回目の質問をします。

答弁を頂いた住民健康アンケートのことですが、8月4日に行われた水俣病被害者・支援者連絡会と、熊本県との懇談の中で、この問題の議論がありましたので、その折、6月議会では水俣

市からアンケート調査については環境省に要望したいという答弁をもらっているという、知事は、水俣市とも相談をしたいと思うと答えられました。これについては、話し合いをしたのかお尋ねします。2番目の質問です。

重ねて質問をいたします。

水俣市が改めて、療養手当の増額の要望をされることは大きな影響と意味のあることと思いますが、いかがでしょうか。2番目の質問です。

最後の医療機関への交通手段確保ということでお聞きしていることは、県と水俣・芦北・津奈木の3市町で、検討チームを立ち上げる予定だということですが、この検討チームは今のような進捗状況で進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。質問は3つします。

まさに、暑い暑い真夏の懇談の中、私も立憲民主党の水俣病問題の解決支援法案説明も含め、4回会議に参加いたしました。水俣市の職員の方々はもっと頻繁に懇談へ出席され、毎回毎回大変であったと思います。さてそんな中、被害者の皆さんから「水俣の市長さんは、具合の悪かな」、「1回も見かけたことがなかなか」という声がありました。私には答えることができませんでした。市長にお願いしたいと思います。高齢化した被害者の一人一人の声を、願いに耳を傾けていただきたく期待をして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 藤本議員3回目の御質問にお答えいたします。質問を3点頂きました。

まず、アンケート調査について熊本県から相談があったのか、との御質問を頂いております。

6月議会における答弁内容に関する確認や国への要望状況についてのお尋ねがっております。

続いて、療養手当の増額要望について、改めて水俣市からも要望してもらいたいと思うがいかにか、との御質問を頂きました。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、既に熊本県から環境省に要望書が提出されておりますので、改めて本市から要望する考えはございません。

次に、通院時の交通手段の確保ということで、県と3市町で検討チームを立ち上げる予定ということだけれども、進捗状況はどうか、との御質問を頂きました。

熊本県から検討会議を実施する旨の連絡を受けております。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時25分 休憩

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 こんにちは。日本共産党の高岡朱美です。

花の都パリで行われたオリンピック、パラリンピックが閉幕をいたしました。参加選手の活躍に沸き立ち、楽しまれた方もたくさんおられると思います。

一方、フランスは6月の気温が40度を超えるなど、前代未聞の暑さに見舞われています。パリ大会組織委員会は、気候変動に配慮して、様々な工夫をしていたといいます。街路樹の植樹もその一つで、オリンピックに向け250人以上の専門家たちがパリに派遣され、街路樹の植樹率は、2023年に入って2倍以上になったそうです。目的はヒートアイランド対策、大気汚染対策のほかに、住民の健康を守りストレスを軽減することなどですが、もともとパリが世界で最も美しい街といわれる理由の一つは、歴史的建造物を大切にしつつ、街の緑化を進めてきたことにあるそうです。

水俣市は、75%を山林が占める緑豊かな街ですが、街の中心部は意外に緑が少ないと感じます。今回は、地球温暖化対策と商店街の活性化につながることを期待して、緑地を増やす取組を提案したいと思います。

以下、通告に従って質問をいたします。

大項目1、商店街への緑地公園の設置について。

- ①、本市の主な商店街通りで、公園を設置しているところがあるか。
- ②、国土交通省は、緑地にはどのような機能、役割があると言っているか。
- ③、商店街の中に木陰、ベンチ、花壇のある空間があった場合、どのような効果が考えられるか。

大項目2、特別支援学級の担任・特別支援教育支援員の増員について。

- ①、特別支援学級は、どのような児童生徒が在籍し、どのような目的で学んでいるか。
- ②、現在、本市の特別支援学級は何クラスあり、在籍人数はどれぐらいか。また、特別支援学級の定員は何人か。
- ③、文部科学省は、特別支援学級の児童生徒に「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の策定を義務づけている。これらの内容と目的は何か。また、誰が策定するのか。
- ④、特別支援学級の児童生徒の教育課程の編成及び教材等選びは誰が行っているか。
- ⑤、通常学級に在籍しつつも「個別の教育支援計画」を必要とする児童生徒の数は、この5年間どう推移しているか。

⑥、特別支援教育支援員のこの5年間の採用人数の推移はどうなっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

榮永都市計画課長。

（産業建設部都市計画課長 榮永哲久君登壇）

○産業建設部都市計画課長（榮永哲久君） 初めに、商店街への緑地公園の設置について、順次、お答えします。

まず、本市の主な商店街通りで、公園を設置しているところがあるか、との御質問にお答えします。

本市の商店街通りには、市が設置している公園はありません。

次に、国土交通省は、緑地にはどのような機能、役割があると言っているか、との御質問にお答えします。

本来、市がお答えする立場にはありませんが、国土交通省が定めた、都市緑地法運用指針によると、都市における緑地は、「都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠なものであるとともに、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、災害時における避難場所等の形成など、多様な機能を有している」とされています。

次に、商店街の中に木陰、ベンチ、花壇のある空間があった場合、どのような効果が考えられるか、との御質問にお答えします。

木陰につきましては、特に、夏の暑さ対策に寄与し、あわせてベンチ等の休憩スペースを整えることで、商店街利用者等の利便性向上につながると考えられます。また、花壇があることで、商店街通りの景観向上が期待され、住民の憩いの場としての機能や、コミュニティーの活性化に寄与すると考えられます。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 年々地球温暖化の影響を肌身に感じるようになりました。特に、コンクリートで覆われた場所を歩いていると、オープンの中で焼かれているようで、無意識に陰を見つけながら歩いています。

そんな中、ある商店主から言われた「町なかに公園をつくってほしいんだよね」という言葉が頭から離れなくなりました。御答弁にありましたように、水俣には、商店街の中に、公園がありません。公園といっても、必ずしも遊具や砂場があるような公園を指しているのではなく、大きな木の下にベンチがあり、周囲に生け垣や花壇がある、ちょっとした緑地スペースをイメージしています。そのようなスペースが数百メートルおきにあれば、徒歩で買物にこられた高齢者が、

ちょっと休憩をして水分を補給したり、学生が買ってきたお菓子を食べながらおしゃべりをしたり、ほっとする空間が生まれます。

また、御答弁にありましたように、都市部の緑地には、休憩するだけではなく、防災、レクリエーション、良好な景観、そしてCO₂吸収機能などがあり、住民が健康で文化的な生活する上で不可欠なものともまで紹介していただきました。

さらに、私自身の経験では、コミュニティの構築機能が大きいと思っています。公園というのは美しく保たなければ利用価値が下がります。実は、それが地域の共同作業の必要性につながり、そこで生まれた住民同士の結びつきから新たな発想が生まれ、にぎわいづくりにつながるということです。

いい例に、アダプト制で管理されている中尾山コスモス園があります。

ここにも関わっておられる議員が何人かいますが、一斉に行う草取りでは、市内のあちこちから参加があり、新たな出会いの場になっています。

いい花を咲かせ、市内外の人に喜んでもらおうと純粋な目的で集まってきた人たちです。一緒に汗を流しながらおしゃべりは楽しく、盛んに情報交換が行われています。コスモスまつりの企画では、それぞれ得意な分野を受け持ち、LINEグループで連絡を取り合いながら、進められています。そして、一斉に花が咲き、それを見に来た人が「きれいねえ」と喜ぶ姿や、祭りに、市外からたくさんの人が集まってくる姿を、みんなで喜び合います。そして、来年はこうしてみようと、年々工夫されていっています。

しかしながら、公園というのは公有地を利用するのが常識です。実現は難しいと考えていたところ、全国的には、「借地公園」という制度を使って公園を設置している自治体が幾つもあることを知りました。

制度を説明しますと、自治体が未活用の個人所有地を無償で10年から20年のスパンで借り受け、自治体が公園化し、公園化した土地の固定資産税及び都市計画税を免除するというものです。自治体によっては相続税を減免しているところもあります。維持管理については、設置場所の自治会や住民団体にボランティア作業を依頼するケースが多いようです。

あくまでも、土地提供者がいて初めて実現可能なものではありませんが、御存じのように、商店街には空き店舗が目立ち、長期間利用されていないところが見受けられます。制度を使って、節税をするとともに、商店街の環境整備に貢献しようという人が出てくるかもしれません。

水俣市もこのような制度を導入して、各商店街に公園を設置してはどうかと思いますが、これについての受け止めを伺います。質問は1点のみです。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 高岡議員2回目の御質問にお答えします。

借地公園制度を活用して、商店街へ公園を設置する考えはないか、といった御質問でした。

市内の公園につきましては、国が定めます1人当たりの都市公園の標準面積住民1人当たり10平方メートルを上回る15平方メートル。エコパークを含めると34平方メートルを超える面積を有していることもあり、現時点で新たな公園整備は予定をしておりません。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたとおり、緑地は様々な機能を有しており、商店街にとってもプラスとなる効果も期待をされますので、商店街からの御要望や土地所有者からのお申出を頂いた際には、双方の御意見を伺いつつ、制度の導入や実施の可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 市としては、住民の要求や土地の提供者があれば、取り組むこともやぶさかではないというふうなお答えでした。

では、その住民要求がどの程度あるかなんですけれども、私も十分につかんでいるわけではなくて、調査をしてみないと分かりません。

そもそも一般的に公園の持つ機能について、先ほどお答えいただいたように深く認識している人はほとんどおられないと思います。それで、これからますます暑くなる都市部での緑の効果、防災面での役割、景観の向上、それと、中には落ち葉の掃除が面倒だという方もおられますので、共同作業によるコミュニティーづくりについても説明をし、借地公園制度によって、緑地をつくることについてのアンケートをとっていただけないかと思います。これについて、お考えを伺って、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 高岡議員3回目の御質問にお答えします。

商店街の借地公園制度について、まずアンケートを実施したらどうか、といった御質問でした。

まずは、緑地公園設置に当たっての制度上の条件ですとか、補助事業等の財源の確保、維持管理における住民協力の位置づけなど、研究してまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 次に、特別支援学級の担任・特別支援教育支援員の増員について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、特別支援学級の担任・特別支援教育支援員の増員について、順次、お答えいたします。

まず、特別支援学級は、どのような児童生徒が在籍し、どのような目的で学んでいるか、との

御質問にお答えします。

特別支援学級は知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害のある児童生徒が在籍しており、障害に対する学習上または生活上の困難の克服を目的としています。

次に、現在、本市の特別支援学級は何クラスであり、在籍人数はどれぐらいか。また、特別支援学級の定員は何人か、との御質問にお答えします。

令和6年5月1日現在、本市の特別支援学級は、障害の種類別に、知的障害が9クラスで41人、肢体不自由が1クラスで1人、難聴が1クラスで2人、病弱・身体虚弱が1クラスで2人、自閉症・情緒障害が13クラスで64人です。

また、特別支援学級1学級の基準は8人を標準としています。

次に、文部科学省は、特別支援学級の児童生徒に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の策定を義務づけている。これらの内容と目的は何か。また、誰が策定するのか、との御質問にお答えします。

学習指導要領解説「総則編」によりますと、個別の教育支援計画とは、教育、医療、福祉、労働などの関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒の望ましい成長を促すために、学校で作成されるものとなっております。

また、個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために、学校で作成されるものとなっております。

次に、特別支援学級の児童生徒の教育課程の編成及び教材等選びは誰が行っているか、との御質問にお答えします。

特別支援学級の児童生徒の教育課程の編成は、校長の指導・助言のもと、全教職員が協力して、学校の長である校長の責任において編成します。授業で使用する教材は、児童生徒の実態に応じて担任が選定します。教科書は、文部科学大臣の検定を経た教科書、または文部科学大臣が著作の名義を有する教科書を使用しますが、特別支援学級においては、学校が児童生徒の実態に合ったそれ以外の教科書を選定することも可能であり、当該学校の設置者が採択します。

次に、通常学級に在籍しつつも、個別の教育支援計画を必要とする児童生徒の数は、この5年間どう推移しているか、との御質問にお答えします。

通常学級に在籍している児童生徒のうち、個別の教育支援計画を作成している児童生徒の数は、令和2年度は117人、令和3年度は103人、令和4年度は90人、令和5年度は98人、令和6年度は102人です。

次に、特別支援教育支援員のこの5年間の採用人数の推移はどうなっているか、との御質問にお答えします。

各年度の特別支援教育支援員の数は、令和2年度は30人、令和3年度は29人、令和4年度は27人、令和5年度は28人、令和6年度は29人です。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 全国的に、特別支援学校、特別支援学級の在籍人数が増え続けており、都心部では、教室も教員も足りない深刻な事態になっているとの報道があります。特に増えているのが、自閉症、情緒障害のクラスで11年間で2倍以上、知的クラスも1.2倍になっているといえます。県内でも10年間で3.3倍になったとの報告があります。

私は平成27年に、7年前ですけれども、同様の質問をしております。そのときは、水俣市には22学級に79人の児童生徒が在籍しているとお答えがありました。現在、水俣市は25学級、110人在籍ということですので、やはり増えております。

なぜ自閉症を含む発達障害が増えたのかについて、社会的に認知度が高まり、早期に発見をされ、支援につながりやすくなったということがよく言われています。これはもちろん事実です。一方、日本同様に、発達障害児が増えているアメリカでは、2012年に米国小児科学会が環境要因として農薬との関係を指摘し、警告を出しています。日本でのこうした環境要因についての調査・研究がまだまだ少なく、対策がとられないのがとても残念に思います。

それはともかく、このような背景から、特別支援教育の指導法や支援体制は充実してきており、私の子供が小中学校にいた15、6年前に比べると隔世の感があります。当事者にとっては本当によいことだと、先生向けの指導書を読んで思いました。

それゆえに、今の学校体制の中で、文科省が示しているとおりのことを、提供できる担任や学校があるとしたら、はっきり言ってスーパー教師か、対象児童がよほど少ないケースではないかと感じました。

特別支援学級は、障害の種別ごとにクラス分けされ、それぞれに担任が配置されています。御答弁いただいたように、いずれも1クラス最大8人までとなっています。現在、在籍数が多い知的・情緒クラスの状況を各学校に尋ねてみました。少ないところは2人から5人ぐらいですが、多いところでは7人から8人、そして中に9人というところがありました。この9人というのは、定員を超えており、学校教育法に違反した状態になっていると思いますが、どういうわけなのでしょう。直ちに、正常な教員の配置を県に求めるべきだと思います。まずは、この対応について市のお考えを伺います。これが1点目の質問です。

次に、先ほど説明していただいたように、文科省は、対象児童生徒一人一人に個別教育支援計画と個別指導計画の策定を義務づけています。中身については、御答弁いただいたとおりです。

が、ちょっと抽象的でしたので、私からも御説明しますが、その子の苦手に配慮しつつ、将来自立して、どんな形で社会参加していくのか、中長期の目標を設定し、その目標達成のためにどのような支援をしていくか、担任を中心に、専門家や関係者、そして保護者が一緒になって考えます。この計画を学校と関係機関が共有をし、次の担当者に申し送りすることで、切れ目のない支援につなげていくという目的があります。

また、個別指導計画は、学期ごとにつくられるもので、教科指導に関わる先生が、それぞれ対象児童の困りごとに対する手立てや、目標を出し合い、1枚のシートにまとめ上げ、最後に目標が達成できたかどうかを評価します。関係する先生たちがチームになって作成し、評価する流れになっています。このような作業を8人いれば8通り、1年おきや1学期ごとに作成するようになっていますが、特別支援学級の先生も、通常学級の先生もそれぞれ大変忙しく、集まって検討する時間がなかなかとれないと言われる先生もおられました。

加えて、特別支援学級では、「自立活動」といって、通常学級にはない特別な教科を取り入れることが義務づけられています。例えば、健康管理や気持ちをコントロールする方法、コミュニケーションのとり方などで、障害を持ちつつ、社会生活に適応するための大切な訓練です。

一小にお邪魔したときには3人ずつグループになって、体を使ってじゃんけんをするゲームをやっていました。脳の指令と体の動きを一体にするための訓練だという説明がありました。

さらに、特別支援学級の子供たちは「交流授業」といって、音楽や図工、体育、総合学習など一部の教科は通常学級に入って学んでいます。杉迫議員や平岡議員も過去に取り上げていましたが、今は障害や人種、様々な性の違いなど、多様性を認め合いながら共に生きていくインクルーシブ教育が目指されています。通常学級の子供たちにとっての学びでもある交流授業もとても大切です。

ただ、特別支援学級には学年の違う生徒児童が混在していますので、時間割づくりが非常に煩雑になります。第一小学校には1年から4年まで4学年にまたがる児童8人が在籍しているクラスがありますが、とにかく時間割づくりが煩雑で、一度出来上がったら二度と変更できないんですと、その苦勞が語られました。

一部の児童が交流授業に行っている間も決して安心できません。残った児童の授業をしていると、交流先の先生から緊急に呼び出されることもあり、目の前の子供たちを見てもらえるように、急いで応援を頼み、駆けつけるという具合です。

御答弁いただいたように、教科書や教材選びも在籍児童生徒の個別の到達段階に合わせたものを選ぶ必要があります。既成のものでは使いにくいいため、手作りをすることも多いそうです。

一中の知的クラスでは、ちょうど先生が手作りをしたカラフルな玉を使って数学を教える傍らで、2人の生徒がプリントに取り組んでいました。その年の学年の状況によって違いますが、同

じ4年生が4人いたとしても、4学年分の準備をしているに等しく、通常の複式学級以上にやることが多いと話された先生もおられました。

それで2つ目の質問です。

数年前まで、熊本県では、文科省が定めている定員8人に対して、6人を超えた場合には、正規の先生を「加配」する制度があったそうです。しかし、現在はそれがなくなっていると聞きました。熊本県が加配を導入した理由、そして廃止した理由を教えてください。これが2つ目の質問です。

特別支援学級にいる児童生徒には独特の感じ方をする上に、うまくそれを伝えることができず、時に爆発をしたり、逆にひどく落ち込んだりする子供もいます。

第一中学校に伺ったとき、ちょうど1人の子供が教室の中で、四方をパーティションで囲ったスペースにこもっていました。この中でクールダウンしているとのことでした。パーティションといっても薄い布でつくった目隠しのようなもので、すぐ外で3人の生徒が集まって、職場体験に行くための道のりを楽しげに確認していました。第一中学校の特別支援学級は、いずれも1つの教室を半分に仕切ったスペースに8人から9人在籍しており、その中を先生が動き回って教えています。時には、こうして生徒を引き離す必要もあります。そのような必要性に対して、この空間はとても狭く感じました。クールダウンをするのであれば、ほかの生徒の声が聞こえない別の教室に行きたいと、私なら思います。聞くところによりますと、一中も人数が減ってきたため、空き教室があるようでした。しかし、使用頻度の高い教室に対して優先的にエアコン設置が進められたため、現在、空き教室があっても使用できない状況とのことでした。

そこで、3点目の質問です。

特別支援学級の児童生徒や、通常学級にしながら支援を必要とする子供は、今後も増えていくと予想されます。子供たちの様々な変化に臨機応変に対応するために、空き教室にもエアコンを設置し、先生たちがより動きやすい環境を整えてはどうかと思いますが、市の考えをお伺いします。

2回目の質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。3点ございました。

まず、1点目なんですけども、一部の学校の特別支援学級ですね、在籍数が9人というところがあって、学校教育法に違反した状態になっているんじゃないかと、正常な配置を求めるべきだと思うけどもいかがか、との御質問でした。

学級編制につきましては、学校教育法施行細則第6条に定めてありまして、県の教育委員会に対して、1月15日時点での児童生徒数により仮届出を行い、基準日である入学式の日の子供生徒

数により、正式届出を行うこととなっております。この正式届出を行った学級編制が当該年度の通年で学級編制となります。

議員御指摘の学校は、基準日の入学式の日が8人で、それ以降に転入があり9人となったため、法令違反には当たりません。ただし、学級編制基準を超える生徒が在籍することとなっているため、担当する教職員の負担軽減を考え、教育委員会としましては、熊本県教育委員会に対して、2学級体制と同様の指導ができるように、加配増員を要望しているところでございます。

2点目ですけれども、特別支援学級の定員は8人となっているけれども、県は数年前まで6人以上となった場合には、正規の職員の加配を行ったと聞いている。その理由と、現在廃止された理由は何か、との御質問でした。

正規の職員の加配のルールにつきましては、県の判断で定めておりまして、お答えする立場にはございません。

3点目ですけれども、特別支援学級の児童生徒や、通常学級にしながら支援を必要とする子供は、今後も増えていくと予想される。このような子供たちの様々な変化に、臨機応変に対応が必要な場合がある。そうした対応がしやすいよう空き教室にもエアコンを設置して、活用すべきだけれどもいかがか、との御質問でした。

増えていくという仮定の話にはですね、お答えできませんけれども、児童生徒がよりよい環境で学習ができるよう、今後も学校と連携し、環境整備に努めてまいります。以上です。

○高岡朱美君 定員オーバーに対しては、法令違反ではないんだけれども、負担軽減のために増員を要望していくということで安心をいたしました。これから先1年近く、通常以上の負担を強いられたまま過ごすことのないように、強く求めていただきたいというふうに思います。

それと少々長くなりましたけれども、特別支援学級の担任の仕事を、るる述べさせていただきました。しかし、私が見聞きをしたのはほんの一部であって、実際は、不登校になっている児童生徒の対応や部活動の指導も当たり前になっていますし、保護者への連絡など、やらなくてはならないことはたくさんあります。

かつては6人以上に加配があった理由について、県が判断しているので、答える立場にないとおっしゃいましたが、どう考えても基準の8人に教師1人では過重負担になる、こういう認識があったからだと思います。それが、現在加配がなくなり、定員いっぱいの8人を受け持っておられる先生がおられます。このような状態を定員内なのだからと、何も手を打たずに負担を放置すれば、先生が疲弊し、病気になって休職をしたり、退職したりするケースが出てくるかもしれません。そうなったら、残された現場はさらに状況が悪くなり、悪循環に陥るんじゃないでしょうか。

それで、特別支援教育支援員について伺いたいと思います。以下、長いので支援員と呼ばせて

いただきます。

支援員の採用人数をお答えいただきましたが、この5年は1人増えたり減ったりでほぼ変わっていません。先ほど、第一小学校の1年生から4年生までが混在している特別支援学級の先生が、緊急時に交流学級に駆けつけることもあるという話をしました。私は、支援員は主に特別支援学級にいて、時々通常学級の手伝いをしているというイメージを持っていたのですが、実はどの学校でもそうではないということを知りました。最初の質問で、通常学級にしながら、支援を必要とする児童生徒の5年間の推移をお尋ねいたしました。大体100人前後で推移している様子です。7年前に聞いたときには85人というお答えを頂いていました。こちらもやはり増えていきます。対象となっているのは、主にADHD、注意欠陥多動症やLD、学習障害など比較的軽い発達障害などを持っている児童生徒とされますが、1クラスに2人ぐらいいる状況です。支援員は、通常は普通学級にいて、こういう子供たちのサポートをしています。授業の様子を見せていただきましたが、先生の指示が理解できたかを確認したり、あるクラスでは、何かに不満があって教室に入ろうとしない女の子に、廊下で辛抱強く話をしている支援員さんの姿もありました。その間に担任の先生は授業を進めており、本当に貴重な存在だと感じました。

その一方で、支援員が常駐していない特別支援学級は、ふだんは担任が孤軍奮闘しておられます。「常時支援員がいてくれたらどんなに助かるか分からない」とおっしゃった先生もおられました。学校ごとに、「全体的に何か御要望がありませんか」と聞いたところ、全ての学校が、「人がほしい」と言われました。「調整金を10%引き上げるお金で人を増やしてほしい」と言われた先生もいました。本当に切実だと感じました。

支援員は特別な資格を問いません。市の判断で増やすことは可能です。子供は、いいところを見つけて褒めてやると、自信を持って自己肯定感が上がって、新たな挑戦をしようとします。そのような声かけをするためには、大人の側に精神的な余裕が絶対に必要です。水俣の子供たちをぜひそのような環境で育ててほしいと心から願います。

正規の先生の配置を求めつつ、市の判断で採用ができる特別支援教育支援員を思い切って増員してほしいと思いますがいかがか、お考えを伺います。

最後に、空き教室へのエアコンの設置についてですが、御答弁では、よりよい環境に努めるということをおっしゃいました。エアコン設置を含めておっしゃっておられるのかはつきりしませんでした。

文科省のホームページには、特別教室においても、学校設置者の設置の要望を踏まえ、学校施設環境改善交付金を活用した空調設備の設置を進めるとあります。学校の先生、特に校長先生や教頭先生は、市の予算を気にされてなかなか要望を言わない傾向があると、これは私の感想ですけども、感じております。

先日、ある大学の准教授が、大阪のすさまじい教員不足の話をしていました。自分の学生にも教職の課程をとっている者がいるが、皆、大阪は条件が悪いと、近隣の兵庫や京都などで就職を希望するそうです。そうなれば、大阪はますます教員不足が加速し、結果、被害を受けるのは子供たちです。これ以上の教員不足を招かないためには、できる改善は何でもやる、こういう姿勢が今求められているんじゃないでしょうか。

第一中学校の特別支援学級の教室はとても狭く感じました。少しでも先生たちの負担が減るために、現場の声をしっかり聞き取って、要望に応える姿勢であってほしいと思います。

改めて要望を丁寧に聞き取っていただけるか。以上、2点を伺って質問を終わります。

○教育長（小島泰治君） 休憩願います。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時7分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目なんですけども、議員の聞き取りによると、全ての学校でですね、要望されたのは人だとの訴えがあったと。市の裁量である特別支援教育支援員の増員について、考えてもらえないか、というような御質問でした。

特別支援教育支援員については、学校の要望も伺っておりますけども、それに加えて、その年度ごとに、配慮を要する児童生徒の就学の状況や、保護者の要望等を勘案し、その人数、各小中学校の校内での配置も含め、適切に配置をしているため、現時点での増員は考えておりません。

2点目ですけども、まず学校の要望ですね、丁寧に聞き取ってもらいたいのがいかにか、との御質問でした。

学校の要望につきましては、各学校長が参加する市校長会議や特別支援教育担当者の代表が参加する特別支援教育連携協議会、特別支援教育コーディネーターが参加する市小中学校特別支援教育実務担当者会・コーディネーター研修などの会議を通じて、聞き取っております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明日12日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、9時30分より繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 8 分 散会

令和6年9月12日

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月12日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時52分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 3人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（森 ちひろ 君）	

（説明のため出席した者） 17人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（原 弘 樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田 中 真 也 君）	総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
福祉環境部いきいき健康課長（草 野 徹 也 君）	産業建設部スポーツ推進課長（中 村 俊 彦 君）
産業建設部経済振興課長（緒 方 卓 也 君）	産業建設部農林水産課長（山 村 良 一 君）
教育委員会事務局教育課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第4号

令和6年9月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|---------------------------------|
| 1 | 肥山美緒君 | 1 | 市内の太陽光発電設備について |
| | | 2 | みなまた生きる支援推進プラン（「水俣市自殺対策計画」）について |
| 2 | 杉本康宏君 | 1 | グリーンスポーツみなまたについて |
| | | 2 | 赤潮被害について |
| | | 3 | 土砂の海への流出について |
| 3 | 木戸理江君 | 1 | 子供たちの暮らしやすさについて |
| | | 2 | 有害鳥獣問題について |

(付託委員会)

- | | | | |
|-----|-------|---|--------|
| 第2 | 議第61号 | 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第3 | 議第62号 | 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第4 | 議第63号 | 水俣市道路占用料徴収条例の制定について | (総務産業) |
| 第5 | 議第64号 | 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第6 | 議第65号 | 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第7 | 議第66号 | 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第8 | 議第67号 | 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第9 | 議第68号 | 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第10 | 議第70号 | 令和6年度水俣市一般会計補正予算(第6号) | (各委) |
| 第11 | 議第71号 | 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) | (厚生文教) |
| 第12 | 議第72号 | 令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について | (総務産業) |
| 第13 | 議第73号 | 令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について | (総務産業) |
| 第14 | 議第74号 | 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について | (厚生文教) |
| 第15 | 議第75号 | 工事請負契約の締結について | (総務産業) |
| 第16 | 議第76号 | 財産の取得について | (厚生文教) |
| 第17 | 議第77号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について | (厚生文教) |
| 第18 | 議第78号 | 令和5年度水俣市一般会計決算認定について | () |

- 第19 議第79号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第20 議第80号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第21 議第81号 令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第22 特別委員会の設置について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から、決算4件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、草野いきいき健康課長、緒方経済振興課長、中村スポーツ推進課長、山村農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、肥山美緒議員に許します。

（肥山美緒君登壇）

○肥山美緒君 皆様おはようございます。参政党参政会派の肥山美緒です。

本日、自民党総裁選の告示日になります。過去最多9名が立候補される予定とのことで、かなりの乱戦になるかと思います。エネルギー自給率の向上やサイバー攻撃などへの危機管理、積極財政などを重要視されるリーダー。何よりも、御先祖が命がけで守ろうとした我が国を次世代へつなぎ、我が国の主権を守り抜くという強い思いを持つリーダーが輩出されることを願っており

ます。

それでは、通告に従い質問いたします。

大項目 1、市内の太陽光発電設備について。

ここ数十年、全国的に太陽光発電設備が急増しており、十数年後には太陽光パネルの大量廃棄が予測されています。市内にも大規模太陽光発電設備が幾つかあり、適切に処分されるか心配しております。適切な廃棄及び再資源化にあたってリユース・リサイクルルート の確立が必要と考えていますので、それを踏まえ、質問いたします。

①、今後、太陽光パネルの廃棄の増加が予測されるが、リサイクル産業などについて、市は必要性をどのように捉えているか。

大項目 2、みなまた生きる支援推進プラン（「水俣市自殺対策計画」）について。

昨今、日本において小中高生や若者の自殺者数が増加していることを受け、質問いたします。

①、市がこれまで取り組んできた自殺対策はどのようなものか。

②、自殺対策を支える人材の育成として、ゲートキーパー養成講座の開催とあるが、ゲートキーパーとはどういうものか。また、計画における目標値と実施状況はどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

緒方経済振興課長。

（産業建設部経済振興課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済振興課長（緒方卓也君） 初めに、市内の太陽光発電設備について、お答えします。

今後、太陽光パネルの廃棄の増加が予測されるが、リサイクル産業などについて、市は必要性をどのように捉えているか、との御質問にお答えします。

資源エネルギー庁の令和 5 年度エネルギーに関する年次報告「エネルギー白書2024」によりますと、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆる F I T 制度により導入が拡大した太陽光発電設備において、多くの太陽光パネルが耐用年数を超える、2030年代頃に大量排出される見込みとなっております。

また、新聞等では、政府が使用済み太陽光パネルのリサイクルを義務化する方針を固めたことが報道されており、太陽光パネルをリサイクルせずに廃棄したり、放置したりした場合の罰則を設けること、具体的なリサイクルの方法及び費用補助などの支援策をまとめ、来年の通常国会に関連法案を提出されることが見込まれております。

本市としましても、今後、大量排出が見込まれる太陽光パネルに対して、環境負荷の軽減を図り、計画的な廃棄物処理、再資源化を促進していくためには、太陽光発電設備のリユースやリサ

イクルに係る産業は必要であると考えております。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 まず、なぜこの質問をさせていただいたのかといいますと、御答弁で頂いたように、再生可能エネルギーの普及を目的として創設された固定価格買取制度、F I T制度により、ここ数十年で急速に太陽光発電設備が全国的に増加、2030年頃には多くの太陽光パネルが耐用年数を超え、大量排出される見込みとなっております。そして、これらが適切に処分されるか心配しているところであり、その心配事をチャンスとして、太陽光パネルのリサイクル産業を水俣市に誘致することなどを提案したく取り上げさせていただきました。

水俣市内においての大規模太陽光発電設備についてですが、「再生可能エネルギー発電事業に関する三者協定」締結状況一覧をもとに、水俣市内の太陽光パネルの大体の面積を、発電出力から計算すると、概算値として約80ヘクタール、最低でも東京ドーム約17個分の太陽光パネルが、今後排出されることになるのかなと思います。

国のほうでは、今後、大量排出される時代に備え、太陽光パネルが放置されることなく適切に処分されるように、2022年から太陽光発電設備の廃棄費用積立てが義務化になりました。

また、太陽光パネルの処分に当たっては、埋立処分場の容量に限界があり、不法投棄や不正な輸出につながってしまうことを懸念し、現在、使用済み太陽光パネルのリサイクルの義務化に動かれているのだと思います。

ここで、適切な処分について、事業所側に責任があるということを前提とした上で、1つ質問いたします。

今後、太陽光パネルが大量排出され、適切な廃棄及び再資源化が課題となります。水俣市として、太陽光パネルのリサイクルルートの確立に向けた取組が必要と考えるのがいかにかについて御答弁お願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 肥山議員 2 回目の御質問にお答えします。

太陽光パネルのリサイクルルートの確立に向けた取組が必要と考えるのがいかにか、との御質問でした。

今後、太陽光パネルの大量廃棄が見込まれているため、本市としましても、リサイクルルートの確立は必要と考えております。

リサイクルルートの確立に向けた取組につきましては、経済産業省と環境省が共同事務局となり、令和5年4月から「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を開催し、太陽光発電設備等の廃棄やリサイクルに関する対応の強化、具体的な方策や課題の解消に向けて必要となる対応の在り方などについて議論を重ねられております。

その中で、リサイクルの方法や費用補助、リサイクルしやすいパネルの回収方法等についても具体的に検討されておりますので、今後の動向を注視してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 リサイクルルートの確立の取組については、経済産業省と環境省が共同事務局となり、議論を重ねられているということで、今後少しずつ全国的な動きになるのかなと思います。

また、現在、太陽光パネルのリサイクルの独自技術を持たれ、事業をされている企業が北九州市にあり、今後、八代市にもできるのではないかというお話も聞いておりますので、経済振興課の方におかれましては、そちらの動向の注視、また、水俣市への企業誘致等を見据えた企業見学なども御検討いただけたらと思います。

今回、今後の太陽光パネル大量排出の課題に対して提案をさせていただく質問をしましたが、今後の太陽光発電設備の導入についても懸念点がありますので、幾つか共有させていただきたく思います。

政府の方針として、グリーントランスフォーメーション推進戦略では、今後10年間で20兆円規模の大胆な先行投資支援をすることが決められました。

しかしながら、現状は、太陽光発電をはじめとした再エネを導入すればするほど、再エネ賦課金による電気料金の値上がりが続いており、今後ますます電力消費者全ての人や企業に負担を強いることになるかと思えます。脱炭素先進国として知られているデンマークやドイツでは、その電気代高騰が顕著に現れているかと思えます。

このように、脱炭素化の目標達成が経済的に困難であることや、エネルギー供給の安定性を確保する必要があるということから、計画の見直し等もしている国があるのも現状です。

そして、設備のメンテナンス不足や自然災害による火災等の事故発生も全国的に起きております。今年3月には、お隣の伊佐市のほうで爆発火災の事故が起こり、消火活動では感電や再爆発の危険性が高く、鎮火するのに20時間かかり、消防隊員の方々も負傷されたとありました。

また昨今、日本では、再生可能エネルギーの名目で外国資本による土地買収等も増加しており、エネルギー、国土、経済における安全保障上の問題としても注目されています。

これらの懸念点を踏まえ、今後の官民連携による太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に当たっては、低コストで安定して電気をつくり続けられるベースロード電源、ベースロード電源では電力が足りなくなった場合に電力を供給するミドル電源、ベースロード電源とミドル電源を合わせても電力が足りなくなった場合に使用されるピーク電源という、電力供給のバランス等も考えた上で、慎重に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、みなまた生きる支援推進プラン（「水俣市自殺対策計画」）について、答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

(福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇)

○福祉環境部いきいき健康課長(草野徹也君) 次に、みなまた生きる支援推進プラン(「水俣市自殺対策計画」)について、順次、お答えします。

まず、市がこれまで取り組んできた自殺対策はどのようなものか、との御質問にお答えします。

本市では、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、平成30年度に「みなまた生きる支援推進プラン」を策定し、現在、第2期計画を推進しております。

本計画の策定、推進に当たっては、医療、保健、警察、教育、福祉、商工会議所、婦人会、老人クラブ連合会、庁内関係部署などの18の機関、団体で構成される「水俣市生きる支援ネットワーク協議会」を設置し、自殺の実態や各機関、団体の取組等に関する情報共有、自殺対策の検討と評価を行い、ネットワークの強化を図っております。

また、市のホームページやリーフレット等を活用した市民への啓発や自殺対策を支える人材としてゲートキーパーの養成、こころの健康相談などの対策について、各分野の関係機関、団体と連携をしながら推進しております。

次に、自殺対策を支える人材の育成として、ゲートキーパー養成講座の開催とあるが、ゲートキーパーとはどういうものか。また、計画における目標値と実施状況はどうか、との御質問にお答えします。

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守るといった適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられております。

第2期計画における目標値としましては、令和5年度から令和9年度までの計画期間において、市民対象の養成講座を年2回以上実施すること、累計350人以上の住民が受講すること、市職員全員が受講することを掲げるとともに、参加者に対するアンケートにおいて、「参加してよかった」、「自殺対策の理解が深まった」、「今後の活動に生かせる」と答える人の割合を90%以上にすることとしております。

令和5年度から令和6年8月末現在の実施状況としましては、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、市民を対象とした開催が困難な状況であったために、市の新規採用職員対象の養成講座のみ2回開催をしております。

○議長(岩村龍男君) 肥山議員。

○肥山美緒君 今回、自殺対策について質問させていただいているのは、近年の小中高生や若者の

自殺者数の増加に対し、重い問題であると捉えているからです。

この問題はいろいろな要因が絡み合っており、非常に複雑でデリケートなことでもありますので、正直、市としてできることも少なく、成果も見えにくいと思う部分であるとも思っております。

しかし、国においては、平成18年より施行の自殺対策基本法や、昨年成立し今年5月より施行の孤独・孤立対策推進法がありますので、それに基づいて、市として可能な限りの取組をしていただけたらと思います。

本市においては、平成23年から令和2年までの自殺者数は45人で、自殺率で見ると高い順に80歳以上、20歳代、70歳代となっております。

全国の自殺者数においては、2000年代初頭では年間約3万人を超える自殺者数が報告され、その後はコロナ禍を除いては減少傾向にあります。

そのような減少傾向の中で逆行し、増加の傾向があるのが小中高生や若者の自殺者数です。警察庁自殺統計原票データによると、昨年の19歳以下の自殺者数は810人。そのうち小中高生の自殺者数は513人で、おととしの過去最多となる514人から高止まりしている状態です。

この少子化社会において、小中高生や若者の自殺が増加しているということに対し、我々大人たちは社会全体の問題として危機感を持たなければいけないと思います。もちろん、自殺は全ての世代において問題であるということが大前提です。

先ほど、市の自殺対策の取組について、みなまた生きる支援推進プランを策定し、現在、第2期計画を推進していると御答弁いただきました。「水俣市生きる支援ネットワーク協議会」の設置や計画策定、推進、ネットワークの強化を図っているとのことでしたので、可能であれば、協議会開催時に傍聴させていただけたらと思っております。

また、ゲートキーパーについての御説明を頂きましたが、命の門番とも位置づけられる人ということで、自殺対策を進める中で重要な役割であるかと思えます。

自殺が生じる条件について、トーマス・ジョイナーというアメリカの心理学者が、ある3条件がそろえば自殺が生じるという仮説を立てられています。まず1つ目に、自分が周りに迷惑をかけていると感じること、2つ目に、自分はどこにも所属していないと感じること。そして3つ目、この2つに自殺する能力が合わさったときに、自殺が生じるのではないかとしました。

自分が周りに迷惑をかけていると感じること、自分はどこにも所属していないと感じること、これらに共通していることは孤独ということではないでしょうか。

7月の産経新聞の記事で、誰にもみとられず、ひとり暮らしの自宅で亡くなる「孤独死」した若者、10代から30代が、平成30年から令和2年の3年間に、東京23区で計742人確認され、うち約4割が死亡から発見までに4日以上を要していたということが記事になっていました。

孤独死といえば高齢者というイメージですが、若者にまで広がっているのが日本の現状であり、昔と比べ地域コミュニティも希薄化してきているので、今後さらに孤独ということが問題になるのではないかと考えております。

だからこそ、命の門番とも位置づけられるゲートキーパーは、自殺対策の一つとして必要だと思います。

ここで質問です。

これまではコロナ禍等の影響で、計画どおりに講座を開催することも難しかったと思いますが、改めて、これからゲートキーパー養成を積極的に取り組んではいかがかについて、御答弁お願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 肥山議員 2 回目の御質問にお答えいたします。

ゲートキーパー養成について積極的に取り組んでいただきたいと思うがいかがか、との御質問を頂きました。

近年、新型コロナウイルス感染症の流行のため、養成講座の実施困難な状況が続いておりましたが、今後は、計画に沿って、ゲートキーパー養成講座を開催するとともに、関係機関と連携して広く参加を呼びかけるなど、多くの方に参加いただけるよう取り組んでまいります。答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 取り組んでいただけるようなのでよかったです。

この自殺や孤独などの問題に対しては、行政が取り組む以上に、水俣市民の方々が地域コミュニティを形成している一員として、向き合うことが一番必要であると考えていますので、市民の方も巻き込む形で進めていただけたらと思います。

また、自殺対策基本法に基づき、自殺対策事業への交付金の交付などもあるので、自殺対策に関する理解の増進のための講演会の開催なども検討いただけたらと考えております。

最後になりますが、先日、日本臨床救急医学会などが2022年12月から23年12月に救命救急センターに搬送された自傷行為や、自殺未遂をした人に関する報告書を公表しました。これまで自殺者数については、厚生労働省や警察庁が公表していましたが、自傷行為や自殺未遂をした人の年齢や性別、社会経済状況などを分析した全国調査は初めてということで、調査によると、搬送されたのは、計1,987件。女性が約6割を占め、20代が最も多く、男女いずれも医薬品のオーバードーズ、過剰摂取が最多ということでした。推計ではありますが、自殺未遂者は自殺者数の20倍と言われており、こちらにも目を向ける必要があると思います。自殺というのは追い詰められた末の死です。

私は、自殺を考えてしまうほど追い詰められることがない社会、追い詰められたとしても手を

差し伸べる人が周りにいる社会であってほしいと心から思います。

私自身も水俣市における地域コミュニティを形成している一員として、自分にできることは何かと日々考え、ひいては「みんなが幸せを感じ笑顔あふれる元気なまち水俣」をつくっていきよう、今後とも行動したいと思います。これで質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、肥山美緒議員の質問は終わりました。

この際、10時15分まで休憩します。

午前9時57分 休憩

午前10時15分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、杉本康宏議員に許します。

（杉本康宏君登壇）

○杉本康宏君 皆様おはようございます。真志会の杉本康宏です。

先日まで行われていたパリオリンピック・パラリンピックでは、世界中に多くの感動と興奮を与えてくれました。このようなスポーツイベントは、異なる背景を持つ人々が一体感を感じる機会が生まれます。そして、観光・宿泊・飲食など、地域経済にも大きな貢献をします。それから、スポーツイベントは人々の健康意識を高め、運動への関心を引き上げ、スポーツに親しむ機会が増え、健康維持や生活習慣病の予防にもつながります。

私も市議会議員になって30数年ぶりに駅伝大会で走ったり、昨年と先日に行われた競り舟大会に至っては、初めての経験でした。

コロナ禍以降、人々の健康意識が高まり、運動やアウトドア活動への関心が非常に高くなっています。そこで、皆様はキャンプ場に訪れたことがあるでしょうか。自然の中で過ごす時間は、心身のリフレッシュにとっても有益です。特に、私たちの日常生活がますますデジタル化し、ストレスの多い環境におかれる中で、自然との触れ合いがもたらす健康効果が、再評価されています。

しかし、最近では管理があまり行き届いていないキャンプ場も増えており、その利用に関して、幾つかの課題も浮き彫りになっています。一方で、このような場所でも、適切な利用と整備を行うことで、さらに、地域の健康増進や観光振興に役立つ可能性があるのではないのでしょうか。特に、キャンプやアウトドア活動は、自然の中で体を動かし、心のリフレッシュを図るという意味で、地域住民の健康増進に非常に役立つアクティビティです。しかし、管理が行き届いていないキャンプ場では、衛生面や安全面の不安があり、そのポテンシャルが十分に生かされていないのが現状です。これを改善することで、地域全体の健康促進や観光資源としての発展が期

待できると思います。

それでは、通告に従い順次質問します。

大項目 1、グリーンスポーツみなまたについて。

①、現在の施設の利用状況、また、宿泊施設として利用されなくなった経緯、時期はどうだったか、お尋ねします。

②、現在の施設の維持管理状況はどのようになっているか、お尋ねします。

③、施設のある土地の借用はどのようになっているのか、お尋ねします。

④、隣接する保安林の目的等はどのようなものか、お尋ねします。

⑤、施設を民間団体や民間企業が継続的に利用したいと申入れがあったことはないか、お尋ねします。

⑥、施設のことを考える住民の意見交換会などが開催されているが、市として参加したか、お尋ねします。

続いて、大項目 2、赤潮被害について。

①、最近の赤潮発生について、市はなぜ赤潮が発生するのか、認識しているのか。また、八代海での発生状況を把握しているのか、お尋ねします。

②、本市の海域でも赤潮被害が発生しているが、市はこれまでどのような対応をしているのか、お尋ねします。

③、水俣海域で赤潮が発生した場合の市民への情報提供を行う計画はないか、お尋ねします。

続いて、大項目 3、土砂の海への流出について。

①、近年、本市では大規模な工事が多数見受けられ、大雨時には、水俣川など市内河川には濁水が流れてきている。特に沿岸地域での海産物の育成環境に対して、多大な影響があると考えられるが、これに対して、市のほうで聞き取り等の調査は行っているか、お尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

中村スポーツ推進課長。

（産業建設部スポーツ推進課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部スポーツ推進課長（中村俊彦君） 初めに、グリーンスポーツみなまたについて、順次、お答えします。

まず、現在の施設の利用状況、また宿泊施設として利用されなくなった経緯、時期についての御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたは、昭和56年の開園から43年が経過し、利用者は昭和61年の5万6,148人をピークに減少し続け、平成26年度以降は、10人以上の団体利用のみ把握をしております。

すが、令和3年度は634人、令和4年度は756人、令和5年度は179人となっております。

また、宿泊施設につきましては、炊事場、遊具なども含めて老朽化が進み、危険な状態となったことから、令和元年度以降、火気厳禁、日帰り利用に限定し、市内外を問わず誰でも利用できる公園的な施設として開放しております。最近では、主に、保育園の遠足や警察犬の訓練として利用されています。

次に、現在の施設の維持管理状況についての御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたは、令和4年度からサンビレッジみなまたスポーツクラブへ維持管理業務を委託しております。維持管理業務の委託費は、令和5年度が43万4,440円で、その内容は、除草作業や施設内の巡回等の労務費であります。また、浄化槽維持管理費は、19万8,684円。光熱水費は、電気代・水道代ともに、年間2万円程度となっております。さらに、建物の修繕費については、特に予算化しておらず、必要に応じて対応しているところであります。

次に、施設のある土地の借用についての御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたの土地は、国有林であり、管理者である林野庁九州森林管理局熊本南部森林管理署と賃貸借契約を交わしていますが、貸付期間は3年間で、年間の貸付料は6万2,500円となっております。なお、賃貸借契約につきましては、敷地内の維持保全、立ち木の保護、災害等の防止、国に返還する際の原状回復義務が条件となっております。

次に、隣接する保安林の目的等についての御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたに隣接する保安林は、津波または高潮などに際し、被害を防止するための潮害防備保安林、魚類などの生息と繁殖を補助するための魚つき保安林、レクリエーションなどの機能や、公衆の保健、衛生に貢献するための保健保安林といった3点の目的で指定を受けております。

次に、施設を民間団体や民間企業が継続的に利用したいと申入れがあったことはないか、との御質問にお答えします。

令和4年度に民間企業から、経済産業省事業再構築補助金を利用した、グリーンスポーツみなまた再生の御提案を頂き、協議した経緯があります。

次に、施設のことを考える住民の意見交換会などが開催されているが、市として参加したか、との御質問にお答えします。

住民による意見交換会につきましては、本年8月24日に開催されましたが、市として参加してはおりません。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。それでは2回目の質問に入ります。

グリーンスポーツみなまたは、昭和54年の国際児童年を記念して、水俣市の一大事業として計

画され、グリーンスポーツ建設工事を昭和55年5月に着工し、12月に竣工。工事費1億2,800万円をかけて開園したとお聞きしました。

私も、グリーンスポーツみなまたのそばに住んでいたもので、当時はよく利用したのを覚えています。当時のグリーンスポーツみなまたは、キャンプ施設と、1日では回り切れないほどの遊具やアスレチック施設があり、週末ともなると車が駐車場に止められないほどの利用者があったのを覚えています。

先ほど、執行部からの答弁でもありましたとおり、ピーク時には5万6,000人を超える人たちが利用されて、令和5年度は179人というところまで減少していることを知り、当時を知る私からすると、悲しくて仕方ありません。最近の利用状況は、保育園の遠足や警察犬の訓練に利用されているようですが、先日、私も久しぶりに中に入ってみたのですが、とても施設として利用できる状態ではないことに愕然としました。

そこで、グリーンスポーツみなまたで開催されたイベント等の実績はどうなっているか。また、キャンプ場として再開した場合の試算はどうか、質問します。

次に、現在の施設の維持管理状況は、サンビレッジみなまたスポーツクラブが維持管理を行っているようですが、先ほど答弁であった委託料だと、足りないくらいだと聞きました。

東京ドーム約2個分という広大な敷地で適切な管理ができていない現状が伺えます。浄化槽維持管理費に至っては約20万円と、費用対効果が全く見られない現状だと思います。

そこで、年間の支出額のほか、積立金等はあるのかお聞きします。

次に、施設のある土地の借用と隣接する保安林についてですが、国有林の年間の貸付料は約6万円で、賃貸借契約は、敷地内の維持保全、立ち木の保護、災害等の防止、国に返還する際の原状回復義務が条件とのことですが、現在、施設内は竹が内部まで生い茂り、保全されているような状態ではなく、施設は老朽化によって倒壊の恐れもあります。国に返還する際の原状回復となると、多額の資金が必要になるとお聞きしました。

保安林の目的は、潮害防備保安林、魚つき保安林、保健保安林とのことですが、国有林は伐採等が難しいとお聞きします。そこで、景観保全の観点から保安林の指定を取り消すことは可能でしょうか。

次に、令和4年度に民間企業から、経済産業省事業再構築補助金を利用したグリーンスポーツみなまたの再生の提案を受け、協議した経緯があるとのことですが、今後、グリーンスポーツみなまたを専門知識を備える民間へ委託する予定はないか。また、過去に施設利用の申入れがあったならば、不調になった理由は何か、お尋ねします。

次に、8月24日に行われた周辺住民を中心とした意見交換会ですが、たくさんの方が参加され、グリーンスポーツみなまたの現状を嘆く声が多数聞かれましたが、たくさんの方のアイデアや改

善策等も聞かれました。そのほか、水俣市の現状と将来的な不安など、グリーンスポーツみなまた以外の話も多数聞かれました。

そこで、先日の意見交換会に市としての参加はなかったが、地方創生の第一人者である東洋大学のPPP研究センターの施設についての意見交換会があったということは知っていたか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉本議員2回目の御質問にお答えします。全部で5点ございました。

まず、グリーンスポーツみなまたで開催されたイベント等の実績はどうなっているのか。キャンプ場として再開した場合の試算はどうか、との御質問にお答えいたします。

本市で把握しているグリーンスポーツみなまたのイベント等につきましては、令和5年度はありませんでしたが、今年度は5月にコスプレイベントが開催をされています。

また、キャンプ場として再開した場合ですが、キャンプ場の形態や規模の問題もあり、試算は行っておりません。

次に、グリーンスポーツみなまたにおけます年間の支出額のほか、積立金等はあるのか、との御質問にお答えいたします。

グリーンスポーツみなまた関連の年間の支出額につきましては、先ほど説明しました維持管理費等のおりでございまして、積立金等はありません。

次に、景観保全の観点から、保安林の指定を取り消すことは可能か、との御質問にお答えいたします。

保安林の指定取消しにつきましては、公益上の理由があれば可能であります。

現在、グリーンスポーツみなまた隣接の保安林は、先ほど申し上げましたとおり、潮害防備や魚類等の生息を補助する役割を担っているところですが、レクリエーション等の機能を発揮する保健保安林として、指定取消しを行わずとも、景観保全・担保することは可能と考えております。

次に、グリーンスポーツみなまたを、専門知識を備える民間へ委託する予定はないのか。また、過去に施設利用の申入れがあったということだが不調になった理由は何か、との御質問にお答えします。

グリーンスポーツみなまたを、専門的知識を備える民間へ委託することは、現段階では予定はありませんけれども、そのようなお話があれば検討していきたいと思います。

また、施設利用の申入れがあったが、不調となった理由としましては、申入れがあった民間企業につきましては、計画が大規模なリノベーションであるとともに、事業着手を急がれておりま

したので、林野庁内での協議や、本市と林野庁の調整時間が取れないなど、スケジュール的な問題で不調となっております。

次に、先日の意見交換会で、地方創生の第一人者である東洋大学のPPP研究センターの施設による意見交換会があったことを知っていたか、との御質問でございました。

8月24日に行われました意見交換会には参加することができませんでしたけれども、参加者からは、東洋大学による「水俣の現状と今後」、「人口減少が地域の将来に与える影響」など、地方創生についての説明があったと聞いており、資料もいただいております。

また、地域住民からは、グリーンスポーツみなまた駐車場周辺の管理をしっかりしてほしい。施設内にスケートボードができる場所を整備してほしい、などといった意見があったことを把握しております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。それでは3回目の質問に入ります。

施設を利用したいと意欲的な団体や企業が申し入れた場合でも、諸条件が整わず、委託が困難な場合が見受けられます。

現状利用のまま、年間の維持管理費の支出を、未来永劫続けるか、国有地の原状回復義務費用を捻出するか。近年のキャンプブームや健康志向に基づいた計画や、水俣市において宿泊施設が不足している現状を鑑み、施設を有効利用することができるのか。もしくは原状復帰をし、国に土地の返還を提案すべきか、早急な調査の必要を感じます。

他自治体の取組や類似施設の利用状況を見ると、グリーンスポーツみなまたのような広大な施設は、主に昭和50年代に建設されたものが多く、全国に約1,400もの類似施設があり、多くは老朽化し、また、施設の今の利用形態にマッチせず、利用者が減り、マッチさせるための費用の捻出が困難になるという悪循環に陥るケースが多く見られていますが、先進的な取組や近代的な施設としてリニューアルされ、利用者の増大や収益化に成功した事例もたくさんあります。

先日の意見交換会ではこんな声が聞かれました。水俣市にはキャンプ場がないため、小中学生を中心に、あしきた青少年の家を利用せざるを得ない。鹿児島県の阿久根市にできたグランピング施設のような施設があると、水俣の宿泊施設不足解消につながるのではないかと。キャンプ場だけにこだわらず、アスレチック施設や、競技人口が増えて環境が迫いついていないスポーツ施設、例えば、東京オリンピックから採用されているスケートボードなどの施設など、周辺にない施設ができれば集客も見込めるのではないかと。西回り自動車道開通による空洞化問題で、水俣のPRの一つとしてグリーンスポーツみなまたを、など、たくさんの意見が出ました。

このようなアイデアや意見等も踏まえ、専門知識を備えた民間への委託の可能性についても検討すべきではないかと考えています。

そこで、以前不調になった理由を、水俣市において、林野庁の森林保全課等に、条件の見直しなど、協議をしたことはあるか。また、現在のキャンプブームや、健康志向の高まりに応じて、近代的な類似施設は、利用者の増大や収益化に成功しているのを見て、条件の見直しを検討したことはあるかお尋ねして、大項目1のグリーンスポーツみなまたについての質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉本議員3回目の御質問にお答えします。

不調になった理由につきまして、林野庁に対して条件の見直しなど、協議したことはあるのか。また、現在のキャンプブーム、健康志向の高まりにより、近代的な類似施設は利用者の増大、収益化に成功していると思うが、条件見直しを検討したことはあるか、との御質問でございました。

民間企業からの申入れが不調になった理由は、スケジュール的なものでございましたので、条件の見直し等の協議は行っておりません。

また、先ほど答弁しましたとおり、現段階では、グリーンスポーツみなまたは、自然を生かした公園的な活用を考えておりまして、条件の見直し等の検討は行っておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、赤潮被害について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、赤潮被害について、順次、お答えします。

まず、最近の赤潮発生について、市はなぜ赤潮が発生するのか認識しているのか。また、八代海での発生状況を把握しているのか、との御質問にお答えします。

まず、なぜ赤潮が発生するのかについては、明確には解明されていませんが「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」によると、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等、海域の環境が悪化することによるものと言われています。

また、八代海での発生状況につきましては、熊本県水産研究センターから提供される赤潮情報や、漁業者からの情報提供により把握しております。

次に、本市の海域でも赤潮被害が発生しているが、市はこれまでどのような対応をしているのか、との御質問にお答えします。

養殖業における被害については、養殖尾数が管理されており、被害額等が確認できることから、対応策等を支援することができますが、本市の主流である漁船漁業については、漁獲量の数値の確実性がなく、魚がとれないという情報のみで、どれだけの被害が出ているのか、明確な数値が把握できないことから、対応することができないというのが現状です。

次に、水俣海域で赤潮が発生した場合の市民への情報提供を行う計画はないか、との御質問に

お答えします。

赤潮情報については、熊本県水産研究センターから本市や水俣市漁協には情報提供されておりますが、一般市民には行っておりません。

また、市民から赤潮状況の問合せがあった場合は、熊本県水産研究センターのホームページを紹介するなどの対応をとってまいります。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

ようやく終息に向かっている八代海での赤潮被害ですが、特に養殖業の被害がメディア等で大きく取り沙汰されていますが、赤潮被害による漁船漁業には支援策がないのが現状です。実際には、漁船漁業者も魚がとれなくなった等の被害報告があり、生計に支障が出ているのが現状です。八代海での赤潮被害の現状を認知していただきたいという思いで、質問をさせていただきます。

赤潮が発生する原因は、先ほど執行部からの答弁でもありましたとおり、いろいろなことが言われていますが、まだ確定的なことが言えないのが現状だと思われまます。

日本で赤潮が発生している地域を調べたところ、閉鎖的な湾や内海で潮の流れが緩やかな地域だけだということは分かっています。八代海は、全国的に見ても、非常に閉鎖的な内海で、ほぼ毎年のように赤潮が発生している地域です。

赤潮が発生すると、海の中ではどのようなことが起きるかという、赤潮が引き起こすプランクトンが異常繁殖すると、海水中の酸素が減少し、魚が酸欠状態になり窒息します。さらに、一部のプランクトンは毒素を生成することがあり、魚に悪影響を与え、死に至ることもあります。その魚を人間が食べると食中毒になることもあると言われています。

また、赤潮発生によって、魚の餌となるプランクトンが減少し、餌不足が起こるため、地魚の成長や繁殖に影響を与える可能性があり、これにより漁獲量が減少すると言われています。

熊本県が7月12日現在で発表した被害情報によりますと、上天草市がカンパチ・シマアジ・トラフグなど、へい死尾数は約5万4,000尾、被害額は約1億1,000万円。天草市が同様の魚種で、へい死尾数は44万7,000尾、被害額は10億9,000万円。津奈木町がシマアジでへい死尾数は2万尾、被害額は約2,000万円ということです。

しかし、この被害情報は、尾数が管理されている養殖業からの報告で、先ほど執行部からの答弁でもあったように、漁船漁業の場合は、明確な数値などが把握できないのが現状です。

しかし、赤潮が発生することによる海洋環境への影響は明らかです。

そこで、2つ目の質問です。

赤潮対策について、市単独での解決はできないと考えているが、国・県または関係機関との連

携が必要と考えているが、現状をお聞かせください。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉本議員 2 回目の御質問にお答えします。

赤潮対策については、国や県、関係機関との連携が必要と考えているが、現状はどうか、との御質問でした。

これまで、赤潮被害の報告を受けたことがございませんので、具体的な対策を行ったことはありませんが、赤潮が発生した場合には、水俣市漁協から県、市へ連絡いただき情報共有を行ったり、県からは赤潮情報を提供されるなど、連携を図っております。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

先日 of 新聞の記事に、県内漁業者 5 年で 23% 減、経営厳しく廃業加速という記事を目にしました。熊本県内で海面漁業を営む経営体はピーク時に比べ、85.1% 減少していて、漁獲量の減少や資材高騰といった厳しい経営環境で、廃業が加速しているといひます。

現在、水俣市は、漁業者に対して燃油補助の支援をしてもらっていて、漁業者の方々は非常に助かっていると聞きました。しかし、魚がとれない現状は依然として変わらず、漁業だけでは、生計を立てることが難しいと聞きます。

私も漁業者の一人として思うことは、被害に対しての補償ではなく、被害が出ない環境整備や研究開発に力を入れてほしいということです。

過去に大変な困難を乗り越えてきた水俣の海だからこそ、次の世代に誇れるような海を残していくため、できる限りの努力はしていくつもりです。

そこで 3 つ目の質問です。

赤潮被害は、今後も繰り返し発生する可能性は高いと考えています。今後、どのような赤潮対策を実施していくのかお尋ねして、大項目 2 の赤潮被害についての質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉本議員 3 回目の御質問にお答えします。

赤潮被害は、今後も繰り返し発生する可能性が高いと思うが、今後どのような対策を実施していくのか、との御質問でございました。

八代海における赤潮対策につきましては、現在、国の水産技術研究所や熊本・鹿児島両県水産研究センターなどにより、赤潮被害防止対策技術の開発を行っております。

このような国・県の成果情報を提供していただくとともに、沿岸漁業協同組合が連携して対策を実施できるよう、関係市町村と情報共有に努めていきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 次に、土砂の海への流出について、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

(産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇)

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、土砂の海への流出について、お答えします。

近年、本市では大規模な工事が多数見受けられ、大雨時には水俣川など市内河川には濁水が流れてきている。特に沿岸地域での海産物の育成環境に対して多大な影響があると考えられますが、これに対して市のほうで聞き取り等の調査を行っているか、との御質問にお答えします。

市として、聞き取り等の調査は行っておりません。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君 ありがとうございます。

土砂が海に流出するとどのような現象が起きるかという、濁り水が広がることで、光合成を行う植物プランクトンの育成が阻害される恐れがあり、海洋の食物連鎖にも悪影響を与えかねません。

また、藻場や海底が埋め立てられ、汚泥化することで、生物多様性、特に魚の産卵場や隠れ家等が失われるリスクも指摘されています。

それから、港や船着場等で土砂の堆積による海底の上昇で、船が着けられなくなるといった事例もあります。

そして、赤潮の発生の原因とも言われています。

そこで、2回目の質問です。

聞き取り調査を行っていないということですが、実際に沿岸地域への被害があるという報告を受けている。これを踏まえて、被害報告があった場合、市として対応を講じてもらえるのかをお尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 杉本議員2回目の御質問にお答えします。

実際に沿岸地域において被害報告があった場合には、市として対応を講じてもらえるのか、との御質問でございました。

例えば、市が発注した工事等が原因で被害が発生したのであれば、漁業補償が考えられます。補償額の算定につきましては、毎年漁業者へお願いをしております港勢調査の数値を用いますが、毎年回収率が悪く、現状では、補償額を算定する数値が設定できない状況にありますので、まずは、この港勢調査における漁獲量や漁獲高への調査協力をお願いしたいと思います。

その上で、被害報告があった場合には、市としてもしっかりと対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉本議員。

○杉本康宏君　ありがとうございます。

確かに漁獲量の把握が難しく、漁業補償額の算定が難しいことは以前から聞いており、港勢調査等の協力をお願いし、回収率を高め、漁業組合員一人一人が責任ある行動をしていかななくてはなりません。

しかし、現在、被害が出ているのは事実で、このまま放置すると海底の汚泥化が進み、今まで以上の被害が出るのは明らかです。

今後、関係機関と連携を取りながら、海洋環境の保全に水俣市として今まで以上の協力をお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（岩村龍男君）　以上で、杉本康宏議員の質問は終わりました。

この際、午後１時30分まで休憩します。

午前10時53分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（岩村龍男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君　皆さん、こんにちは。真志会の木戸理江です。

この夏は、オリンピック・パラリンピックをはじめ、本市でもたくさんのすばらしい活躍がありました。

大分県での全国高校総体にて、水俣高校生２名がカヌー競技で２冠を達成、千葉県での全国消防救助技術大会には、水俣消防署の皆さんが水上の部で出場されるなど、水に関する明るいニュースが続きました。

本市での水泳人口も、年齢層は幅広く、数も多いです。そこで提案なのですが、本市と協定を結ぶ日本体育大学から、水泳のコーチを定期的に招き、選手を育成し、本市を水泳大国にしてはどうでしょうか。そして、そのコーチ陣に市長も入っていただく。公務でお忙しいのは重々承知の上ですが、市長も水泳において優秀なアスリートです。市長からじきじきに教えてもらえると、参加者も増えるでしょうし、その中からオリンピックを目指せる人が出るかもしれません。

今年も競り舟大会では、私どもは、市長率いる一新会に昨年よりも差をつけられ、負けてしまいましたが、市長のもう一つの舞台は川ではなく、プールだと思います。負け惜しみではありません。実現されることを期待して、以下通告に従い質問いたします。

大項目１、子供たちの暮らしやすさについて。

①、市内各中学校の校則に、髪型・制服・靴などの指定がそれぞれあるが、特徴的な違いとしてどのようなものがあるか。また、その校則はどのような経緯で決められ、定期的なアップデートは行われているのか。

②、不登校児童生徒の現状とその主な理由は何か。その対象者を受け入れている施設や組織は、どのようなことを行っているか。また、そこに市はどのような補助をしているか。

③、夏場の登下校時や体育や部活動での熱中症対策はどのように行っているか。

大項目 2、有害鳥獣問題について。

①、有害鳥獣対策で農家が設置する電柵や鹿よけネット・ワイヤーメッシュについて、単位面積それぞれの必要量と費用は幾らか。また、それらを 1 人で設置するための工数と必要な道具類、全体の費用はどれくらいになるか。

②、鳥獣被害対策実施隊の活動内容はどのようなもので、本市の補助がどれだけか。その活動ではどのような苦勞が聞かれるか。

③、以前質問した加工場建設については、有害鳥獣頭数が増えている今でも難しいのか。また、捕獲後の処分について、捕獲者の負担は大きく、足踏み状態であるが、それを脱却するために、本市で努力していることがあるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 初めに、子供たちの暮らしやすさについて、順次、お答えをいたします。

まず、市内各中学校の校則に、髪型・制服・靴などの指定がそれぞれあるが、特徴的な違いとして、どのようなものがあるか。また、その校則はどのような経緯で決められ、定期的なアップデートは行われているのか、との御質問にお答えします。

各中学校の校則のうち、髪型については、パーマや髪染めなどの禁止は共通していますが、前髪の長さなどについては異なっております。

制服については、4 校とも学校指定の制服となっています。ただし、名札に関しては縫いつけるタイプのものとクリップタイプのものがあります。靴や靴下については、白に指定している学校と白以外の色を認めている学校があります。

また、それぞれの校則は、社会通念に照らして適切であるかどうか。生徒指導上の課題、地域や生徒の実態も考慮して決められてきた経緯があり、全ての中学校で毎年度見直しが行われています。

次に、不登校児童生徒の現状とその主な理由は何か。その対象者を受け入れている施設や組織はどのようなことを行っているか。また、そこに市はどのような補助をしているか、との御質問にお答えします。

不登校児童生徒は、年々増加傾向にあります。その理由は一人一人様々ですが、不登校児童生徒への聞き取り結果によりますと、学校生活に対しての無気力、生活リズムの不調、漠然とした不安などが挙がっています。

対象者を受け入れている主な施設や組織としては、教育委員会が所管する市子ども自立支援室、こども子育て課が所管する市こどもセンター、社会福祉法人が運営する児童家庭支援センター「オリーブの木」などがあります。

市子ども自立支援室では、登校できない状態にある子供たちが集まれる場として、学習や体験活動、保護者との面談等を行っています。市こどもセンターでは、料理や工作などの体験活動、読み聞かせ等が実施されています。児童家庭支援センターでは、悩みを持った保護者や子供の面談、子供の受入れ等が行われています。

また、これらに対する補助はありませんが、市の支出としては、市こどもセンターに対する指定管理委託料、児童家庭支援センターへの業務委託料があります。

次に、夏場の登下校時や体育、部活動での熱中症対策はどのように行っているか、との御質問にお答えします。

夏場の登下校時には、帽子の着用や小まめな水分補給に加え、学校によっては、日傘等の活用を呼びかけています。

体育や部活動については、環境省・文部科学省が令和3年5月に共同して作成をした「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」に記載されている「暑さ指数に応じた活動の目安の例」に沿って、実施の有無を判断しているところです。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 今回、約50人にアンケートを取りまして、児童生徒・保護者の率直な意見や不満をお聞きしました。

まず、校則については、禁止とされている校則に対して、多くの人が明確な理由を知りたがっています。ある学校では、校則を改善していく前向きな動きも見られるところもありますが、「学校生活のルールを守る」という自覚を促すための校則であれば、それは学校だけで決めるのではなく、子供たちにも参加させ、自分たちで決めたものを守る意識を植えつけるのでもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。また、実際にそれを行っている学校があるか、お尋ねします。

続いて、不登校の児童生徒についてですが、不登校の原因にいじめもあると聞いています。こ

れまで様々な支援や対策は行われているようですが、にもかかわらず、不登校やいじめの案件が見られ、数人の児童生徒からは、「学校は、話は聞いてくれるけれど、聞くだけで何も変わらない」という回答が複数挙がっています。

そこで質問ですが、不登校もいじめも、本人にとって、何かしらの理由があるはずですが、その元を正す方策として、具体的にどのようなことに着手しているか、お尋ねします。

そもそもの対策に、被害者が逃げる環境をつくるのがゴールではなく、まずは、加害者を徹底して正していかないと問題の本質が変わりません。直接関係ない子供たちまで我慢と恐れを抱いた状態での暮らしが続いているからです。いじめ案件に対してカウンセリングを受けるべきは、被害者ではなく、加害者が先だという考え方も広がってきており、私もそう思います。

あるいじめ案件で、問題解決の話合いとして、両者を同席させるというところでもない提案がなされたと聞いています。実際には、被害者、加害者双方が出席を拒んだそうですが、当然ともいえる展開を想像できなかった学校側の認識に問題があると言わざるを得ません。どんな世界でも加害者と被害者を同席させるなど、あり得ないことです。指導者や組織の改めでの学びも必要です。

社会全体の風潮として、被害者はさらされ、我慢や逃げを選ばされ、加害者は守られ、通常の生活ができています。学校の中で同じような図式ができてしまっていないか。厳密で正確な調査はできているか。またそれに適正な対処ができているか。常に考えるべきです。

たとえ今、逃げることもできて、そのまま学校に戻れず、卒業しても、加害生徒が通うであろう高校へは怖くて行けず、他市や他県にわざわざ通う子供もいます。生活空間で加害者と接点があることを恐れ、日常生活にも支障を来しています。成人式も出席したくない。同窓会にも出たくない。大人になっても、人の反応や言動が自分を笑っているのではないかと気になるなど、トラウマから逃れられない人生を過ごす子供もいます。自分も経験者ですから、よく分かります。

人生の大きな傷となる前に、きちんと解決に導き、1日でも早く、笑顔で過ごせる日々を保障してあげるのは、周りの大人の役目です。

続けて、熱中症対策について。

暑い日には、体育のスケジュールや授業の進め方などの基準も必要と思うがいかがか、お尋ねします。あわせて服装なども順応するような、緩やかな基準の見直しがあってもいいと思うが、いかがかお尋ねします。

すみません、画面の調子が悪くてちょっと中断していいですか。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木戸議員お願いします。

○木戸理江君 失礼しました。

加えて、昨年、施設の協力を頂き、中学校と小学校 1 校を対象に、保護者の迎えを待つ間、冷暖房の効いた施設内で待機できるよう、提案が出されました。それが実行されているか、まずお尋ねします。されていないとしたら、その理由は何かもお尋ねします。

この提案は夏に限らず、日が落ちるのが早く、すぐ暗くなる寒い冬場にも共通するもので、見守りも兼ねたよい提案であり、防犯にも寄与しています。

可能な限りエリアを広げて、ほかの学校でも同様に協働体制が取れるよう、もう一歩前に進むことが望まれますが、どうすればいいかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の 2 回目の御質問にお答えします。4 点ございました。

1 点目ですけれども、「学校生活のルールを守る」という自覚を促すための校則であるならば、それは学校だけで決めるのではなくて、子供たちも参加させ、自分たちで決めたものを守る意識をですね、植えつけるのもよいのではないかと思うがいかがか。また、実際にそれを行っている学校があるか、との御質問でした。

文部科学省の生徒指導提要にあるように、校則の運用については、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくこと、その内容や必要性について、児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要であると考えます。

校則の制定・見直しの権限については、学校運営の責任者である校長にあるとされていますが、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTA にアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加することが望ましいと認識をしております。

本市におきましても、全ての中学校が、生徒の意見を聞いた上で、毎年度、見直しを行っております。

2 点目ですけれども、不登校もいじめも本人にとって、何かしらの理由があるはずだけでも、その元を正す方策として、具体的にどのようなことに着手をしているか、との御質問でした。

先ほどお答えしましたけれども、学校において、関係児童生徒や保護者に対して、丁寧な聞き取りを行い、学校のみでは困難な場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談や、事実確認を行うなど、それぞれのケースに応じた対応をしております。

3 点目ですけれども、熱中症対策ということで、暑い日には、体育のスケジュールとか、授業の

ですね、具体的な進め方などの基準も必要と思うけどもいかがかと。あわせて、服装等も順応するよう緩やかな基準の見直しがあってもいいと思うがいかがか、との御質問でした。

体育の授業計画を立てる際は、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」に沿って、活動ができない場合の対応について、事前に検討し、教室内での学習に変更するなど、適切に実施をしております。

また、服装等につきましても、帽子を着用させたり、体操服の上着をズボンに入れずに出しての運動を認めたりして、ガイドラインに沿って運用をしております。

4点目ですけども、昨年ですけども、施設の協力を頂いて中学校と小学校1校を対象に、保護者の迎えを待つ時間、冷暖房の効いた施設内で待機できるよう、提案がなされたけども、それが実行されているか。また、されていないとしたらその理由は何か。さらに、可能な限りエリアを広げて、ほかの学校でも同様に協働体制がとれるよう、もう一步前に進むことが望まれるけども、どうすればよいか、との御質問でした。

施設の利用につきましては、施設側から提案があったもので、学校から保護者、生徒に周知をしておりますけども、利用するか、しないかについては、保護者の判断としております。

ほかの学校におきましては、地域から提案があり、学校の要望があれば連携することも考えられます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 校則についての当方がとったアンケートで、児童生徒、保護者が納得できていないものを幾つか挙げます。

ワンポイントの靴下駄目、くるぶしソックス駄目。これは、ある学校の理由は靴擦れや打撲防止というものです。だとしたら全員膝上までのハイソックスをはくべきですね。

ほかにツーブロック駄目、横髪は学業に支障がないように垂らさない。ツーブロックも横髪が垂れるのも、学業にどう支障を来しているのか分かりません。

続いてヘアピンの種類を推奨し、スリーピンよりアメリカピン、パッチン留めよりも真っすぐなピンという意味ですね。その理由は、社会人でスリーピンを使用している人をほぼ見かけない。だから、アメリカピンを推奨すると書いてあります。意味がちょっと分かりにくいです。数は多過ぎないとも書いてありますが、髪質や量によって、ピンの量は違います。

また、制服通学は週1日の指定で、ほかの日は私服でよい、というルールに対して、ある保護者が、わざわざ制服を買ったのに、通学でほとんど着ないためもったいないと言います。もちろん制服で通学してもよいのですが、ほとんどが私服で通学する子供たちの中で、制服で通って、悪目立ちをしたくないからということで、わざわざ私服で通っている子供がいるということです。

ほかにも、子供は体型や身長が変わるので高額で丈夫でなくても、安価もしくは買換えがたやすいものと望んでもおられます。

そして、多くの意見があったものが、「名札は縫いつける」という部分です。犯罪防止にも関係する、個人情報保護の観点からも、登下校時に着用する制服にわざわざ名札を縫いつける理由を、明確にしていきたいと思います。

これがですね、修学旅行のときには、縫いつけた名札を一旦外していくそうです。そして、帰ってきたらまた縫いつけなければならないそうで、名札を再び縫いつける負担はもちろんなんですけれども、役目を考えますと、答弁にありましたように、クリップ式でもいいわけで、縫いつけなければならないという理由をお尋ねします。

また、アンケートには、制服の素材は風通しが悪く、暑い。 Poloシャツや体操服で過ごしたいという意見もありました。夏は大人はクールビズで過ごします。子供も条件は同じではないでしょうか。統一感を求める理由はありませんし、さきの答弁内容のように、実情や考え方、地域の状況や時代の進展などを踏まえれば、全員そろえることの統一性と、逆に、日々の状況で変える柔軟性の臨機応変さが大切かと思います。

この際、校則の定義を再考するタイミングとして、教育委員会から学校へ提案するのも、よいきっかけになると思うのですが、いかがでしょうか。

続いて、不登校の問題ですが、ある学校ではやっている「執事ゲーム」というのを御存じでしょうか。中心となる1人の人物のパシリ役をしたり、言うことを聞いたり、その人物を最優先に考え、行動することでポイントをもらえる、という無意味な格付を存在させ、トップに立つ人物を王様や社長のように扱うものです。

このヒエラルキーをゲームとして言い換えています、それこそがやっているほうの都合のいい責任逃れ、なんで同級生に執事として仕えなければならないんでしょうか。やられているほうが本当は嫌な思いをしていないか。いじめに発展しやすいか。遊びとかノリとかの言葉で逃げていないか。周囲はちゃんと見るべきで、それを回避できるように図るのは、学校や家庭の責任ではないでしょうか。

学校における丁寧な聞き取りや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの面談による事実確認など、それぞれのケースに応じ対応しているとの答弁がありましたが、果たしていじめられている子供が、学校関係者に本当のことを言えるケースがどれだけあるのでしょうか。本当のことを言って、事態が悪化するのが嫌なので諦めてしまい、「もう大丈夫です」と言ってしまうことにならないでしょうか。原因となるものが正されないから逃げるしかないです。

でも、弱いほうを逃がしただけでは、それは一時しのぎにしかすぎません。50を過ぎても、そ

のときの記憶は消えません。自己肯定感の低さ、承認要求の強さ、敏感な被害者意識、成長過程の人間形成に影響します。

大人になっても消えない暗黒の時代を、目の前の子供たちに背負わせないでください。そして、不登校がなくなる理由がちゃんとあることを認めてください。丁寧に対応、丁寧に聞き取り、当たり前です。問題はその先で、ちゃんと対応した、子供の声も聴いた、という初動段階で解決した空気になっていないでしょうか。

学校が、いじめの実態を認識できないのを責めているわけではありません。むしろ認識できないだろうと思っています。いじめはそういうものです。大人や学校にばれないようにやるのがいじめで、やられているほうも本当のことは言いませんから、我慢と諦めの中で、そのうち不登校につながります。

じゃあ、本心はどうやって知るんだ、と思われるかもしれませんが、それこそが数年前からお伝えしている寝屋川市の先進事例です。

毎月全ての児童生徒に用紙が配布され、「いじめはないか」、「困っていないか」を尋ねます。書いたものは、学校提出ではなく、ポストへ投函し、市長直轄のいじめ監察課に直接届きます。いじめ加害者や先生方の目に触れることなくです。

そして、いじめ監察課が対策を講じる相手は、いじめの加害者とされる立場のほうです。何度も申しますように、原因があるから改善しなければならない。でも、ひとしく大切な子供たちを預かっている学校として、それが難しいのなら、第三者にやってもらえばいいだけなんです。

全てを担任や学校だけで受け止めるのではなく、教師ストレスを軽減するためにも、別の機関を設け、対応・対策を共にやってもらうのです。今、自分たちで解決できないなら、できているところのやり方をまねすればいいだけです。

先日、文科省の重大事態のガイドライン改訂版の中の、第三者調査の位置づけで、「学校を担当するスクールローヤーやスクールカウンセラーは第三者とは言えない」という方針が示されました。その改訂版に沿って、本市でも第三者機関を見直すべきだと思います。

昨年の質問で、この第三者機関を学校関係から離し、市の直轄に置くという他市の成功例を参考にしているかどうか、とお尋ねしましたが、検討する考えはないとの答弁でした。

1年たった今でも、いじめも不登校も変わらず、失望で学校から離れ、苦しんでいる子供や保護者に、自分たちのやり方は間違っていないと言えますか。

今日つらい子供たちが、あしたは希望を持つことができるようなスピード感と正しい救いの力が必要です。

そこで、これは学校や教育委員会だけの問題でなく、本市全体で改めてお考えいただきたい事案ですので、市長にお尋ねいたします。

先に提案した寝屋川市や他市のいじめ対策の成功例について、これまで提案をしてきた中で調査をされていたと思うが、実行に移せそうな方策が一つもあったか、そして、先進地といわれ、多くの市町村がまねしている事例を、本市でも市長の先導のもとで、思い切った施策につなげるお考えはないかお尋ねして、ここでの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。3点ございました。私からは、1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず、1点目ですけれども、名札について、登下校時に着用する制服にわざわざ名札を縫いつける理由があるのか、明確にしていきたい、との御質問でした。

名札を縫いつける理由としましては、学校に確認をしましたところ、落としてなくしたり、なくしたままつけずに過ごしたりする生徒がいたこともあり、それらを防ぐためであるとのことでした。

2点目ですけれども、この際、校則の定義を再考するタイミングとして、教育委員会から学校へ提案するのも、よいきっかけになると思うがいかがか、との御質問でした。

校則の定義を再考するタイミングとしましては、各学校で毎年度見直しを行う中で検討されることが望ましいと考えますので、教育委員会から提案することは考えておりません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問のうち、寝屋川市の先進事例の件でということでのお尋ねでございました。

まず、寝屋川市の提案を受けて調査をしているか、また、それが実行に移せそうな方策が一つでもあるかということと、私の先導のもとで、そういったものを思い切った施策につなげる考えはないかという、この2点のお尋ねでございました。

寝屋川市の事例につきましては、教育委員会のほうで、当該市のホームページや報道記事等の調査を行っております。また、寝屋川市ではいじめ問題の対応に教育的・行政的、そして法的なアプローチを導入いたしまして、市長部局に専門部署を設けまして、「いじめゼロ」に向けた取組を行っていることを認識しております。

本市におきましても、これまで教育委員会で、水俣市いじめ防止基本方針を策定いたしまして、いじめ防止に向けた、様々な取組を行っているところではありますけれども、市長部局におきましても、教育委員会と連携をしながら、今後さらに、いじめ被害を受けた子供たちが安心して学校に通えるように、先進事例も参考にしながら、いじめ防止に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、有害鳥獣問題について答弁を求めます。

山村農林水産課長。

(産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇)

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、有害鳥獣問題について、順次、お答えします。

まず、有害鳥獣対策で農家が設置する電柵や鹿よけネット・ワイヤーメッシュについて、単位面積それぞれの必要量と費用は幾らか。また、それらを1人で設置するための工数と必要な道具類全体の費用はどれくらいになるか、との御質問にお答えします。

農地においては、形状や傾斜などの条件が様々であるため、例えば、1,000平方メートルの整形で平坦な農地で考えた場合、約130メートルの電気柵やネットの設置が必要となります。

電気柵等を設置する場合の材料費につきましては、今年度の獣害防止対策事業費補助金交付実績を基に算出すると、電気柵を2段設置するイノシシ用で約5万3,000円、5段の設置が必要となる鹿用では約7万7,000円となります。また、1人で設置するときにかかる日数は、電気柵メーカーや農家の方に聞き取りを行ったところ、イノシシは0.65日、鹿用で1.3日となります。設置に必要な道具類は、杭設置作業に伴うハンマーやスコップ等であり、これらを材料費に加えますと、1,000平方メートル当たりの全体費用としては、イノシシ用で約7万円、鹿用で約10万5,000円となります。

次に、ワイヤーメッシュ柵につきましては、縦2メートル、横2メートルのメッシュパネルを設置する場合、実際に設置した農家の方に聞き取りを行ったところ、100メートル当たりの材料費が約25万円、1人での設置にかかる日数は約12日ということでしたので、1,000平方メートル当たりの農地にかかる費用は、材料費で約33万円、設置にかかる日数が16日であり、全体費用として約58万円程度となります。

ただし、これらの費用は、設置箇所の勾配、運搬距離の地形的条件や施工者の熟練度により変わってくると思われます。

次に、鳥獣被害対策実施隊の活動内容はどのようなもので、本市の補助はどれだけか。その活動では、どのような苦勞が聞かれるか、との御質問にお答えします。

まず、鳥獣被害対策実施隊につきましては、本市の農林水産物被害、生活環境の悪化及び人身への危害を及ぼす有害鳥獣の駆除または捕獲のため、猟友会水俣支部が推薦する会員を、市長が水俣市鳥獣被害対策実施隊員として任命しているもので、有害鳥獣をわな及び銃猟で捕獲後、捕獲鳥獣の処分まで行っていていただきます。

本市の補助につきましては、鳥獣被害防止緊急捕獲対策補助金として、イノシシ、鹿の成獣を捕獲した場合は、1頭当たり1万2,000円、幼獣は5,000円、アナグマを捕獲した場合は、1頭当たり3,000円を補助しております。

また、活動での苦勞につきましては、隊員の高齢化や近年の有害鳥獣の増加に伴う捕獲活動の

増加に御苦労されていると伺っております。

次に、以前質問した加工場建設については、有害鳥獣頭数が増えている今でも難しいのか。また、捕獲後の処分について、捕獲者の負担は大きく、足踏み状態であるが、それを脱却するために本市で努力していることはあるか、との御質問にお答えします。

令和3年9月の一般質問でお答えしましたとおり、加工場建設については、1日当たりの処理頭数や収支等の面から本地域で運営していくのは厳しい状況と思われます。

有害鳥獣捕獲後の処分につきましては、処分経費を鳥獣被害防止緊急捕獲対策補助金の中で、その経費の一部として補助しているところであり、近年の捕獲頭数の増加や処理に係る捕獲者の負担を考慮し、先ほどの答弁で申しましたとおり、令和6年度からは1頭当たり2,000円を上積みし、1万2,000円の補助を行っているところです。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 今、数字で示されたように、高齢化している農業従事者にこれらのことを行わせるのは困難です。補助金も早い者勝ちであり、支援制度の再考も検討してよいのではと思います。

そもそも1人ではできないことばかりで、物の支給でなく、労働力の提供も必要といわれますが、それについて具体的な支援策はあるか、お尋ねします。

農業委員からの情報提供もこまめにしていきたいですし、例えば、ワーケーションや子供や都市部向けに、農業体験プログラムとして提案してはどうでしょうか。

続いて、実施隊、いわゆる猟友会の活動についてですが、放置山林も多く、その中で相次ぐ有害鳥獣被害に猟友会は苦勞しています。わなをかけるのも、足元の悪い山林を追いかけ、銃で撃つのも、何より捕ったものを山から出して、車まで運んでくるのが大きな労力です。

駆除を依頼する立場として、捕獲者が、仕事がしやすいように、山林での運搬路の整備や、その後の処理についての管理や環境改善も必要と思いますが、いかがかお尋ねします。

続いて、処分の方法なのですが、やれる人が減り、捕獲者の負担が増え続ける現状で、捕った獲物個体に対しての補助だけでなく、処分方法やその改善など、一歩踏み込んだ対応が必要となっています。捕獲者や農業従事者の負担を減らし、活動を広げてもらうためにはどうすればよいかお尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 木戸議員2回目の御質問にお答えします。全部で3点ございました。

まず、高齢化している農業従事者に電気柵等の設置を行わせるのは難しく、補助金も早い者勝ちとなるなど、支援制度の再考を検討してはどうかということと、物の支給ではなく、労働力の提供も必要と思われるが、具体的な支援策はあるか、との御質問でございました。

獣害防止対策事業費補助金につきましては、以前は申請を受付開始後、すぐに予算上限に達したり、早い時期に申請が集中する年もありましたが、ここ数年は予算が不足するということはなく、申請時期も集中することはない状況です。

しかしながら、生産者からは、「田植前に設置したいが、申請受付が田植後となって、申請ができない」といった御相談もありますので、申請受付時期を早めたり、生産者が希望される時期に、申請、設置が可能となるなど、利用しやすい支援制度となるように検討してまいります。

それから、労働力の提供につきましては、具体的な支援策とは言えませんが、シルバー人材センター、それからＪＡあしきたのそいゆアグリで農作業受託業務を行っておりますので、こういった制度を御利用いただければと思います。

それから２点目ですが、放置山林も多く、猟友会のほうは有害鳥獣駆除に大変苦労している。捕獲者が、仕事がしやすいように、山林での運搬路の整備ですとか、その後の処理についての管理や環境改善も必要と思うがいかがか、との御質問にお答えします。

有害鳥獣駆除は、市内一円を区域としており、捕獲活動箇所は、捕獲者が目撃情報や経験等から判断し決定をしております。

有害鳥獣は、餌などを求め移動を繰り返すため、捕獲活動箇所は、有害鳥獣の移動に合わせ変化し、利用している道路の状況、道路管理者等を市で把握することは大変困難であり、運搬路の整備や管理、環境改善を図ることは、現段階では難しいと考えております。

３点目ですが、捕獲者の負担は、大変増え続けている現状で、処分方法ですとか、その改善など、一歩踏み込んだ対応が必要となっている。捕獲者や農業従事者の負担を減らし、活動を広げってもらうためにはどうすればよいか、との御質問にお答えします。

本市に限らず、近隣自治体のイノシシ、鹿などの捕獲頭数は、年々増加傾向にあり、処分方法については、各地域にとりましても喫緊の課題となっております。

さらなる対応としまして、令和５年度に芦北地域振興局と１市２町で、芦北地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会を設立し、捕獲鳥獣の処理施設等の設置について、費用負担や設置場所、運営体制、捕獲頭数の今後の推移などの課題を検討するとともに、先進事例を含めて情報収集を行っているところです。

今後も減容化施設も含めた様々な処理方法について、この協議会で協議・検討を継続して行い、可能性を探っていきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 確かに、捕獲活動の場は、捕獲者と有害鳥獣次第であるので、運搬路などを本市で管理するのが難しいのは理解できます。ただ、せめて捕獲した場所からの運搬とその処分がもう少し円滑にできるようになれば、捕獲者も随分楽になると思います。

補助金に処分経費も含まれているとのことですが、捕獲者の負担はかなり大きいです。特に埋設は捕獲者の悩みでありまして、例えば、埋設用地を本市で契約するとか、重機で埋設のための穴を掘る、マンパワーの支援があれば、など考えます。そうすることで、捕獲者の負担も減り、実施隊の人員も増えるのではないかと期待しているわけです。

今後も双方で検討を重ね、より効率的で効果の大きい事業になることを望んでいます。

処理方法については、芦北地域振興局と1市2町での会議で協議・検討を継続されるのと、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

実施隊の中から、「焼きならんとやろか」という意見が出たので、調べてみました。令和5年3月に、農水省から出された「捕獲鳥獣の焼却及び減容化の処理事例集」によりますと、宮城県での個体切断及び既存施設による混熱処理では、イノシシの処理能力が1日600キログラム、事業費は約1,600万円、うち国庫交付金は約50%、ランニングコストは年約67万円。福井県での生物処理による減容化は、イノシシや鹿で月35頭程度の処理で、事業費約5,300万円、うち国庫補助金約3,000万円、ランニングコストは年150万円。専用焼却炉を新規でつくるとなると、費用がそれぞれゼロが1つ増えるほどになり、困難であろうことがはかれますが、減容化し、堆肥として活用できるのではという期待も持てます。

そこで、例えば、現在稼働中のクリーンセンターで、次の改修のときにでも、処理能力のスケールアップを行い、捕獲鳥獣の焼却処分ができるように、関係各所で検討し、広域連携が可能とならないかと期待しているのですが、仮に既存の焼却設備をスケールアップさせるとなると、個体投入までの必要な工程や炉のレベルを上げるなどのことを実現させるとなると、どれほどの能力と費用が必要になると試算できるか、お尋ねします。

埋めるのも、消費するのも、大変な捕獲者たちの次の望みは、2次加工や焼却処分なのです。今後、クリーンセンターの改修が行われるならば、そのときには、このような処理能力を併せ持った設備がいいなと希望をお伝えします。

あわせて、捕獲動物をペットフードに加工する施設が国内数か所にできていますが、例えば、養殖や漁場への餌として加工するなど、漁業関係との連携ができないだろうか、こちらも希望を持っています。

県をまたぐことが可能であれば、不知火海を中心とした画期的な策が講じられることを期待して、ここでの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長（田中真也君） 木戸議員3回目の御質問にお答えします。

例えばということで、現在稼働中のクリーンセンターで処理能力をスケールアップをし、捕獲鳥獣の焼却処分が可能とならないか期待をしているが、個体投入までの必要な工程や、どれほど

の能力と費用が必要になるか試算できるか、との御質問でございました。

広域クリーンセンターの焼却設備は、イノシシや鹿などの動物死骸の焼却処分は想定されておられませんので、焼却可能とするためには、炉に投入する前処理としての破砕機等の導入とともに、処理能力のスケールアップが必要となります。

昨年度視察をしました京都府福知山市の専用処理施設によりますと、炉の温度を800度以上、1日当たり最大760キログラム、1頭当たり30キログラムとして換算しますと、約25頭を処理することが可能とのこのことでもございましたけれども、炉の大きさや捕獲頭数の今後の推移等も含め、焼却炉設備全体として考える必要がありますので、現時点でお示しすることは非常に困難であると考えております。

広域クリーンセンターにつきましては、建て替え更新には相当な費用がかかると見込まれており、それに加えて捕獲鳥獣の焼却処分を行うとなると、さらに費用が拡大し、1市2町の大きな負担増となることから、繰り返しになりますけれども、本件を含め、先ほど申し上げました協議会の中で引き続き協議できればと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、木戸理江議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、2時30分まで休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第61号 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、議第61号水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第62号 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第62号水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第63号 水俣市道路占用料徴収条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第4、議第63号水俣市道路占用料徴収条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第64号 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第5、議第64号水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第65号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第6、議第65号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第66号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第7、議第66号水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第 8 議第67号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第 8、議第67号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第 9 議第68号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第 9、議第68号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第70号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（岩村龍男君） 日程第10、議第70号令和 6 年度水俣市一般会計補正予算第 6 号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第71号 令和 6 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩村龍男君） 日程第11、議第71号令和 6 年度水俣市介護保険特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第72号 令和 5 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩村龍男君） 日程第12、議第72号令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第73号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第13、議第73号令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（岩村龍男君） 日程第14、議第74号令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第75号 工事請負契約の締結について

○議長（岩村龍男君） 日程第15、議第75号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第76号 財産の取得について

○議長（岩村龍男君） 日程第16、議第76号財産の取得についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（岩村龍男君） 日程第17、議第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第78号 令和5年度水俣市一般会計決算認定について

日程第19 議第79号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第20 議第80号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第21 議第81号 令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長（岩村龍男君） 日程第18、議第78号令和5年度水俣市一般会計決算認定についてから、日程第21、議第81号令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第78号令和5年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計168億4,059万円、歳出合計156億4,105万円、歳入歳出差引き11億9,954万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源1,605万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に6億円を積み立てた残額5億8,349万円を翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.2%、歳出90.3%となっております。

次に、議第79号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計36億5,486万円、歳出合計36億3,203万円、歳入歳出差引き2,283万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.3%、歳出96.7%となっております。

次に、議第80号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計 4 億6,362万円、歳出合計 4 億6,236万円、歳入歳出差引き126万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.6%、歳出97.4%となっております。

次に、議第81号令和 5 年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計38億5,003万円、歳出合計37億3,937万円、歳入歳出差引き 1 億1,066万円は全額翌年度に繰り越します。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.2%、歳出95.4%となっております。

なお、議第78号から議第81号までの令和 5 年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第78号から議第81号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 2 時37分 休憩

午後 2 時37分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第78号令和 5 年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第81号令和 5 年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、本 4 件について質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第78号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第22 特別委員会の設置について

○議長（岩村龍男君） 日程第22、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

1 名 称 一般会計決算特別委員会

- 2 構成人員 7人
 - 3 審査事項 令和5年度水俣市一般会計決算認定について
 - 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
 - 5 審査期間 12月定例会まで
-

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

議第78号令和5年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉迫一樹議員、肥山美緒議員、森川武治議員、木戸理江議員、高岡朱美議員、真野頼隆議員、松本和幸議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時51分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長 木戸理江議員

副委員長 松本和幸議員

以上のとおりであります。

○議長（岩村龍男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時52分 散会

令和6年9月19日

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和6年9月19日（木曜日）

午前10時0分 開議

午後1時42分 閉会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉 野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木 戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（宮 崎 聖 子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（原 弘 樹 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（田 中 真 也 君）	総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（永 田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹 下 昭 博 君）	総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）

○議事日程 第5号

令和6年9月19日 午前10時開議

- 第1 議第61号 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第62号 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第63号 水俣市道路占用料徴収条例の制定について
- 第4 議第64号 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第65号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第66号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第67号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第68号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第70号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議第71号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第75号 工事請負契約の締結について
- 第12 議第76号 財産の取得について
- 第13 議第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第72号 令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第73号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第79号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第80号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第81号 令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

(付託委員会)

第15 議第82号 令和6年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

(各委)

第16 議第83号 財産の取得に係る追認について

(厚生文教)

第17 議第84号 教育委員会委員の任命について

第18 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議案の訂正について(議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について)

午前10時0分 開議

○議長(岩村龍男君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(岩村龍男君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日市長から、補正予算1件、財産の取得に係る追認について1件、人事案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和6年5月分、令和5年度出納整理期間分の令和6年5月分一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 議第61号 水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第62号 水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第63号 水俣市道路占用料徴収条例の制定について

日程第4 議第64号 水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第65号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第66号 水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第67号 水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第68号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第70号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第10 議第71号 令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議第75号 工事請負契約の締結について

日程第12 議第76号 財産の取得について

日程第13 議第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、議第61号水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、議第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまで、13件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第63号水俣市道路占用料徴収条例の制定について申し上げます。

本案は、道路占用料の額及び徴収等について、国及び他地方公共団体の動向に合わせて適正化を図るため、本案のとおり制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、影響を受ける方への周知方法についてただしたのに対し、広報みなまた11月号で占用料の変更についてお知らせする。占用料は全体としては下がるが、上がる方もおり、上がる方には文書や個別訪問により説明するとの答弁がありました。

また、現在の本市の占用料は県に準拠しているのかただしたのに対し、現在、本市は独自の考え方となっており、今回多くの他市と合わせ、県に準拠した形にするとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市道路占用料徴収条例制定に併せて、その関係条例である水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正し、適正化を図るため、本案のとおり制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地6号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の法律施行令の改正により、劇場が対象になるとのことだったが、本市において新たに対象となる施設があるかただしたのに対し、同施行令に劇場等の条項が追加されたことにより、本市条例が引用していた条項が繰り下がったため、今回条例改正を行うものであり、本市の施設に直接影響するものではないとの答弁がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号令和6年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第9款教育費に、体育施設管理運営費などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第75号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その8）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和6年7月11日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,668万円で坂田・古里特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事の進捗状況をただしたのに対し、現在、令和5年度予算の繰越工事を施工中

で、約8割終わっており、10月末に完了予定である。本議案が可決されれば、引き続き令和6年度予算分を施工していくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第61号水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康増進法に基づく、水俣市健康増進計画の改定に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、予防接種法に基づく予防接種により生じた健康被害について、医学的見地から調査または審議し、適正な処理を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、コンビニでの印鑑登録証明書交付を開始するにあたり、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書での取得を可能とするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、スマートフォンを利用してコンビニで証明書を取得できる機能が、アンドロイドのみ対応可能で、アイフォンは対応できないのはなぜかとただしたのに対し、アイフォンのOSがこの機能に対応しておらず、国のほうでも対応を求めている状況であり、12月からのスタートに向け、ホームページや市報でしっかりと周知したいとの答弁がありました。

また、周知の徹底に加え、操作方法等に詳しくない方への窓口でのサポートも対応可能かただしたのに対し、対応させていただくとともに、その点も含め周知したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号令和6年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、物価高騰対策事業、第9款教育費に、図書館管理運営費などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、図書館管理運営費の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、文化会館管理委託料の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,591万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億6,870万円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等返還金等を計上している。

これらの財源としては、第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号財産の取得について申し上げます。

本案は、水俣市立小中学校パソコン売買及び更新のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

令和6年6月20日に指名競争入札を実施し、契約金額2,386万100円でアスクシステムと売買及び更新業務契約の仮契約を締結しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年9月13日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第63号	水俣市道路占用料徴収条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第64号	水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第65号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第66号	水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第70号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第75号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年9月13日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第61号	水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第62号	水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第67号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第68号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第70号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第71号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第76号	財産の取得について	原案可決	全員賛成
議第77号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで、討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第61号水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第77号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本13件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第72号 令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第73号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第79号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第80号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第81号 令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩村龍男君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和6年9月13日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第72号	令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第73号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和6年9月13日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第74号	令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第79号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第80号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第81号	令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和6年9月12日

議会運営委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第15 議第82号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第16 議第83号 財産の取得に係る追認について

○議長（岩村龍男君） 日程第15、議第82号令和6年度水俣市一般会計補正予算第7号及び日程第16、議第83号財産の取得に係る追認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第82号令和6年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,439万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ171億6,722万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第9款教育費に、「活力生まれる水俣」推進事業、体育施設管理運営費、第10款災害復旧費に、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しております。

次に、議第83号財産の取得に係る追認について申し上げます。

本案は、小学校の教職員が授業で使用する教科書及び指導書等を、3,165万8,564円で取得するに当たり、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議決が必要でしたが、職員の認識誤り、庁内での確認不足により、議会の議決を経ずに財産を取得したため、今回追認いただきたく提案するものです。

今後は、議会の議決が必要な事項につきましては、改めて全庁的に注意を促すとともに、事務手続のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいりますので、御承認いただくようお願い申し上げます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第82号及び議第83号について、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、議案調査のため休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました議案2件について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案2件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時20分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案について、委員会審査報告書が提出されましたので、

議席に配付しておきました。

これから、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

議第82号令和6年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第9款教育費に、「活力生まれる水俣」推進事業（スポーツコミッション）、体育施設管理運営費、第10款災害復旧費に、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、五目木線の舗装損壊はかなり大きな損壊だが、台風以前は通行できていたのかただしたのに対し、もともとは通れる状態であったが、台風の雨で、舗装と路盤の間に水が大量に浸入し、崩壊したとの答弁がありました。

あわせて、日本一長い運動場線は、転落防止柵の倒壊であったが、路面がかなりひび割れている。その箇所に水がしみ込むことで、今後崩壊につながる可能性はあるのかただしたのに対し、大雨が降り、その箇所に水が集まれば、崩壊する可能性があるとの答弁がありました。

さらに、ひび割れは早めに補修したほうが良いということかただしたのに対し、人命に影響がある状況であれば早めに対応する必要があるが、通行できる状態であれば、状況を見ながら対応していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

(厚生文教委員長 牧下恭之君登壇)

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

はじめに、議第82号令和6年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第10款災害復旧費に、文教施設災害復旧費、その他公共施設・公用

施設災害復旧費を計上している。

なお、財源としては、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第83号財産の取得に係る追認について申し上げます。

本案は、小学校の教職員が授業で使用する教科書及び指導書等を、3,165万8,564円で取得するに当たり、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議決が必要であったが、議会の議決を経ずに財産を取得したため、今回追認いただきたく提案するものである。

今後は、議会の議決が必要な事項について、改めて全庁的に注意を促すとともに、事務手続のチェック体制を強化し、再発防止に努めるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年9月19日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第82号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第7号）中付託分	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和6年9月19日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第82号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第7号）中付託分	原案可決	全員賛成

議第83号	財産の取得に係る追認について	原案可決	全員賛成
-------	----------------	------	------

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第82号及び議第83号について、討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第82号令和6年度水俣市一般会計補正予算第7号及び議第83号財産の取得に係る追認について、本2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第17 議第84号 教育委員会委員の任命について

○議長（岩村龍男君） 日程第17、議第84号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第84号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会の堀浄信委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、後任に森下知恵子氏を任命したく、御提案申し上げる次第であります。

森下知恵子氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第84号につきまして、提案理由を御説明申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（岩村龍男君） これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第84号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

日程第18 議員派遣について

○議長（岩村龍男君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

////////////////////////////////////

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 第286回熊本県市議会議長会出席

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図るため

派遣場所 菊池市

派遣期間 令和6年10月7日（月）～8日（火） 2日間

派遣議員 田口憲雄議員、小路貴紀議員

経 費 既決予算の中から支出

2 肥薩四市議会議員研修会

派遣目的 今後の議会活動に資するため
派遣場所 阿久根市
派遣期間 令和6年10月24日（木） 1日間
派遣議員 15人以内
経 費 既決予算の中から支出

—————

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

—————

○議長（岩村龍男君） 次に、本日、市長から8月29日に提出された議第74号令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について、議案の訂正の申出がありましたので、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正についてを急施事件と認め日程に追加し、議題とすることに決定しました。

—————

議案の訂正について（議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について）（日程追加）

○議長（岩村龍男君） 議案の訂正についてを議題とします。

—————

議案の訂正について

令和6年8月29日提出した議案のうち、「議第74号 令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について」を次の理由により、別紙訂正表のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第19条第1項の規定により提出します。

理由 決算書の決算報告書において、看護学生奨学金貸付金返還免除分を固定資産から差し引きすべきところを資本的支出から差し引きしたことによる

令和6年9月19日

水俣市長 高岡利治

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

(別紙)

「議第74号令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について」の訂正表
令和5年度水俣市病院事業決算書(以下「決算書」という。)

訂正前	訂正後																																
決算書3頁 (2) 資本的收入及び支出 イ中一部抜粋 資本的收入額が資本的支出額に不足する額578,748,363円 過年度分損益勘定留保資金63,337,637円	決算書3頁 (2) 資本的收入及び支出 イ中一部抜粋 資本的收入額が資本的支出額に不足する額621,228,363円 過年度分損益勘定留保資金105,817,637円																																
決算書4頁 (2) 資本的收入及び支出 イ表中一部抜粋 (単位 円) <table><tr><th></th><th>決 算 額</th></tr><tr><td>第1款 総合医療センター資本的支出</td><td>1,214,198,363</td></tr><tr><td>第3項 投資</td><td>63,662,000</td></tr><tr><td>資本的支出合計</td><td>1,214,198,363</td></tr></table> (単位 円) <table><tr><th></th><th>不 用 額</th></tr><tr><td>第1款 総合医療センター資本的支出</td><td>79,391,637</td></tr><tr><td>第3項 投資</td><td>43,466,000</td></tr><tr><td>資本的支出合計</td><td>79,391,637</td></tr></table>		決 算 額	第1款 総合医療センター資本的支出	1,214,198,363	第3項 投資	63,662,000	資本的支出合計	1,214,198,363		不 用 額	第1款 総合医療センター資本的支出	79,391,637	第3項 投資	43,466,000	資本的支出合計	79,391,637	決算書4頁 (2) 資本的收入及び支出 イ表中一部抜粋 (単位 円) <table><tr><th></th><th>決 算 額</th></tr><tr><td>第1款 総合医療センター資本的支出</td><td>1,256,678,363</td></tr><tr><td>第3項 投資</td><td>106,142,000</td></tr><tr><td>資本的支出合計</td><td>1,256,678,363</td></tr></table> (単位 円) <table><tr><th></th><th>不 用 額</th></tr><tr><td>第1款 総合医療センター資本的支出</td><td>36,911,637</td></tr><tr><td>第3項 投資</td><td>986,000</td></tr><tr><td>資本的支出合計</td><td>36,911,637</td></tr></table>		決 算 額	第1款 総合医療センター資本的支出	1,256,678,363	第3項 投資	106,142,000	資本的支出合計	1,256,678,363		不 用 額	第1款 総合医療センター資本的支出	36,911,637	第3項 投資	986,000	資本的支出合計	36,911,637
	決 算 額																																
第1款 総合医療センター資本的支出	1,214,198,363																																
第3項 投資	63,662,000																																
資本的支出合計	1,214,198,363																																
	不 用 額																																
第1款 総合医療センター資本的支出	79,391,637																																
第3項 投資	43,466,000																																
資本的支出合計	79,391,637																																
	決 算 額																																
第1款 総合医療センター資本的支出	1,256,678,363																																
第3項 投資	106,142,000																																
資本的支出合計	1,256,678,363																																
	不 用 額																																
第1款 総合医療センター資本的支出	36,911,637																																
第3項 投資	986,000																																
資本的支出合計	36,911,637																																

〇議長(岩村龍男君) 訂正理由の説明を求めます。

竹下総合医療センター事務部総務課長。

(総合医療センター事務部総務課長 竹下昭博君登壇)

〇総合医療センター事務部総務課長(竹下昭博君) 誠に申し訳ございませんが、さきに提案いたしました議第74号令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についての中で、訂正すべき箇所がありましたので、訂正表のとおり訂正していただきますようお願いいたします。

訂正の理由といたしましては、決算書の決算報告書において、看護学生奨学金貸付金返還免除分を固定資産で差引きすべきところを、資本的支出で差引きしたことによるものでございます。

訂正の内容につきましては、訂正表を御参照いただきますようお願いいたします。

なお、今後このようなことがないように十分注意いたしますので、御承認いただきますよう、

よろしくお願いいたします。

また、本訂正に伴い、監査委員の意見書に一部訂正が生じますことを申し添えます。

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正については、これを承認することに決定しました。

○議長（岩村龍男君） 以上で、本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和6年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午後1時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 村 龍 男

署名議員 木 戸 理 江

署名議員 藤 本 壽 子

令和6年9月第3回水俣市議会定例会（8月29日～9月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和6年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	8月29日	総務産業	8月29日 承認	
議第61号	水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第62号	水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第63号	水俣市道路占用料徴収条例の制定について	8月29日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第64号	水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第65号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第66号	水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第67号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第68号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	8月29日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第69号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	8月29日	各 委	8月29日 原案可決	
議第70号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	8月29日	各 委	9月19日 原案可決	
議第71号	令和6年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8月29日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第72号	令和5年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	総務産業	9月19日 継続審査	
議第73号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	8月29日	総務産業	9月19日 継続審査	
議第74号	令和5年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第75号	工事請負契約の締結について	8月29日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第76号	財産の取得について	8月29日	総務産業	9月19日 原案可決	

議第77号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	8月29日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第78号	令和5年度水俣市一般会計決算認定について	9月12日	一般会計 決算特別	9月19日 継続審査	
議第79号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第80号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第81号	令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第82号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	9月19日	各 委	9月19日 原案可決	
議第83号	財産の取得に係る追認について	9月19日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第84号	教育委員会委員の任命について	9月19日	省 略	9月19日 同 意	

〔報告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第8号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	8月29日
報告第9号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月12日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月19日	総務産業	9月19日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月19日	厚生文教	9月19日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月19日	議会運営	9月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

**令和6年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(提出議案)**

令和 6 年 9 月第 3 回定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	提出年月日	ページ
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第 8 号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）	令和 6 年 8 月 29 日	1 ～ 5
議第61号	水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	6
議第62号	水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	7
議第63号	水俣市道路占用料徴収条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	8～17
議第64号	水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	18～19
議第65号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	20
議第66号	水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	21
議第67号	水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	22
議第68号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	令和 6 年 8 月 29 日	23
議第69号	令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）	令和 6 年 8 月 29 日	24～26
議第70号	令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）	令和 6 年 8 月 29 日	27～33
議第71号	令和 6 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	令和 6 年 8 月 29 日	34～36
議第72号	令和 5 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	令和 6 年 8 月 29 日	37～44
議第73号	令和 5 年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	令和 6 年 8 月 29 日	45～50
議第74号	令和 5 年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	令和 6 年 8 月 29 日	51～57
議第75号	工事請負契約の締結について	令和 6 年 8 月 29 日	58
議第76号	財産の取得について	令和 6 年 8 月 29 日	59
議第77号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	令和 6 年 8 月 29 日	60
議第78号	令和 5 年度水俣市一般会計決算認定について	令和 6 年 9 月 12 日	61～76

議第79号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	令和6年9月12日	77～84
議第80号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	令和6年9月12日	85～90
議第81号	令和5年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	令和6年9月12日	91～98
議第82号	令和6年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	令和6年9月19日	99～102
議第83号	財産の取得に係る追認について	令和6年9月19日	103
議第84号	教育委員会委員の任命について	令和6年9月19日	104

議第 6 0 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

専第 8 号 令和 6 年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

専 第 8 号

専 決 処 分 書

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和6年7月12日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

7月の大雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度水俣市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,371千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,919,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第4号)

歳 入		(単位：千円)			
歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
12	分担金及び負担金		69,243	6,495	75,738
		1 分担金	15,690	6,495	22,185
14	国庫支出金		2,824,743	59,363	2,884,106
		1 国庫負担金	1,779,304	59,363	1,838,667
15	県支出金		1,508,475	6,370	1,514,845
		2 県補助金	653,001	6,370	659,371
19	繰越金		15,890	4,293	20,183
		1 繰越金	15,890	4,293	20,183
20	諸収入		250,141	16,950	267,091
		4 雑入	238,134	16,950	255,084
21	市債		1,226,700	62,900	1,289,600
		1 市債	1,226,700	62,900	1,289,600
補正されなかった款に係る額			10,867,764		10,867,764
歳 入 合 計			16,762,956	156,371	16,919,327

歳 出		(単位：千円)			
歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
7	土木費		1,759,855	16,950	1,776,805
		6 住宅費	276,764	16,950	293,714
10	災害復旧費		57	139,421	139,478
		1 農林水産施設災害復旧費	1	24,981	24,982
		2 公共土木施設災害復旧費	56	114,440	114,496
補正されなかった款に係る額			15,003,044		15,003,044
歳 出 合 計			16,762,956	156,371	16,919,327

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 62,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができ。
計	62,900			

議第61号

水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市健康づくり条例の一部を改正する条例

水俣市健康づくり条例（平成31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第17条」を「第18条」に改める。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（健診及び検診月間）

第15条 市は、健康づくりについて市民の理解と関心を深めるため、10月を「健診及び検診月間」と定め、健康診断等の勧奨とともに、関係機関と協力しながら健康づくりに向け啓発に努めなければならない。

附則第3項中「第17条」を「第18条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

健康増進法に基づく、水俣市健康増進計画の改定に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第62号

水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例

水俣市予防接種健康被害調査委員会の設置に関する条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1） 熊本県水俣保健所長

第3条第2項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 熊本県が推薦する専門医師

第4条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項第3号の熊本県が推薦する専門医師は、健康被害事例に関する調査を開始する前に委嘱し、当該調査が終了したとき解嘱するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

予防接種法に基づく予防接種により生じた健康被害について、医学的見地から調査又は審議し、適正な処理を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第63号

水俣市道路占用料徴収条例の制定について

水俣市道路占用料徴収条例を次のように制定することとする。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市道路占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法並びに手数料及び延滞金について必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表第1 占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第1 占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円、100円を超える場合にあっては1円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円、100円を超える場合にあっては1円未満の端数を切り捨てた額）の合計額とする。

3 市長は、別表第2に掲げる占用物件について、前2項の規定にかかわらず、占用料を徴収しないことができる。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は協議が成立した日から1月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、納期限を変更して徴収することができる。

3 前2項の占用料ですでに徴収したものは、返還しない。ただし、市長が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、すでに徴収した占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取り消しの日までの期間について算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は返還する。

(督促手数料及び延滞金)

第4条 法第73条第1項の規定により督促状によって納付すべき期限を指定して督促したときは、法第73条第2項の規定により手数料及び延滞金を徴収する。

2 法第73条第2項の規定による手数料及び延滞金の額については、水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成8年条例第9号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2項及び附則第8項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。

(道路予定地の占用料等)

第5条 前4条の規定は、法第91条第2項に規定する道路予定地について準用する。

(過料)

第6条 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対し、当該徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(水俣市道路占用条例の廃止)

第2条 水俣市道路占用条例（平成8年条例第41号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 制定後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

第4条 当分の間、第4条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算し

た割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（延滞金の割合の特例に関する経過措置）

第5条 前項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（水俣市行政財産使用料条例の一部改正）

第6条 水俣市行政財産使用料条例（平成7年条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

電柱類（電柱、公衆電話所その他これらに類するもの）を設置する場合は、 水俣市道路占用条例（平成8年条例第41号）別表により算定した額とする。

を

」

「

電柱類（電柱、公衆電話所その他これらに類するもの）を設置する場合は、 水俣市道路占用料徴収条例（令和6年条例第 号）別表により算定した額とする。

に

」

改める。

（水俣市都市公園条例の一部改正）

第7条 水俣市都市公園条例（平成5年条例第21号）の一部を次のように改正する。
別表第2中

「

電柱及びその支柱、支線、鉄塔、地下埋設物その他これらに類するもの	水俣市道路占用条例（平成8年条例第41号）の規定を準用する。
----------------------------------	--------------------------------

を

」

「

電柱及びその支柱、支線、鉄塔、地下埋設物その他これらに類するもの	水俣市道路占用料徴収条例（令和6年条例第 号）の規定を準用する。
----------------------------------	----------------------------------

に

」

改める。

（水俣市下水道条例の一部改正）

第8条 水俣市下水道条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「水俣市道路占用条例（平成8年条例第41号）」を「水俣市道路占用料徴収条例（令和6年条例第 号）」に改める。

別表第1（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
	第1種電柱	1本につき1年	600

法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第2種電柱				9 2 0
	第3種電柱				1, 2 0 0
	第1種電話柱				5 4 0
	第2種電話柱				8 6 0
	第3種電話柱				1, 2 0 0
	その他の柱類及び支線				5 4
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルに つき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類				3
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	5 3 0
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メ ートルにつき1年	3 2 0
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所			1個につき1年	1, 1 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱				4 5 0
	広告塔			表示面積1平方メ ートルにつき1年	5 5 0
	その他のもの			占用面積1平方メ ートルにつき1年	1, 1 0 0
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.2メートル未満のもの			長さ1メートルに つき1年	6 4
	外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの				1 3 0
	外径が0.4メートル以上1メ ートル未満のもの				3 2 0
	外径が1メートル以上のもの				6 4 0
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第2条第 2項第5号 に規定する 自動運行装 置による検 知の対象と して設置す	地下に設 けるもの	長さ1メートルに つき1年	3
			その他の もの		1 1

		る導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	860
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	540
			地下に設けるもの		320
	その他のもの				1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		270		
	地下に設ける通路		160		
	その他のもの		1,100		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	55		
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	55
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	550
	標識		1本につき1年		860

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	5
		その他のもの	1本につき1月	55
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	5
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	550
		その他のもの		270
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	55
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
備考			
1 金額の単位は、円とする。			
2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。			

- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の固定資産税評価額を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル又は1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル又は1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるときはその期間を1月として計算し、その占用の期間に1月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。

別表第2（第2条関係）

占用料を徴収しない占用物件
(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第11号に掲げる応急仮設建築物
(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

(4)	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を営業者の保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合
(5)	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
(6)	街灯（アーチ型のものを除く。）
(7)	農道、林道その他の公共通路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
(8)	国又は地方公共団体が設ける工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料
(9)	公共団体又は公共的団体が設ける消防施設又は防災倉庫
(10)	公共的団体が設置する有線放送電話柱
(11)	公共的団体又は電気事業者（小売電気事業者及び特定卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
(12)	公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線
(13)	地域振興のため商店会又は自治会等の団体が祭日、縁日等に臨時に設置するもの
(14)	地域の犯罪抑止のため自治会等が設置する防犯カメラ及び当該防犯カメラに必要と認められるもの
(15)	道路管理者が道路の附属物（街灯又は道路標識等）を無償で添加している電柱又は電話柱
(16)	電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線（「道路管理システムの導入に伴う占用許可事務の取扱いについて」（平成3年3月29日付け建設省道政発第31号）の記5（1）に掲げるもの）
(17)	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線
(18)	テレビジョン放送の受信障害を解消するため必要と認められるもの
(19)	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
(20)	簡易水道又は飲料水供給施設等が設ける給排水管
(21)	浄化槽排水、生活雑排水及び雨水排水のための排水管
(22)	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
(23)	水路に蓋掛け又は橋を架設した通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの
(24)	カーブミラー
(25)	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
(26)	掲示物、イベント等で公益性のあるもののために設置されるもの

(2 7) 前各号に定めるもののほか、公益上その他特に必要があると市長が認めるもの

(提案理由)

道路占用料の額及び徴収等について、国及び他地方自治体の動向に合わせて適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第64号

水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

水俣市法定外公共物管理条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「当該法定外公共物の」の次に「保全及び」を加える。

第4条の見出しを「（行為等の許可）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理及び利用の上で必要があるときは、その許可について条件を付することができる。

第5条を削る。

第6条第1項中「第4条の許可」を「前条第1項第1号の許可（以下「占用許可」という。）」に改め、同項ただし書中「土地の」を削り、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条中「許可を受けた者」を「第4条第1項の規定により許可を受けた者（以下「行為者」という。）」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「許可を受けた者」を「行為者」に、「許可期間」を「許可の期間」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「許可を受けた者」を「行為者」に、「満了した」を「満了した期間を更新しない」に、「その場所を原状に回復し、その旨を市長に届け出て」を「その旨を市長に届け出るとともに、当該法定外公共物を現状に回復し、」に改め、同条ただし書中「原状回復」の次に「及び検査」を加え、「認めた」を「認める」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出しを「（占用料の額及び徴収方法）」に改め、同条第1項中「法定外公共物の占用を許可したときは、その許可を受けた者」を「占用許可を受けた者」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 占用料の額及び徴収方法、手数料及び延滞金については、水俣市道路占用料徴収条例（令和6年条例第 号。以下「道路占用料徴収条例」という。）第2条第1項及び第2項、第3条及び第4条の規定を準用する。なお、道路占用料徴収条例に経過措置及び特例措置がある場合は、これも準用する。

第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（占用料の減免）

第10条 占用料の減免については、道路占用料徴収条例第2条第3項の規定を準用する。

第11条から第14条までを削る。

第15条第1項中「許可を受けた者」を「行為者」に改め、同条第2項中「許可を受けた者」を「行為者」に改め、同項第1号中「国又は地方公共団体等が」を削り、「施行」を「施工」に改め、同項第2号中「前項」を「前2項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法定外公共物の管理上著しい支障が生じたとき。

第15条を第11条とする。

第16条第1項第2号中「同条各号に掲げる」を削り、同項第3号中「第5条」を「第4条第2項」に改め、同項第4号中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第12条とし、第17条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水俣市道路占用料徴収条例の制定に併せて、その関係条例である水俣市法定外公共物管理条例の一部を改正し、適正化を図るため、本案のとおり制定しようとするものである。

議第 6 5 号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成 9 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

牧ノ内団地	平成 27 年度～令和元年度	水俣市牧ノ内 95 番 1 水俣市牧ノ内 69 番 1 水俣市牧ノ内 69 番 3	低層耐火 2 階	55
-------	-------------------	---	----------	----

を

」

「

牧ノ内団地	平成 27 年度～令和 6 年度	水俣市牧ノ内 95 番 1 水俣市牧ノ内 69 番 1 水俣市牧ノ内 69 番 3	低層耐火 2 階	65
-------	---------------------	---	----------	----

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

牧ノ内団地 6 号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第66号

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置
の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置
の基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準
に関する条例（平成24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本案のよう
に制定しようとするものである。

議第67号

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
水俣市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第6項中「当該個人番号カード」の次に「（利用者証明用電子証明書が有効であるものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を加え、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

コンビニでの印鑑登録証明書交付を開始するにあたり、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書での取得を可能とするため、本案のように制定しようとするものである。

議第68号

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

令和 6 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度水俣市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,959,686千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第5号)

歳 入		(単位：千円)			
款	項	既 定 額	補 正 額	計	
14 国庫支出金		2, 884, 106	40, 359	2, 924, 465	
	2 国庫補助金	1, 038, 257	40, 359	1, 078, 616	
補正されなかった款に係る額		14, 035, 221		14, 035, 221	
歳 入 合 計		16, 919, 327	40, 359	16, 959, 686	

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,738,783	40,359	5,779,142
	1 社会福祉費	3,221,475	40,359	3,261,834
補正されなかった款に係る額		11,180,544		11,180,544
歳 出 合 計		16,919,327	40,359	16,959,686

令和6年度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,082,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第6号)

(単位: 千円)

歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
12	分担金及び負担金		75,738	△13	75,725
14	国庫支出金	1 分担金	22,185	△13	22,172
			2,924,465	3,677	2,928,142
15	県支出金	2 国庫補助金	1,078,616	3,677	1,082,293
			1,514,845	54,421	1,569,266
18	繰入金	2 県補助金	659,371	54,421	713,792
			566,111	21,489	587,600
		1 基金繰入金	566,111	20,331	586,442
		2 特別会計繰入金	0	1,158	1,158
19	繰越金		20,183	10,845	31,028
		1 繰越金	20,183	10,845	31,028
20	諸収入		267,091	632	267,723
		4 雑入	255,084	632	255,716
21	市債		1,289,600	32,100	1,321,700
		1 市債	1,289,600	32,100	1,321,700
	補正されなかった款に係る額		10,301,653		10,301,653
	歳 入 合 計		16,959,686	123,151	17,082,837

(単位：千円)

歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
2	総務費		2,161,271	20,420	2,181,691
	1	総務管理費	1,844,664	20,331	1,864,995
	2	徴税費	202,413	89	202,502
3	民生費		5,779,142	68,704	5,847,846
	1	社会福祉費	3,261,834	64,718	3,326,552
	2	児童福祉費	1,994,202	3,172	1,997,374
	3	生活保護費	523,106	814	523,920
6	商工費		382,368	△255	382,113
	1	商工費	382,368	△255	382,113
7	土木費		1,776,805	2,000	1,778,805
	2	道路橋りょう費	957,167	900	958,067
	3	河川費	14,033	600	14,633
	4	港湾費	3,102	500	3,602
8	消防費		602,291	1,691	603,982
	1	消防費	602,291	1,691	603,982
9	教育費		1,283,067	30,591	1,313,658
	1	教育総務費	285,066	0	285,066
	4	社会教育費	258,166	17,000	275,166
	5	保健体育費	457,372	13,591	470,963
	補正されなかった款に係る額		4,974,742		4,974,742
	歳 出	合 計	16,959,686	123,151	17,082,837

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
9 教育費	4 社会教育費	図書館管理運営費	千円 64,024

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限	度	額
文化会館管理委託料 (教育課)		自	令和6年度			千円
		至	令和9年度		74,319	

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
公共事業等（河川事業）	千円				千円	
	2,100				1,200	
地方道路等整備事業	1,800				3,200	
	12,700				14,200	
緊急自然災害防止対策事業	987,100				1,017,200	
過疎対策事業	285,900				285,900	
補正されなかった事業に係る額						
計	1,289,600				1,321,700	

令和6年度

水俣市介護保険特別会計補正予算書

令和6年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,768,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

歳 入		(単位：千円)			
歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
8	繰越金		1	75,915	75,916
		1 繰越金	1	75,915	75,916
	補正されなかった款に係る額		3,692,784		3,692,784
	歳 入 合 計		3,692,785	75,915	3,768,700

歳 出		(単位：千円)			
歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
6	諸支出金		486	75,915	76,401
		1 償還金及び還付加算金	485	74,757	75,242
		2 繰出金	1	1,158	1,159
	補正されなかった款に係る額		3,692,299		3,692,299
	歳 出 合 計		3,692,785	75,915	3,768,700

議第 7 2 号

令和 5 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和 5 年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号） 第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

令和5年度 水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計
第1款 水道事業収益	447,983,000	660,000	0	448,643,000
第1項 営業収益	393,959,000	0	0	393,959,000
第2項 営業外収益	54,022,000	660,000	0	54,682,000
第3項 特別利益	2,000	0	0	2,000

支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出 額	小 計
第1款 水道事業費	386,622,000	9,092,000	0	0	0	395,714,000
第1項 営業費用	371,680,000	1,324,000	0	0	0	373,004,000
第2項 営業外費用	13,841,000	7,768,000	0	0	0	21,609,000
第3項 特別損失	101,000	0	0	0	0	101,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
445,338,032	△3,304,968	
388,016,178	△5,942,822	うち仮受消費税及び地方消費税 35,174,090円
57,321,854	2,639,854	うち仮受消費税及び地方消費税 62,683円
0	△2,000	

(単位：円)

地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	合 計	決 算 額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	不 用 額	備 考
0	395,714,000	361,663,630	0	34,050,370	
0	373,004,000	350,928,537	0	22,075,463	うち仮払消費税及び地方消費税 7,054,180円
0	21,609,000	10,723,793	0	10,885,207	消費税及び地方消費税 8,604,600円
0	101,000	11,300	0	89,700	
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に 係る財源充当額
第1款 資本的収入	22,270,000	22,058,000	44,328,000	0
第1項 繰入金	21,092,000	0	21,092,000	0
第2項 負担金	1,177,000	2,343,000	3,520,000	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第4項 補助金	0	16,215,000	16,215,000	0
第5項 出資金	0	3,500,000	3,500,000	0

支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額
第1款 資本的支出	391,819,000	△29,921,000	0	0	361,898,000	64,724,000
第1項 建設改良費	341,690,000	△129,921,000	0	0	211,769,000	64,724,000
第2項 企業債償還金	49,129,000	0	0	0	49,129,000	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0
第4項 投資	0	100,000,000	0	0	100,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額361,925,840円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的
損益勘定留保資金147,894,427円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	44,328,000	33,023,775	△11,304,225	
0	21,092,000	21,092,306	306	
0	3,520,000	1,105,469	△2,414,531	
0	1,000	0	△1,000	
0	16,215,000	8,626,000	△7,589,000	
0	3,500,000	2,200,000	△1,300,000	

(単位：円)

継続費通次 繰 越 額	合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
			地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通次 繰 越 額	合 計		
0	426,622,000	394,949,615	26,328,281	0	26,328,281	5,344,104	
0	276,493,000	245,821,745	26,328,281	0	26,328,281	4,342,974	うち仮払消費税及 び地方消費税 21,829,687円
0	49,129,000	49,127,870	0	0	0	1,130	
0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
0	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	

収支調整額19,566,416円、当年度分損益勘定留保資金124,464,997円、建設改良積立金70,000,000円、過年度分

令和5年度 水俣市水道事業剰余金計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰 余 金							資本合計	一般会計 納付金		
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		工事負担金	受贈財産 評価額	補助金	繰入金	資本剰余金 合計	減債 積立金	建設改良 積立金			未処分利益 剰余金	利益剰余金 合 計
前年度末残高	3,065,355,929	0	423,360	8,323,000	0	8,746,360	0	488,381,821	77,672,931	566,054,752	3,640,157,041	／
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	77,251,731	△421,200	△421,200	421,200
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	77,251,731	△421,200	△421,200	421,200
	減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	77,251,731	△77,251,731	0	0
	一般会計への納付金の納付	0	0	0	0	0	0	0	0	△421,200	△421,200	421,200
資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	3,065,355,929	0	423,360	8,323,000	0	8,746,360	0	565,633,552	(繰越利益剰余金) 0	565,633,552	3,639,735,841	／
当年度変動額	2,200,000	0	0	0	0	0	0	0	△70,000,000	64,089,597	66,289,597	／
自己資本金への繰入れ	2,200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200,000	／
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	／
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	／
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	△70,000,000	70,000,000	0	0	／
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	／
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	／
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	64,089,597	64,089,597	64,089,597	／
当年度末残高	3,067,555,929	0	423,360	8,323,000	0	8,746,360	0	495,633,552	(当年度未処分利益剰余金) 134,089,597	629,723,149	3,706,025,438	／

令和5年度 水俣市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,067,555,929	8,746,360	134,089,597
議会の議決による処分数額	70,000,000	0	△134,089,597
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△63,653,811
一般会計への納付金の納付	0	0	△435,786
資本金への組入れ	70,000,000	0	△70,000,000
処分後残高	3,137,555,929	8,746,360	（繰越利益剰余金） 0

議第 7 3 号

令和 5 年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

令和 5 年度水俣市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付することとする。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

令和5年度 水俣市公共下水道事業決算報告書

(1) 収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源充 当額	合 計
第1款 公共下水道事業収益	867,587,000	7,726,000	0	875,313,000
第1項 営業収益	439,795,000	△8,438,000	0	431,357,000
第2項 営業外収益	427,791,000	16,164,000	0	443,955,000
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000

支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出 額	小 計
第1款 公共下水道事業費	867,587,000	7,726,000	0	0	0	875,313,000
第1項 営業費用	831,349,000	9,777,000	0	0	0	841,126,000
第2項 営業外費用	35,138,000	△2,051,000	0	0	0	33,087,000
第3項 特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

営業外費用中支払利息26,366,554円の財源に充てるため、企業債1,600,000円を借り入れた。

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
886,409,625	11,096,625	
432,423,316	1,066,316	うち仮受消費税及び地方消費税 22,940,715円
453,981,899	10,026,899	うち仮受消費税及び地方消費税 1,269円 消費税及び地方消費税還付額 8,872,058円
4,410	3,410	うち仮受消費税及び地方消費税 401円

(単位：円)

地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	合 計	決 算 額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越 額	不 用 額	備 考
0	875,313,000	863,101,792	0	12,211,208	
0	841,126,000	836,735,238	0	4,390,762	うち仮払消費税及び地方消費税 16,652,518円
0	33,087,000	26,366,554	0	6,720,446	
0	100,000	0	0	100,000	
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	261,528,000	△39,748,000	221,780,000	265,300,000
第1項 企業債	64,700,000	△20,000,000	44,700,000	123,300,000
第2項 出資金	106,000,000	△1,874,000	104,126,000	0
第3項 負担金	201,000	0	201,000	0
第4項 補助金	90,627,000	△17,874,000	72,753,000	142,000,000

支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額
第1款 資本的支出	554,119,000	△40,759,000	0	0	513,360,000	285,957,000
第1項 建設改良費	164,092,000	△40,759,000	0	0	123,333,000	285,957,000
第2項 企業債償還金	389,027,000	0	0	0	389,027,000	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額297,604,431円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的
円で補てんした。

(単位：円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	487,080,000	439,418,900	△47,661,100	
0	168,000,000	149,400,000	△18,600,000	
0	104,126,000	104,126,000	0	
0	201,000	749,900	548,900	
0	214,753,000	185,143,000	△29,610,000	

(単位：円)

継続費通次 繰 越 額	合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
			地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費通次 繰 越 額	合 計		
0	799,317,000	737,023,331	59,220,000	0	59,220,000	3,073,669	
0	409,290,000	347,997,335	59,220,000	0	59,220,000	2,072,665	うち仮払消費税及 び地方消費税 31,227,211円
0	389,027,000	389,025,996	0	0	0	1,004	
0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

収支調整額15,336,829円、過年度分損益勘定留保資金29,732,987円及び当年度分損益勘定留保資金252,534,615

令和５年度 水俣市公共下水道事業剰余金計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰 余 金							資本合計	
		資 本		利 益 剰 余 金						
		工事負担金	受贈財産 評価額	補助金	資本剰余金 合 計	減債 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金		利益剰余金 合 計
前年度末残高	3, 401, 302, 291	0	0	298, 217, 195	298, 217, 195	0	0	2, 085, 492	2, 085, 492	3, 701, 604, 978
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	3, 401, 302, 291	0	0	298, 217, 195	298, 217, 195	0	0	2, 085, 492	2, 085, 492	3, 701, 604, 978
当年度変動額	104, 126, 000	0	0	0	0	0	0	7, 971, 004	7, 971, 004	112, 097, 004
自己資本金への繰入れ	104, 126, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	104, 126, 000
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	7, 971, 004	7, 971, 004	7, 971, 004
当年度末残高	3, 505, 428, 291	0	0	298, 217, 195	298, 217, 195	0	0	10, 056, 496 (当年度末処分利益剰余金)	10, 056, 496	3, 813, 701, 982

議第 7 4 号

令和 5 年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

令和 5 年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

1 決算報告書

令和 5 年度 水 俣 市 病 院

(1) 収益の収入及び支出

ア 収入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,945,227,000	53,731,000	0
第1項 医 業 収 益	7,534,588,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	404,306,000	53,731,000	0
第3項 特 別 利 益	6,333,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	7,594,000	0	0
第1項 医 業 収 益	3,482,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	4,109,000	0	0
第3項 訪問看護事業収益	1,000	0	0
第4項 特 別 利 益	2,000	0	0
収益的収入合計	7,952,821,000	53,731,000	0

イ 支出

区 分	予 算 額					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第 3項の規定 による支出額	
第1款 総合医療センター事業費	7,896,771,000	44,092,000	0	0	0	7,940,863,000
第1項 医 業 費 用	7,770,430,000	0	0	0	0	7,770,430,000
第2項 医 業 外 費 用	44,548,000	0	0	0	0	44,548,000
第3項 特 別 損 失	79,793,000	44,092,000	0	0	0	123,885,000
第4項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 久木野診療所事業費	13,727,000	0	0	0	0	13,727,000
第1項 医 業 費 用	13,510,000	0	0	0	0	13,510,000
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	4,000	0	0	0	0	4,000
第4項 特 別 損 失	10,000	0	0	0	0	10,000
第5項 予 備 費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	7,910,498,000	44,092,000	0	0	0	7,954,590,000

事業決算報告書

(単位 円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
7,998,958,000	6,914,194,193	△ 1,084,763,807	
7,534,588,000	6,303,333,068	△ 1,231,254,932	内仮受消費税及び地方消費税 25,299,258
458,037,000	597,368,277	139,331,277	〃 6,293,414 (リバースチャージにかかる仮受消費税175,622円を除く)
6,333,000	13,492,848	7,159,848	〃 47,409
7,594,000	13,696,442	6,102,442	
3,482,000	3,861,535	379,535	内仮受消費税及び地方消費税 4,872
4,109,000	9,833,000	5,724,000	〃 0
1,000	0	△ 1,000	〃 0
2,000	1,907	△ 93	〃 0
8,006,552,000	6,927,890,635	△ 1,078,661,365	内仮受消費税及び地方消費税 31,644,953 (リバースチャージにかかる仮受消費税175,622円を除く)

(単位 円)

地方公営企 業法第26 条第2項の 規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企 業法第26 条第2項の 規定による 繰越額	不 用 額	備 考
0	7,940,863,000	7,390,419,974	0	550,443,026	
0	7,770,430,000	7,227,778,099	0	542,651,901	内仮払消費税及び地方消費税 219,917,483
0	44,548,000	39,744,745	0	4,803,255	〃 99,413 納付消費税等 17,693,000
0	123,885,000	122,897,130	0	987,870	〃 352,596
0	2,000,000	0	0	2,000,000	
0	13,727,000	11,018,753	0	2,708,247	
0	13,510,000	11,018,333	0	2,491,667	内仮払消費税及び地方消費税 431,875
0	3,000	0	0	3,000	〃 0
0	4,000	0	0	4,000	〃 0
0	10,000	420	0	9,580	〃 0
0	200,000	0	0	200,000	
0	7,954,590,000	7,401,438,727	0	553,151,273	内仮払消費税及び地方消費税 220,801,367

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	592,714,000	0	592,714,000	88,000,000
第1項 企業債	589,960,000	0	589,960,000	88,000,000
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰入金	2,750,000	0	2,750,000	0
資本的収入合計	592,714,000	0	592,714,000	88,000,000

イ 支出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費充当額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 費 次 繰 越 額
第1款 総合医療センター資本的支出	1,197,983,000	7,607,000	0	1,205,590,000	88,000,000	0
第1項 建設改良費	603,685,000	0	0	603,685,000	88,000,000	0
第2項 企業債償還金	486,170,000	0	0	486,170,000	0	0
第3項 投資	107,128,000	0	0	107,128,000	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第5項 補助金返還金	0	7,607,000	0	7,607,000	0	0
資本的支出合計	1,197,983,000	7,607,000	0	1,205,590,000	88,000,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額621,228,363円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,279,270円、減債積立金455,131,456円、過年度分損益勘定留保資金105,817,637円で補てんした。

(単位 円)

継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	680,714,000	635,450,000	△ 45,264,000	
0	677,960,000	632,700,000	△ 45,260,000	
0	1,000	0	△ 1,000	
0	2,000	0	△ 2,000	
0	1,000	0	△ 1,000	
0	2,750,000	2,750,000	0	
0	680,714,000	635,450,000	△ 45,264,000	

(単位 円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26 条の規定に よる繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
1,293,590,000	1,256,678,363	0	0	0	36,911,637	
691,685,000	664,367,582	0	0	0	27,317,418	内仮払消費税及び地方消費税 60,279,270
486,170,000	478,640,371	0	0	0	7,529,629	
107,128,000	106,142,000	0	0	0	986,000	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
7,607,000	7,528,410	0	0	0	78,590	
1,293,590,000	1,256,678,363	0	0	0	36,911,637	内仮払消費税及び地方消費税 60,279,270

(2) 剰余金計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	資本金	剰 余 金					
		資 本 剰 余 金					
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	寄附金	補助金	繰入金	その他資本 剰余金
	自己資本金						
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取り崩し	0	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0	0

(3) 剰余金処分計算書 (案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金		
当年度末残高	2,049,817,507	14,204,500	2,208,200,320
議会の議決による処分額	0	0	△ 449,844,000
減債積立金の積立て	0	0	△ 449,844,000
処分後残高	2,049,817,507	14,204,500	(繰越利益剰余金) 1,758,356,320

(単位:円)

利 益 剰 余 金						資本合計
資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
14,204,500	445,911,174	0	1,900,000,000	3,126,985,226	5,472,896,400	7,536,918,407
0	440,089,000	0	400,000,000	△ 840,089,000	0	0
0	440,089,000	0	400,000,000	△ 840,089,000	0	0
0	440,089,000	0	0	△ 440,089,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	400,000,000	△ 400,000,000	0	0
14,204,500	886,000,174	0	2,300,000,000	2,286,896,226	5,472,896,400	7,536,918,407
0	△ 455,131,456	0	0	△ 78,695,906	△ 533,827,362	△ 533,827,362
0	0	0	0	△ 533,827,362	△ 533,827,362	△ 533,827,362
0	△ 455,131,456	0	0	455,131,456	0	0
14,204,500	430,868,718	0	2,300,000,000	2,208,200,320	4,939,069,038	7,003,091,045

議第 75 号

工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その 8）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

水俣市長 高岡 利治

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その 8）工事 |
| 2 | 工 事 内 容 | コンクリート打設工事、基礎捨石設置工事、被覆石設置工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 水俣市浜松町地先 |
| 4 | 契 約 金 額 | 196,680,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 熊本県水俣市丸島町 1 丁目 1 番 18 号
坂田・古里特定建設工事共同企業体
代表者 坂田建設 株式会社
代表取締役 坂田 圭一 |

（提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その 8）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案のように提案するものである。

議第 76 号

財産の取得について

水俣市立小中学校校務用パソコン売買及び更新について、次のように財産を取得することとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

- 1 取得目的 4校の校務用パソコン・サーバーの更新及び設定並びに教育委員会の校務用パソコン2台の更新を行う。
- 2 取得する財産 校務用パソコン73台、サーバ4台
- 3 履行場所 水俣第二小学校・水東小学校・袋中学校・緑東中学校・教育委員会
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 取得金額 23,860,100円
- 6 契約の相手方 熊本県水俣市大迫447-7
アスクシステム 代表者 中村 慶治

(提案理由)

水俣市立小中学校校務用パソコン売買及び更新のため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

議第 77 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のとおり変更することとする。

令和 6 年 8 月 29 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のとおり提案するものである。

議第 78 号

令和 5 年度水俣市一般会計決算認定について

令和 5 年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 12 日提出

水俣市長 高岡利治

令和 5 年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 市税		3,007,397,000	3,557,982,008
	1 市民税	1,000,678,000	1,095,988,098
	2 固定資産税	1,770,821,000	2,214,947,858
	3 軽自動車税	89,393,000	92,724,400
	4 たばこ税	142,717,000	150,163,952
	5 入湯税	3,788,000	4,157,700
2 地方譲与税		143,200,000	148,324,666
	1 地方揮発油譲与税	27,000,000	26,627,000
	2 自動車重量譲与税	78,000,000	80,276,000
	3 森林環境譲与税	37,000,000	39,928,000
	4 特別とん譲与税	1,200,000	1,493,666
3 利子割交付金		200,000	494,000
	1 利子割交付金	200,000	494,000
4 配当割交付金		2,900,000	7,460,000
	1 配当割交付金	2,900,000	7,460,000
5 株式等譲渡所得割交付金		7,300,000	7,621,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,300,000	7,621,000
6 法人事業税交付金		33,000,000	47,919,000
	1 法人事業税交付金	33,000,000	47,919,000

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
3,413,385,286	79,098,820	65,497,902	△405,988,286
1,085,415,624	1,465,288	9,107,186	△84,737,624
2,083,879,560	77,359,632	53,708,666	△313,058,560
90,082,300	273,900	2,368,200	△689,300
150,163,952	0	0	△7,446,952
3,843,850	0	313,850	△55,850
148,324,666	0	0	△5,124,666
26,627,000	0	0	373,000
80,276,000	0	0	△2,276,000
39,928,000	0	0	△2,928,000
1,493,666	0	0	△293,666
494,000	0	0	△294,000
494,000	0	0	△294,000
7,460,000	0	0	△4,560,000
7,460,000	0	0	△4,560,000
7,621,000	0	0	△321,000
7,621,000	0	0	△321,000
47,919,000	0	0	△14,919,000
47,919,000	0	0	△14,919,000

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
7 地方消費税交付金		500,000,000	596,223,000
	1 地方消費税交付金	500,000,000	596,223,000
8 環境性能割交付金		8,300,000	11,562,000
	1 環境性能割交付金	8,300,000	11,562,000
9 地方特例交付金		8,500,000	12,194,000
	1 地方特例交付金	8,500,000	12,075,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	119,000
10 地方交付税		5,865,002,000	5,809,772,000
	1 地方交付税	5,865,002,000	5,809,772,000
11 交通安全対策特別交付金		2,565,000	1,919,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,565,000	1,919,000
12 分担金及び負担金		65,846,000	63,945,895
	1 分担金	12,042,000	10,920,207
	2 負担金	53,804,000	53,025,688
13 使用料及び手数料		185,034,000	187,441,620
	1 使用料	170,463,000	172,748,458
	2 手数料	14,571,000	14,693,162

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
596,223,000	0	0	△96,223,000
596,223,000	0	0	△96,223,000
11,562,000	0	0	△3,262,000
11,562,000	0	0	△3,262,000
12,194,000	0	0	△3,694,000
12,075,000	0	0	△3,575,000
119,000	0	0	△119,000
5,809,772,000	0	0	55,230,000
5,809,772,000	0	0	55,230,000
1,919,000	0	0	646,000
1,919,000	0	0	646,000
63,890,021	0	55,874	1,955,979
10,920,207	0	0	1,121,793
52,969,814	0	55,874	834,186
187,326,610	14,490	100,520	△2,292,610
172,633,548	14,490	100,420	△2,170,548
14,693,062	0	100	△122,062

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
14 国庫支出金		3,252,426,000	2,983,103,783
	1 国庫負担金	1,933,747,000	1,866,134,869
	2 国庫補助金	1,311,295,000	1,108,861,000
	3 委託金	7,384,000	8,107,914
15 県支出金		1,868,912,000	1,809,358,902
	1 県負担金	802,994,000	775,617,733
	2 県補助金	967,680,000	948,284,020
	3 委託金	98,238,000	85,457,149
16 財産収入		81,067,000	62,124,509
	1 財産運用収入	7,194,000	8,020,864
	2 財産売却収入	73,873,000	54,103,645
17 寄附金		208,609,000	196,751,344
	1 寄附金	208,609,000	196,751,344
18 繰入金		369,411,000	310,542,649
	1 基金繰入金	367,598,000	308,730,449
	2 特別会計繰入金	1,813,000	1,812,200
19 繰越金		286,463,604	431,335,784
	1 繰越金	286,463,604	431,335,784

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
2, 864, 534, 047	0	118, 569, 736	387, 891, 953
1, 866, 134, 869	0	0	67, 612, 131
990, 291, 264	0	118, 569, 736	321, 003, 736
8, 107, 914	0	0	△723, 914
1, 517, 652, 902	0	291, 706, 000	351, 259, 098
775, 617, 733	0	0	27, 376, 267
656, 578, 020	0	291, 706, 000	311, 101, 980
85, 457, 149	0	0	12, 780, 851
62, 124, 509	0	0	18, 942, 491
8, 020, 864	0	0	△826, 864
54, 103, 645	0	0	19, 769, 355
196, 751, 344	0	0	11, 857, 656
196, 751, 344	0	0	11, 857, 656
310, 542, 649	0	0	58, 868, 351
308, 730, 449	0	0	58, 867, 551
1, 812, 200	0	0	800
431, 335, 784	0	0	△144, 872, 180
431, 335, 784	0	0	△144, 872, 180

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
20 諸収入		239,444,000	479,320,625
	1 延滞金、加算金及び過料	2,778,000	823,992
	2 市預金利子	2,000	130
	3 受託事業収入	9,193,000	6,168,299
	4 雑入	227,471,000	472,328,204
21 市債		1,182,987,000	891,187,000
	1 市債	1,182,987,000	891,187,000
歳 入 合 計		17,318,563,604	17,616,582,785

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
258,374,001	0	220,946,624	△18,930,001
823,992	0	0	1,954,008
130	0	0	1,870
6,168,299	0	0	3,024,701
251,381,580	0	220,946,624	△23,910,580
891,187,000	0	0	291,800,000
891,187,000	0	0	291,800,000
16,840,592,819	79,113,310	696,876,656	477,970,785

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1 議会費		141,919,000	138,358,192
	1 議会費	141,919,000	138,358,192
2 総務費		2,130,301,000	1,868,479,984
	1 総務管理費	1,748,784,000	1,532,927,683
	2 徴税費	202,656,000	191,529,862
	3 戸籍住民基本台帳費	93,998,000	69,681,905
	4 選挙費	47,928,000	40,657,061
	5 統計調査費	9,727,000	6,878,169
	6 監査委員費	27,208,000	26,805,304
3 民生費		6,362,594,000	5,876,683,057
	1 社会福祉費	3,845,337,000	3,571,979,591
	2 児童福祉費	1,927,021,000	1,756,178,085
	3 生活保護費	590,236,000	548,525,381
4 衛生費		1,978,403,036	1,834,534,401
	1 保健衛生費	497,461,000	404,729,647
	2 清掃費	858,526,036	832,060,149
	3 簡易水道設置費	45,000	40,752
	4 環境対策費	191,716,000	168,374,142
	5 病院費	405,897,000	405,897,000

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	3,560,808	3,560,808
0	3,560,808	3,560,808
133,989,080	127,831,936	261,821,016
117,198,080	98,658,237	215,856,317
0	11,126,138	11,126,138
16,791,000	7,525,095	24,316,095
0	7,270,939	7,270,939
0	2,848,831	2,848,831
0	402,696	402,696
49,693,159	436,217,784	485,910,943
49,693,159	223,664,250	273,357,409
0	170,842,915	170,842,915
0	41,710,619	41,710,619
15,658,061	128,210,574	143,868,635
3,746,061	88,985,292	92,731,353
6,755,000	19,710,887	26,465,887
0	4,248	4,248
5,157,000	18,184,858	23,341,858
0	0	0

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
	6 上水道費	24,758,000	23,432,711
5 農林水産業費		484,291,000	412,196,428
	1 農業費	242,060,000	225,094,912
	2 林業費	202,390,000	150,028,229
	3 水産業費	39,841,000	37,073,287
6 商工費		844,073,868	638,846,357
	1 商工費	603,935,000	399,305,414
	2 総合経済対策費	240,138,868	239,540,943
7 土木費		1,199,138,200	1,038,600,681
	1 土木管理費	3,736,000	2,233,796
	2 道路橋りょう費	450,518,200	318,739,908
	3 河川費	15,126,000	13,921,703
	4 港湾費	3,105,000	3,086,000
	5 都市計画費	537,739,000	527,506,781
	6 住宅費	188,914,000	173,112,493
8 消防費		440,841,000	420,433,657
	1 消防費	440,841,000	420,433,657
9 教育費		1,521,689,500	1,217,930,233
	1 教育総務費	258,068,000	151,449,854

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	1,325,289	1,325,289
500,000	71,594,572	72,094,572
0	16,965,088	16,965,088
500,000	51,861,771	52,361,771
0	2,767,713	2,767,713
120,040,000	85,187,511	205,227,511
120,040,000	84,589,586	204,629,586
0	597,925	597,925
130,064,555	30,472,964	160,537,519
0	1,502,204	1,502,204
118,554,555	13,223,737	131,778,292
0	1,204,297	1,204,297
0	19,000	19,000
0	10,232,219	10,232,219
11,510,000	4,291,507	15,801,507
2,414,531	17,992,812	20,407,343
2,414,531	17,992,812	20,407,343
237,030,000	66,729,267	303,759,267
99,992,000	6,626,146	106,618,146

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
	2 小学校費	150,686,000	139,021,810
	3 中学校費	87,854,000	76,824,539
	4 社会教育費	198,691,000	185,255,322
	5 保健体育費	826,390,500	665,378,708
10 災害復旧費		75,228,000	66,624,643
	1 農林水産施設災害復旧費	7,801,000	7,798,846
	2 公共土木施設災害復旧費	53,022,000	44,923,997
	3 文教施設災害復旧費	14,405,000	13,901,800
11 公債費		2,129,187,000	2,128,362,780
	1 公債費	2,129,187,000	2,128,362,780
12 予備費		10,898,000	0
	1 予備費	10,898,000	0
歳 出 合 計		17,318,563,604	15,641,050,413

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	11,664,190	11,664,190
0	11,029,461	11,029,461
0	13,435,678	13,435,678
137,038,000	23,973,792	161,011,792
0	8,603,357	8,603,357
0	2,154	2,154
0	8,098,003	8,098,003
0	503,200	503,200
0	824,220	824,220
0	824,220	824,220
0	10,898,000	10,898,000
0	10,898,000	10,898,000
689,389,386	988,123,805	1,677,513,191

一般会計

歳入合計	16,840,592,819 円
------	------------------

歳出合計	15,641,050,413 円
------	------------------

歳入歳出差引残額	1,199,542,406 円
----------	-----------------

内

基金繰入金	600,000,000 円
-------	---------------

議第 79 号

令和 5 年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和 5 年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 12 日提出

水俣市長 高岡利治

令和 5 年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 国民健康保険税		290,489,000	296,199,677
	1 国民健康保険税	290,489,000	296,199,677
2 使用料及び手数料		208,000	142,550
	1 手数料	208,000	142,550
3 国庫支出金		36,000	28,000
	1 国庫補助金	36,000	28,000
4 県支出金		3,165,377,000	2,988,648,878
	1 県補助金	3,165,377,000	2,988,648,878
5 財産収入		593,000	587,784
	1 財産運用収入	593,000	587,784
6 繰入金		235,621,000	321,761,137
	1 他会計繰入金	170,458,000	156,598,137
	2 基金繰入金	65,163,000	165,163,000
7 繰越金		60,956,000	60,956,319
	1 繰越金	60,956,000	60,956,319
8 諸収入		3,570,000	11,353,740
	1 延滞金加算金及び過料	2,013,000	350,219
	2 市預金利子	1,000	0
	3 雑入	1,556,000	11,003,521
歳 入 合 計		3,756,850,000	3,679,678,085

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
272,408,757	4,605,559	19,185,361	18,080,243
272,408,757	4,605,559	19,185,361	18,080,243
142,550	0	0	65,450
142,550	0	0	65,450
28,000	0	0	8,000
28,000	0	0	8,000
2,988,648,878	0	0	176,728,122
2,988,648,878	0	0	176,728,122
587,784	0	0	5,216
587,784	0	0	5,216
321,761,137	0	0	△86,140,137
156,598,137	0	0	13,859,863
165,163,000	0	0	△100,000,000
60,956,319	0	0	△319
60,956,319	0	0	△319
10,326,746	0	1,026,994	△6,756,746
350,219	0	0	1,662,781
0	0	0	1,000
9,976,527	0	1,026,994	△8,420,527
3,654,860,171	4,605,559	20,212,355	101,989,829

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1 総務費		96,842,000	93,403,998
	1 総務管理費	61,832,000	60,519,695
	2 徴税費	27,460,000	26,576,989
	3 運営協議会費	563,000	212,100
	4 国民健康保険特別対策費	6,987,000	6,095,214
2 保険給付費		2,732,675,000	2,670,168,440
	1 療養諸費	2,390,527,000	2,335,347,217
	2 高額医療費	337,672,000	331,891,177
	3 移送費	45,000	0
	4 出産育児諸費	3,340,000	1,840,000
	5 葬祭諸費	1,080,000	1,080,000
	6 傷病手当金	11,000	10,046
3 国民健康保険事業費 納付金		763,646,000	763,644,205
	1 医療給付費分	584,005,000	584,004,101
	2 後期高齢者支援金等分	138,575,000	138,574,520
	3 介護納付金分	41,066,000	41,065,584
4 共同事業拠出金		1,000	117
	1 共同事業拠出金	1,000	117

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	3,438,002	3,438,002
0	1,312,305	1,312,305
0	883,011	883,011
0	350,900	350,900
0	891,786	891,786
0	62,506,560	62,506,560
0	55,179,783	55,179,783
0	5,780,823	5,780,823
0	45,000	45,000
0	1,500,000	1,500,000
0	0	0
0	954	954
0	1,795	1,795
0	899	899
0	480	480
0	416	416
0	883	883
0	883	883

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
5 保健事業費		46,513,000	31,318,821
	1 保健事業費	6,359,000	4,122,702
	2 特定健康診査等事業費	40,154,000	27,196,119
6 基金積立金		56,086,000	56,086,000
	1 基金積立金	56,086,000	56,086,000
7 公債費		10,000	0
	1 公債費	10,000	0
8 諸支出金		21,077,000	17,411,778
	1 償還金及び還付加算金	7,472,000	3,881,778
	2 繰出金	13,605,000	13,530,000
9 予備費		40,000,000	0
	1 予備費	40,000,000	0
歳 出 合 計		3,756,850,000	3,632,033,359

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	15,194,179	15,194,179
0	2,236,298	2,236,298
0	12,957,881	12,957,881
0	0	0
0	0	0
0	10,000	10,000
0	10,000	10,000
0	3,665,222	3,665,222
0	3,590,222	3,590,222
0	75,000	75,000
0	40,000,000	40,000,000
0	40,000,000	40,000,000
0	124,816,641	124,816,641

国民健康保険事業特別会計

歳	入	合	計	3,654,860,171 円
---	---	---	---	-----------------

歳	出	合	計	3,632,033,359 円
---	---	---	---	-----------------

歳	入	歳	出	差	引	残	額	22,826,812 円
---	---	---	---	---	---	---	---	--------------

内

基	金	繰	入	金	0 円
---	---	---	---	---	-----

議第 80 号

令和 5 年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

令和 5 年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 12 日提出

水俣市長 高岡利治

令和 5 年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 保険料		310,795,000	300,749,900
	1 後期高齢者医療保険料	310,795,000	300,749,900
2 使用料及び手数料		33,000	36,000
	1 手数料	33,000	36,000
3 繰入金		163,399,000	161,703,927
	1 一般会計繰入金	163,399,000	161,703,927
4 繰越金		2,000	1,193,197
	1 繰越金	2,000	1,193,197
5 諸収入		594,000	343,900
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	2,800
	2 償還金及び還付加算金	573,000	145,700
	3 預金利子	1,000	0
	4 雑入	0	195,400
歳 入 合 計		474,823,000	464,026,924

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
300,344,800	17,700	387,400	10,450,200
300,344,800	17,700	387,400	10,450,200
36,000	0	0	△3,000
36,000	0	0	△3,000
161,703,927	0	0	1,695,073
161,703,927	0	0	1,695,073
1,193,197	0	0	△1,191,197
1,193,197	0	0	△1,191,197
343,900	0	0	250,100
2,800	0	0	17,200
145,700	0	0	427,300
0	0	0	1,000
195,400	0	0	△195,400
463,621,824	17,700	387,400	11,201,176

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1 総務費		473,395,000	461,509,873
	1 総務管理費	16,988,000	16,027,131
	2 徴収費	5,961,000	5,549,992
	3 後期高齢者医療広域連合 納付金	450,446,000	439,932,750
2 保健事業費		855,000	698,724
	1 保健事業費	855,000	698,724
3 諸支出金		573,000	152,900
	1 償還金及び還付加算金	573,000	152,900
歳 出 合 計		474,823,000	462,361,497

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	11,885,127	11,885,127
0	960,869	960,869
0	411,008	411,008
0	10,513,250	10,513,250
0	156,276	156,276
0	156,276	156,276
0	420,100	420,100
0	420,100	420,100
0	12,461,503	12,461,503

後期高齢者医療特別会計

歳	入	合	計	463,621,824 円
---	---	---	---	---------------

歳	出	合	計	462,361,497 円
---	---	---	---	---------------

歳	入	歳	出	差	引	残	額	1,260,327 円
---	---	---	---	---	---	---	---	-------------

内

基	金	繰	入	金	0 円
---	---	---	---	---	-----

議第 8 1 号

令和 5 年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

令和 5 年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

令和 5 年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 保険料		656,655,000	652,183,877
	1 介護保険料	656,655,000	652,183,877
2 分担金及び負担金		300,000	260,400
	1 負担金	300,000	260,400
3 使用料及び手数料		46,000	42,400
	1 手数料	46,000	42,400
4 国庫支出金		983,858,000	975,795,180
	1 国庫負担金	611,995,000	611,994,800
	2 国庫補助金	371,863,000	363,800,380
5 支払基金交付金		965,540,000	941,758,000
	1 支払基金交付金	965,540,000	941,758,000
6 県支出金		545,958,000	544,939,315
	1 県負担金	515,928,000	517,271,250
	2 県補助金	30,030,000	27,668,065
7 繰入金		595,537,000	564,008,034
	1 一般会計繰入金	595,537,000	564,008,034
8 繰越金		167,562,000	167,562,422
	1 繰越金	167,562,000	167,562,422
9 諸収入		4,619,000	5,317,131
	1 延滞金、加算金及び過料	35,000	24,500
	2 預金利子	1,000	0
	3 雑入	4,583,000	5,292,631
歳 入 合 計		3,920,075,000	3,851,866,759

(単位 : 円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
650,345,777	651,000	1,187,100	6,309,223
650,345,777	651,000	1,187,100	6,309,223
260,400	0	0	39,600
260,400	0	0	39,600
42,400	0	0	3,600
42,400	0	0	3,600
975,795,180	0	0	8,062,820
611,994,800	0	0	200
363,800,380	0	0	8,062,620
941,758,000	0	0	23,782,000
941,758,000	0	0	23,782,000
544,939,315	0	0	1,018,685
517,271,250	0	0	△1,343,250
27,668,065	0	0	2,361,935
564,008,034	0	0	31,528,966
564,008,034	0	0	31,528,966
167,562,422	0	0	△422
167,562,422	0	0	△422
5,317,131	0	0	△698,131
24,500	0	0	10,500
0	0	0	1,000
5,292,631	0	0	△709,631
3,850,028,659	651,000	1,187,100	70,046,341

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1 総務費		82,665,000	78,837,587
	1 総務管理費	43,743,000	41,715,106
	2 徴収費	6,201,000	6,001,231
	3 介護認定審査会費	32,523,000	31,004,000
	4 趣旨普及費	18,000	4,750
	5 運営協議会費	180,000	112,500
2 保険給付費		3,470,530,000	3,321,634,103
	1 介護サービス等諸費	3,126,564,000	3,011,189,547
	2 介護予防サービス等諸費	141,164,000	133,215,370
	3 その他諸費	3,094,000	3,079,506
	4 高額介護サービス等費	73,480,000	73,457,932
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,866,000	2,908,381
	6 特定入所者介護サービス等費	120,362,000	97,783,367
3 地域支援事業		197,939,000	170,698,427
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	75,601,000	65,918,652
	2 一般介護予防事業費	29,945,000	27,849,577
	3 包括的支援事業・任意事業	92,084,000	76,686,000
	4 その他諸費	309,000	244,198

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	3, 827, 413	3, 827, 413
0	2, 027, 894	2, 027, 894
0	199, 769	199, 769
0	1, 519, 000	1, 519, 000
0	13, 250	13, 250
0	67, 500	67, 500
0	148, 895, 897	148, 895, 897
0	115, 374, 453	115, 374, 453
0	7, 948, 630	7, 948, 630
0	14, 494	14, 494
0	22, 068	22, 068
0	2, 957, 619	2, 957, 619
0	22, 578, 633	22, 578, 633
0	27, 240, 573	27, 240, 573
0	9, 682, 348	9, 682, 348
0	2, 095, 423	2, 095, 423
0	15, 398, 000	15, 398, 000
0	64, 802	64, 802

(歳 出)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
4 基金積立金		58,324,000	58,322,898
	1 基金積立金	58,324,000	58,322,898
5 公債費		1,000	0
	1 公債費	1,000	0
6 諸支出金		110,116,000	109,877,024
	1 償還金及び還付加算金	108,303,000	108,064,824
	2 繰出金	1,813,000	1,812,200
7 予備費		500,000	0
	1 予備費	500,000	0
歳 出 合 計		3,920,075,000	3,739,370,039

(単位 : 円)

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
0	1,102	1,102
0	1,102	1,102
0	1,000	1,000
0	1,000	1,000
0	238,976	238,976
0	238,176	238,176
0	800	800
0	500,000	500,000
0	500,000	500,000
0	180,704,961	180,704,961

介護保険特別会計

歳	入	合	計	3,850,028,659 円
---	---	---	---	-----------------

歳	出	合	計	3,739,370,039 円
---	---	---	---	-----------------

歳	入	歳	出	差	引	残	額	110,658,620 円
---	---	---	---	---	---	---	---	---------------

内

基	金	繰	入	金	0 円
---	---	---	---	---	-----

令和 6 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和6年度 水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,167,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年9月19日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第7号)

歳 入		(単位：千円)			
歳 入	款	項	既 定 額	補 正 額	計
12	分担金及び負担金		75,725	6,450	82,175
	1	分担金	22,172	6,450	28,622
14	国庫支出金		2,928,142	23,144	2,951,286
	1	国庫負担金	1,838,667	23,144	1,861,811
15	県支出金		1,569,266	5,850	1,575,116
	2	県補助金	713,792	5,850	719,642
18	繰入金		587,600	3,628	591,228
	1	基金繰入金	586,442	3,628	590,070
19	繰越金		31,028	4,019	35,047
	1	繰越金	31,028	4,019	35,047
21	市債		1,321,700	41,300	1,363,000
	1	市債	1,321,700	41,300	1,363,000
補正されなかった款に係る額			10,569,376		10,569,376
歳 入 合 計			17,082,837	84,391	17,167,228

歳 出		(単位：千円)			
歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
9	教育費		1,313,658	3,471	1,317,129
	5	保健体育費	470,963	3,471	474,434
10	災害復旧費		139,478	80,920	220,398
	1	農林水産施設災害復旧費	24,982	24,339	49,321
	2	公共土木施設災害復旧費	114,496	51,350	165,846
	3	文教施設災害復旧費	0	3,419	3,419
	4	その他公共施設・公用施設災害 復旧費	0	1,812	1,812
補正されなかった款に係る額			15,629,701		15,629,701
歳 出 合 計			17,082,837	84,391	17,167,228

1 変更

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
災害復旧事業	千円 62,900				千円 104,200	
	1,258,800				1,258,800	
計	1,321,700				1,363,000	

議第83号

財産の取得に係る追認について

水俣市立小学校教員用教科書、指導書等について、次のように財産を取得することとする。

令和6年9月19日提出

水俣市長 高岡利治

- | | |
|----------|--|
| 1 取得目的 | 水俣市立小学校の教員が授業で使用するため |
| 2 取得する財産 | 教科書 1,382冊、指導書 1,174冊、指導用教材 84冊 |
| 3 納入場所 | 水俣市内各小学校 |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 取得金額 | 31,658,564円 |
| 6 契約の相手方 | 熊本県水俣市大園町1丁目3番1号
合資会社 宮崎一心堂
代表社員 宮崎 容一 |

(提案理由)

水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

議第 8 4 号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

水俣市長 高 岡 利 治

住 所 水俣市白浜町 1 番 4 5 号
氏 名 森下 知恵子
生年月日 昭和 4 5 年 4 月 1 9 日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。